

令和7年1月24日提出

令和7年第1回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第149号

令和7年1月17日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

宮 下 誠

令和7年第1回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

令和7年度施政方針

報告第1号 小金井市土地開発公社の経営状況について

報告第2号 専決処分の報告について

議案第1号 令和6年度小金井市一般会計補正予算（第8回）

議案第2号 令和6年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

議案第3号 令和6年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

議案第4号 令和6年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

議案第5号 令和6年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）

議案第6号 令和7年度小金井市一般会計予算

議案第7号 令和7年度小金井市国民健康保険特別会計予算

議案第8号 令和7年度小金井市介護保険特別会計予算

議案第9号 令和7年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

議案第10号 令和7年度小金井市下水道事業会計予算

議案第11号 令和6年度小金井市一般会計補正予算（第7回）

議案第12号 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する
条例の一部を改正する条例

議案第13号 小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例
- 議案第17号 小金井市市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第18号 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第20号 小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

○ 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 東京都市議会議長会定例総会について

令和6年11月26日（火）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第164回地方財政委員会の会議結果について

ウ 第246回東京都都市計画審議会の会議結果について

エ 関東市議会議長会支部長会議及び第1回理事会の会議結果について

オ 東京市町村総合事務組合議会第2回定例会の会議結果について

カ 全国市議会議長会第238回理事会及び第118回評議員会合同会議の会議結果について

キ 第247回東京都都市計画審議会の会議結果 について

(2) 協議事項

ア 令和7年度東京都市議会議長会事業計画（案）について

イ 令和7年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について

ウ 令和7年度東京都市議会議長会関係役員（案）について

エ 令和6年度東京都市議会議員研修会について

2 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 小金井市立東中学校創立六十周年記念式典

ア 目 的 開校60周年に際し、市議会として祝意を表するため

イ 場 所 小金井市立東中学校

ウ 期 日 令和6年11月22日（金）

エ 派遣議員 全議員

一部事務組合議会等活動状況報告

- 1 昭和病院企業団議会
選出議員 村山ひでき議員 小林正樹議員

- 2 湖南衛生組合議会
選出議員 五十嵐京子議員 たゆ久貴議員

- 3 東京都十一市競輪事業組合議会
選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

- 4 東京都六市競艇事業組合議会
選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和6年11月8日から令和7年1月3日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

令和6年11月22日（金） 令和6年第2回定例会

2 会議の概要

令和6年11月22日（金） 令和6年第2回定例会

行政報告4件及び議案1件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 令和6年度公立昭和病院4～9月期取扱患者実績について
- 2 令和6年度昭和病院企業団病院事業会計4～9月期収支概況について
- 3 令和5年度公立昭和病院中期計画の点検・評価について
- 4 その他

令和5年度昭和病院企業団病院事業会計事故繰越し繰越計算書の報告について

以上4件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第6号 令和5年度昭和病院企業団病院事業決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和6年11月20日（水） 令和6年第2回定例会

2 会議の概要

令和6年11月20日（水） 令和6年第2回定例会

議案5件を審議した。

議案第3号 令和5年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第4号 湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

議案第5号 湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

議案第6号 湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 令和6年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第1号）

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和6年11月8日（金） 令和6年第2回定例会

2 会議の概要

令和6年11月8日（金） 令和6年第2回定例会

議案2件を審議した。

第8号議案 令和6年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

第9号議案 令和5年度東京都十一市競輪事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和6年11月8日（金） 令和6年第2回定例会

2 会議の概要

令和6年11月8日（金） 令和6年第2回定例会

議案2件を審議した。

第10号議案 令和5年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

第1号認定 令和5年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計決算認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

令和7年度

施政方針

令和7年1月24日

小金井市長 白井 亨

目 次

1	はじめに.....	1
2	基本姿勢の再確認.....	2
3	4つの重要課題.....	2
4	小金井市を取り巻く現状.....	3
5	令和7年度の重要な視点.....	4
6	令和7年度予算の概要と市政運営の基本政策.....	5
7	むすび.....	1 4

1 はじめに

令和7年第1回市議会定例会の開会に当たり、令和7年度の市政運営方針につきまして所信を申し述べ、市民の皆様及び市議会議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、可燃ごみ共同処理につきまして施設周辺にお住まいの日野市民の皆様及び関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設が本格稼働して間もなく6年目に入ります。引き続き本市に与えられた役割と責任を誠実に果たしていきます。あわせて、廃棄物の最終処分場の運営につきまして、多大なる御理解と御協力をいただいている日の出町の皆様に深く感謝申し上げます。今後も本市は、東京たま広域資源循環組合の構成市として、廃棄物の最終処分場を大切に使い続けられるよう全力で取り組んでいきます。さらに、市内清掃関連施設につきましては、平成28年に小金井市清掃関連施設整備基本計画の策定に着手し、令和7年3月に2つ目の施設が竣工し、完了となります。この間、2つの施設周辺にお住まいの皆様には、多大なる御理解と御協力をいただき心より感謝申し上げます。そして、本市は、全ての施設周辺にお住まいの皆様及び関係者の皆様の御理解と御協力の下、安定処理が可能となるものであるということを決して忘れることなく、御負担を少しでも軽減するため、引き続き、循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を目指し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組めます。

各種健診（検診）、予防接種事業、健康講演会及び休日診療等に当たり、医師会を始め、歯科医師会、薬剤師会の皆様には、日頃から市民の健康の維持・増進及び医療体制の確保のため、御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

また、消防団、町会・自治会、民生委員・児童委員、NPOの皆様など、市政を推進していく上で欠かせない存在として、日頃から様々な分野で支えていただいている全ての皆様に深く感謝申し上げます。

私が市長に就任して3年目を迎えましたが、この間、「みんなのタウンミーティング」を毎月開催し、子どもたちが主体的に意見を述べる機会として「小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会」や18歳から39歳までの若者を対象としたワークショップ「若者MIRAIトーク」を実施しました。市公式LINEアカウントの運用や昨年8月には市報の紙面を一

新し、市政情報を分かりやすく届け、自分事として捉えるような働きかけに着手しています。市民参加のバリエーションを増やし、今後の地域の担い手創出についての取組を始めたところです。

第5次小金井市基本構想に掲げる将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現に向け、これらのことも念頭に入れながら令和7年度も計画に沿った施策を始め、市民ニーズと社会の要請に応えられる小金井市を目指し、取り組んでいく所存です。

2 基本姿勢の再確認

小金井市の新しい時代を切り拓くため、「みんなでつくろう。いろいろが、彩るまち」をスローガンとして、4つの重要課題の解決に取り組むとともに、市民参加・協働と地域資源を活用しつつ、多様性を尊重し合う、あらゆる世代の全ての市民が暮らしやすいまちを目指します。

3 4つの重要課題

国は、「令和7年度の経済見通しにおいて、実質GDP成長率は1.2%程度、名目GDP成長率は2.7%程度、消費者物価（総合）は2.0%程度の上昇率になると見込まれる。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要がある」としており、「物価高騰への対策」につきましては、引き続き市民生活や市内事業者への影響が懸念されることから、国及び東京都の動向を見定め、適切に対応していきます。

「市全体の保育の質の向上と市立保育園の在り方の検討」につきましては、令和6年度に小金井市立保育園の在り方検討委員会を立ち上げ、議論を重ねているところです。今後につきましては、令和7年5月に答申をいただき、その内容を踏まえ、新たな保育業務の総合的な見直し方針を改定し、9月に令和8年4月入所に向けた小金井市立保育園条例の改正を目指します。

「新庁舎・（仮称）新福祉会館建設の早期実現」につきましては、令和6年第4回市議会定例会で工事予算を御議決いただきました。福祉・協働・交流のまちづくり、本庁舎の老朽化、大規模な組織改正、職員のパフォーマンス向上、跡地活用、第二庁舎の賃借解消等、この事業を進め実現させ

ることが市政の進展につながります。施工者選考を経て施工者を決定し、令和7年7月の建設工事着工を目指し、令和10年10月供用開始に向け着実に進捗していきます。

「東京都に対し、2本の都市計画道路整備の中止を求めること」につきましては、市の独自検証を終え、総合的判断を基に、今年度中に要望書を提出するなど、はげと野川を守り、豊かな暮らしや文化を後世に継承していくため、適切に対応します。

4 小金井市を取り巻く現状

小金井市を取り巻く現状を、マクロの視点とミクロの視点から考察します。

<マクロの視点>

私たちは混沌とした時代を迎えました。ロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、世界各地で紛争が絶えず、他者への思いやりや支え合いの機運が希薄化して分断を深めるような社会の風潮が漂い、危機感を抱いています。また、気候変動の影響は甚大で、夏は異常に暑く以前とは四季の移ろいの感覚が異なるようにも感じられます。去年は小金井市でも土砂災害警戒区域に避難指示を出す状況にもなりました。

我が国の社会情勢に目を向けると少子化はとどまる気配もなく、厚生労働省による最新の人口動態統計月報年計において、出生数は全国で72.7万人と、過去最低を更新しています。また、度重なる物価高騰に賃金上昇が追い付かず、いわゆる団塊世代の方々が75歳以上となる2025年問題の年を迎え、この流れが止まらない状況に、今後の社会保障制度の在り方が大きな課題となっています。

そのような中、行政においては、市民一人一人の人権意識の醸成に力を入れる必要があること、今後長期的にみて労働者、地域の担い手、税収が減っていく時代を本格的に想定しなければならないこと、また災害への備えと気候変動対策は際限がないものの、できることを今から地道に取り組まなければならないこと、資材や物価高騰の現状に対しての対策を打たなければならないことを認識しなければなりません。

<ミクロの視点>

小金井市は多くの課題を抱えており、更に社会の現状から深刻な問題を突き付けられています。小金井市というまちは行政のみならず、様々な分野においてボランティアや主体的に活動される団体の皆様の御尽力により、魅力的なまちであるとともに安心安全が守られています。一方で、消防団、町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO等で担い手が足りず、これまでどおりの運営が危ぶまれる状況を耳にしています。また一部のコミュニティバスの運行についても、運転士不足により、今後の持続可能性が危惧されています。あらゆる分野における人材不足はもはや地方の問題ではなく、小金井市においても同様に捉えなければならなくなりました。小金井市で起こっていることを再認識し、持続可能な自治体経営を目指す中で、多様な市民ニーズを把握し、地域とのつながりを創出しながら、職員それぞれが持つパフォーマンスを発揮して、充実した施策展開を行っていけるような市役所に変革していかなければなりません。

5 令和7年度の重要な視点

これらの現状を踏まえ、令和7年度は次の3つを重要な視点と捉え、市政運営に臨みます。

(1) 気候危機へ今後の更なる対策の検討

小金井市気候非常事態宣言では、「私たちは気候危機を自らの問題として認識し、経済社会活動やライフスタイルの変革に取り組むなど、気候危機への対策を加速させなければなりません」としています。2050年までに「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことから、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画の温室効果ガス排出削減目標を見直します。また、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より大事なことから、無作為抽出により選出された市民を中心とした（仮称）小金井市気候市民会議を開催することで行動変容につなげるなど、市民の更なる環境啓発と意識の醸成を図ります。

(2) 今後の市政・まちづくりの根幹となる各種計画策定

市の最上位計画となる第5次小金井市基本構想・後期基本計画を始め、(仮称)小金井市行財政改革2030、(仮称)小金井市第7次男女共同参画行動計画、公共施設の在り方・再編方針、小金井市産業振興プラン、明日の小金井教育プラン、第5次小金井市生涯学習推進計画等を着実に策定してまいります。

(3) 「みんなでつくるまち」実現のための参加と協働の取組及び検討

「みんなでつくるまち」の実現に向け、引き続き市民参加と協働を推進していきます。市民参加につきましては市民参加推進会議からの提言を踏まえ、市民参加の裾野を広げるために、若者等サイレント層の市民参加の促進に向け、研究・検討に努めます。市民協働につきましては、令和7年度も引き続き、市民提案型と行政提案型の双方の事業を推進し、職員、市民ともに協働で市政運営に関わる意識醸成につなげます。また、市民協働支援センターは、令和10年度に新庁舎・(仮称)新福社会館が供用開始となる見込みであることから、今後委託先の小金井市社会福祉協議会や庁内関係各課と調整を進めるほか、市民協働支援センター再検討委員会を設置し、開設に向けた検討と準備を開始します。

6 令和7年度予算の概要と市政運営の基本政策

令和7年度は、第5次小金井市前期基本計画が最終年度を迎えることから、実施計画掲載事業の着実な実施及び行政評価を通じた検証とともに、社会・経済情勢等を踏まえた見直し、再構築を行う等、戦略的に経営資源を投入し、効果的・効率的な予算編成に努めることが重要となります。

新たなステージへの移行にも留意しつつ、限りある全ての行政経営資源の最大限の活用を基本とし、長期的展望に立った計画的かつ持続可能な財政運営を推進するため、第5次小金井市基本構想の将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現に向け、未来につなげるまちづくりを進める予算として編成しました。

令和7年度予算は、一般会計524億円、前年度対比17億3,200万円、3.2%の減、特別会計及び公営企業会計を合わせた全会計では788億4,094万1千円で、前年度対比20億6,818万4千円、2.6%の減となりました。詳しくは、本定例会に御提案申し上げております

各会計別予算案の中で、御説明申し上げます。

それでは、第5次小金井市基本構想に掲げる6つの政策の柱に沿って、方針や予定する取組の概要について申し上げます。

はじめに、環境と都市基盤の分野です。

令和7年度に、本市では初めてのインクルーシブデザインに配慮した遊び場及び菜園等を整備します。この整備に当たっては、遊び場等を整備するだけではなく、障がい者等の視点にも立ち、どのように活用していくかを考えるため、「小金井みんなの公園プロジェクト」を立ち上げました。この間、子どもや関係者から幅広く意見を聴き、検討や実証実験を進めてきましたので、その成果を、整備に反映することにより、あらゆる子どもや保護者同士の相互理解の促進を図り、共生社会の実現に寄与することを目指します。

令和7年3月に本格稼働するメタウォーターサステナブルパークこがねいは、施設見学に対応できるように建設しており、野川クリーンセンターと併せまして、様々な環境に関連した啓発事業を実施していきます。また、家庭生ごみの資源化モデル事業の開始により発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むとともに、市民サービスの向上のため、粗大ごみ収集の申込みをオンラインで行えるよう、業務フロー等の見直しを検討します。

駅周辺のまちづくりにつきましては、武蔵小金井駅北口は、賑わいの再生や安全な住環境整備が求められており、駅周辺の整備を計画的に進めます。令和6年度に都市計画決定しましたので、令和7年度は都市再開発法に基づく手続に着手し、組合設立認可を目指すとともに、地元関係者の皆様と引き続き連携し情報発信等に努めていきます。また、東小金井駅北口においては、東部地域の中心として歩いて楽しい賑わいのある魅力的なまちを目指して、引き続き土地区画整理事業を着実に推進していきます。

また、道路の無電柱化事業につきましては、小金井市無電柱化推進計画に基づき、新庁舎建設予定地が接する緑中央通りでは電線共同溝設置工事、武蔵小金井駅北口商店街のムサコ通りでは通信設備の引込連系管設置工事を行います。

都市計画道路について、東京都が次期事業化計画策定を公表したことも

踏まえ、昨年度に引き続き市内における未着手路線の優先順位を整理し、市施行優先整備路線の候補の選定を行います。

公共交通につきましては、社会問題にもなっている公共交通の担い手が減少していることを踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、コミュニティバスと路線バスを合わせて交通ネットワーク再編事業に引き続き取り組みます。また、放置自転車保管所をより長期的に使用できるJR中央線高架下へ移転します。

次に、地域と経済の分野です。

能登半島では令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」及び令和6年9月の「令和6年奥能登豪雨」と相次いで大規模自然災害に見舞われ、多くの方が今も避難生活を余儀なくされています。改めて、犠牲になられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。地震発生後、市では被災地支援のために職員を派遣し、現地状況の報告を受け、被害の甚大さ、深刻さを改めてつぶさに認識しました。大規模災害に対する備えに、引き続き取り組まなければならないのはもちろんのこと、あわせて、市民の防災意識の向上が肝要であり、令和6年度は台風の影響で中止となりましたが、総合防災訓練は「こがねい防災フェスタ」と改め、より多くの市民の皆さんに積極的に参加していただけるイベントになるよう工夫します。また、自主防災組織向けの防災講座を拡大し、地域のつながりの中での災害対応力の醸成を図ります。令和6年11月に桜を介して交流があったことなどが縁となり、茨城県桜川市と災害時相互応援に関する協定を締結しました。今後も災害が発生した場合における自治体同士の助け合いの関係を更に広げるため、他地域での協定締結に向け取り組みます。他にも、災害発生時への備えとして、自主防災組織の育成・新規結成を図るとともに、各地域の防災訓練や災害対策本部訓練などを通じて地域防災力を高めていきます。また、生業を持つ傍ら地域社会における消防防災活動の一翼を担う消防団について、引き続き、各種訓練や操法審査を通じた技術向上・組織強化を図ります。

安全・安心まちづくりについて、市公式LINEと連携した「こがねい安全・安心メール」を始めとする情報配信、小金井警察署と連携した啓発活動、地域における見守り活動支援等を進めていきます。

産業振興につきましては、現行の小金井市産業振興プランが最終年度を迎えるため、産業振興の目指すべき方向性や取組を整理し、新しい小金井市産業振興プランの策定に取り組めます。また、魅力が生み出され、その魅力に触れることができる、活気のあるまちを目指すため、市民、事業者、商店会、小金井市商工会、小金井市観光まちおこし協会及び関係機関等と連携を図ります。

農業振興につきましては、都市における農地は、新鮮で安全な農産物の供給や環境保全、景観形成、農業体験の場、防災などの多面的な機能など、重要な役割を果たしており、関心も高まっています。農業者、JA東京むさし及び関係機関等と連携し、都市農業に関する期待や役割に対応した取組を行います。

次に、子どもと教育の分野です。

令和7年度からの5か年を計画期間とする次期「のびゆくこどもプラン 小金井」につきましては、これまで子ども・子育て会議において御審議いただき、現在素案に対するパブリックコメントを実施しておりますが、こども基本法に基づく本市の子ども施策の総合計画として、令和6年度末までに策定します。本計画に基づき、子どもがのびのびと育つまちの実現に向け、また子育てしやすい環境づくりにつきまして様々な事業・施策に取り組んでいきます。

何より安心して子どもを産み育てるためのサポートの拡充が必要です。市内の産後サポートを必要とする母子が、身近な医療機関や助産院、自宅において産後ケアを受けることができるよう、産後ケアの実施施設を新たに追加するとともに、助産師による自宅へのアウトリーチ型産後ケアを開始します。また、低所得の妊婦等の経済的負担の軽減を図り、継続的な把握と必要な支援につなげることを目的として初回の産科受診料助成を開始します。あわせて、親子間における適切な関係性の構築を図るため、親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）を開始します。

保育分野につきましては、待機児童解消施策の推進に伴い施設数が増えたものの、想定以上に就学前児童人口が減少していることから定員の適正化を含めた教育・保育の安定的な供給の確保に努めるとともに、市全体の保育の質の維持・向上に向けた仕組みづくりが必要となります。

女性の就業率の上昇及び就学児童数の増加を背景として学童保育所利用者が増加し続けており、この傾向は今後しばらく続くことが想定されます。学童保育所の大規模化対策として、市長部局と教育委員会で対策会議を開き、課題の共有化と対応策について検討を続けているところです。また、利用者が増加傾向にある小学校区を中心に、引き続き民設民営学童保育所の設置に向けて事業者を募集します。

子どもオンブズパーソンが設置されて2年が経過しました。令和6年3月策定の「小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」によれば「小金井市子どもの権利に関する条例」に関する質問項目の回答状況は向上しているものの、子どもの権利が保障される社会実現のため、更なる認知度向上のための取組が必要です。「(仮称)子どもの権利の日」制定等、市全体で考えるきっかけの創出について検討を進めます。子どもの意見聴取につきましては、市政運営に子どもの意見を反映させるための仕組みについて、検討していきます。

「第3次明日の小金井教育プラン」は令和7年度が最終年度となるため、検討会議を設置して令和8年度からの5年間を計画期間とする次期計画策定を行います。

市立小中学校においては、東京都の支援が拡充されたことを受け、令和7年1月以降に提供する給食につきまして、当面の間保護者が負担する学校給食費を無償化し、保護者の経済的負担軽減を図ります。

様々な理由で学校に通いづらい状況にある児童・生徒がより登校しやすく、安心して学校生活を送ることができる校内別室指導を小学校2校及び中学校4校で実施し、児童・生徒に対する学習、遊びその他の活動に係る必要な見守り及び支援を行います。また、水泳指導外部委託は対象学年及び実施時期等を変更し、本町小学校にて令和6年度に引き続き試行実施することとし、今後の制度構築に向けて検討を進めます。

令和2年度に調達した教育用タブレット端末について、耐用年数を迎えるため更新を行います。児童・生徒の古い端末を更新することで、セキュリティ対策を更に高め、より安定的なインターネット接続環境を提供します。

学校施設面につきましては、小金井市学校施設長寿命化計画に基づき、各学校の老朽化対策及び学級数増加へ対応していきます。令和7年度は、

小金井第一小学校において校舎改築工事に着手するなど、引き続き安全安心な学習環境の整備・充実に取り組んでいきます。また、令和3年度から取り組んできた学校トイレの洋式化につきましては、令和6年度末までに小中学校全体での洋式化率が80%に達しますが、引き続き改修工事を実施し、トイレ環境の改善に努めます。

次に、文化と生涯学習の分野です。

名勝小金井（サクラ）は名勝指定100周年を迎え、昨年12月8日に小金井 宮地楽器ホールで、記念式典及び「笑顔広がる！小金井桜フェス」を盛大に開催することができました。今後は、次の100年に向けて小金井市の魅力をより一層高める取組を推進していきます。

日本は今年、戦後80年を迎えます。去年は、世界に向けて核兵器廃絶や核実験禁止を訴え続けてきた日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が、ノーベル平和賞を受賞されました。このような世界情勢であるからこそ、一層平和の尊さを考え、平和への思いが次世代においても継承されていくよう、引き続き、各種平和事業を通して継続的な啓発に努めます。

男女共同参画の推進につきましては、誰もが性別に関わりなく個人として対等に尊重され、個性と能力を発揮する機会が確保されることが望まれ、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会の実現が求められています。令和7年度は、(仮称)小金井市第7次男女共同参画行動計画の策定を着実に進めるとともに、引き続き、「小金井市男女平等基本条例」、「パートナーシップ宣誓制度」などの理念の普及に努め、ジェンダー平等を大切に、多様性への理解の促進、推進を基本姿勢に施策事業を実施していきます。

生涯学習の分野につきましては、令和7年度は第4次小金井市生涯学習推進計画の最終年度であり、本計画に基づき、0歳から高齢者まで、人生100年時代を楽しむ生涯学習環境の構築を引き続き推進していきます。また、新たな計画策定に取り組み、地域と共につくる生涯学習の充実を図り、学校と地域、地域で活動している社会教育団体や市内教育機関がつながる仕組みづくりを目指していきます。

学校部活動の今後につきましては、地域連携に関する検討委員会において議論を重ねていただいておりますが、委員会からの答申を経て、小金井

らしい計画を策定の上、地域連携・地域移行に向けた取組を進めていきます。

加えて、市民の健康維持・増進を図るためには、スポーツ振興施策の充実が欠かせません。令和7年度には総合体育館及び栗山公園健康運動センターの指定管理者が変更となりますので、新たな環境の下で、より一層、市民の皆様がスポーツに親しんでいただくことができるよう全力で取り組んでいきます。

公民館では子どもや若者の利用促進に向けて、少年教育事業の充実に取り組めます。公民館が地域との連携、多世代が集える地域の拠点となるよう、公民館本館では、中高生を対象としてコミュニティリーダーを養成する講座を、公民館貫井南分館では小中学生を対象に、地域や併設している貫井南児童館に来館している子どもを対象とした講座を実施します。

図書館につきましては、令和6年度に図書館の開館時間を延長するとともに、本館一般書フロアに閲覧機を設置しました。令和7年度は、お子さんをお預かりして、保護者の方に図書館で読書ができる時間を楽しんでもいただける託児サービスを実施し、誰もが利用しやすい施設とサービスの環境づくりを進めます。

次に、福祉と健康の分野です。

令和7年度は、「いきいきとした暮らしの充実」、「自立した暮らしの支援と実現」、「健康な暮らしの支援と実現」のため、第3期小金井市保健福祉総合計画に基づき、3つの基本目標として定めている「福祉のまちづくり」、「包括的支援体制の構築」、「地域活動の活性化」に係る各事業を推進していきます。また、令和6年度末に策定が完了する「小金井市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、地域住民の多様な支援ニーズを受け止める力を高めていくため、これまでの取組をいかしながら、重層的支援体制整備事業を本格実施します。

また、課題であった福祉避難所につきましては、運営体制整備として、発電機、投光器の備品配備を開始するとともに、実際の開設に当たっては職員の確保や関係部署との連携が必要となるため、運営体制の整備に努めます。

高齢者福祉につきましては、第9期小金井市介護保険・高齢者保健福祉

総合事業計画に基づき、介護・医療・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現、介護保険制度の健全な運営に取り組みます。また、次期計画策定に向け、アンケート調査を実施します。

障害福祉の分野では、本市は平成30年10月に、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例を制定し、全ての人が基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合う社会の実現に向け取り組んでいるところです。令和4年4月に本条例を改正したところですが、当時の状況を踏まえた必要最低限の内容での改正にとどめており、令和6年4月に改正差別解消法が施行されたことから、令和7年度は条例の普及に引き続き努めるとともに、令和9年4月の施行を目途とする条例の見直しに向けた検討を開始します。

令和5年7月から医療的ケア児コーディネーターを配置していますが、令和7年度は協議の場及び事業の機能を活用しつつ、関係機関向け研修会等を実施し、受入態勢の整備に努めます。

健康・医療につきましては、市民の健康増進を図る観点から、受動喫煙防止対策として、たばこが健康に及ぼす悪影響について、更なる普及啓発を推進するとともに、庁内の横断的な連携体制の下、たばこを吸う人も吸わない人も共存できる分煙環境の整備に努めます。

次に、行政運営の分野です。

地域ごとの自治組織として重要な役割を担っている町会・自治会につきましては、加入率の微減傾向が続き、会員の高齢化とあいまって、今後の運営に深刻な問題を抱えており、この間、市議会でも多数の御意見をいただいていたところですが、令和6年度の町会長・自治会長との各ブロック会議では、その点を議題にして意見交換したところですが、令和7年度は民間団体の協力を得ることも含め、市として取り組めることを模索していきます。

また、近年繰り返し発生した事務の不適切な処理につきましては、コンプライアンス推進委員会の下に設置したプロジェクトチームによる検証報告に基づき、職員一人一人が問題意識をもって主体的に業務に取り組めるよう努めていきます。

市全体の経営戦略としては、人口減少社会の進行により、税収や職員などの経営資源が縮減する未来を想定し、そのような状況にあっても持続可能な自治体となるための制度や仕組み、組織づくりに重点を置いた小金井市行財政改革2025を強力に推進するとともに、小金井市行財政改革審議会での協議等を経て、令和7年度末までに次期行財政改革の指針となる「(仮称) 小金井市行財政改革2030」を策定します。

自治体DXの推進においては、市民の利便性向上、業務の効率化等を図るため、市民課及び税証明窓口においてキャッシュレス決済及びセミセルフレジを導入したほか、デジタル技術を活用した窓口利用者対応に関する実証事業を進めてきました。また、マイナンバーカードの更なる普及を目指し、令和7年2月より時限的にマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアにおける市民課及び市民税課の証明書発行において、全ての証明書の発行手数料を10円に減額します。令和7年度は、住民情報システムの標準化・共通化への移行によるデジタルインフラ整備を着実に行うことにより自治体間の情報連携効率化を促進するほか、各種申請手続等のオンライン化を進めるなど、更なる市民の利便性向上に努めます。さらに、行政事務の効率化及びタイムカードや各種申請書類のペーパーレス化を目的として、出退勤管理、休暇・時間外申請及び人事評価等の事務手続に関するシステムの導入に向け設計構築を開始します。

公民連携・アウトソーシングの推進においては、既に一部委託化している市民課窓口業務について、総合案内業務と併せ更なる委託化を進め、生み出した人材などの経営資源を、重要施策を抱える部署や時間外勤務が常態化している部署などに適切に再配分し、市民サービスの維持・向上に努めるとともに、新しい窓口業務の在り方について検討を進めます。

公共施設マネジメントの推進においては、小金井市公共施設の在り方・再編方針の策定のため、令和6年8月に小金井市公共施設在り方検討委員会を立ち上げ、市職員及び市民によるワークショップを進めてきており、令和7年度末までに従来の小金井市公共施設等総合管理計画を補完する方針を市民参加により策定します。また、安定的な施設管理を図るとともに、第4期小金井市地球温暖化対策実行計画(市役所版)に基づく温室効果ガスの排出抑制行動に向けた取組を推進するため、37施設で公共施設照明の一斉LED化を行います。

貫井南センター及び公民館緑分館視聴覚室においては、安定的かつエネルギー効率の良い施設運営ができるよう老朽化した空調設備の改修工事を行います。

また、市民活動の拠点である集会施設につきましては、老朽化した空調設備に対し計画的な修繕を行うよう御指摘をいただいたところです。令和7年度は公共施設マネジメントの視点も含め、今後の修繕方針を整理します。

市民参加と協働につきましては、更に推進するためには、何より「知る」ことがスタートであり、市政の情報が市民へ適時・適切に届かなければなりません。地域全体における担い手不足に対しましては、新たな地域人材創出のための仕掛けが課題となり、まずは市民とのコミュニケーション環境の改善を図ることが必要でした。市公式LINEアカウントの開設や市報こがねいの紙面リニューアルに取り組みましたが、令和7年度は市ホームページをリニューアルし伝わりやすく行動変容につながるようなコミュニケーションツールへと生まれ変わるよう取り組みます。

令和7年度は、「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」の最終年度となります。各施策の着実な進捗を図りつつ、将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現に向けて、令和8年度から始まる5か年の後期基本計画と中期財政計画を策定します。

どのような時代にあっても、住み続けたいまちであるために、不断の行財政改革と財政の健全化、スマート自治体を念頭に、計画的、効率的な行政執行に努めます。

7 むすび

市長就任1年目から引き続き、種を撒き、耕し、水をやることによって、少しずつでも成果につながる芽が伸びるように、令和7年度は「伸ばす」をテーマとします。それは、必要なところに支援の手を伸ばし、市内外の様々なネットワークを広げ、これまで課題として認識しながら十分に取り組めていないことや時代を見据え新しいことに着手していくという意味を込めています。

引き続き、地域に飛び出す職員を応援するとともに、地域の皆様や教育機関、民間団体、企業等とつながり合い、産官学民連携による一層の協働

を進め、地域の課題をみんなで考えることが肝要です。

まずは多様化する市民ニーズや、複雑化する社会課題に対して真摯に向き合い、解決に向けた「第一歩を踏み出す」ことです。本来は、綿密な計画が重要ですが、スモールスタートして走り出し、考えながら修正を繰り返し完成させる。必要に応じて、このような手法も選択しながら、一步一步確実に進めていきます。

新庁舎・(仮称)新福祉会館建設事業のスケジュールが確定したことにより、管理運営などの具体的な内容について検討していくことはもとより、何よりも移転を目途に着手を控えていた大規模な組織改正など様々なことが一斉に動き出すこととなります。移転予定の年は市制施行70周年の節目となります。この節目を市全体でお祝いできるよう、山積する課題解決と並行して着実に取り組みます。

市民の皆様及び市議会議員各位には、より一層の御理解、御協力をお願いし、本定例会に提案申し上げます令和7年度予算案を始め、各種案件につきまして、十分精査の上、御議決いただけますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

報告第1号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白 井 亨

小金井市土地開発公社の経営状況について

令和6年度小金井市土地開発公社変更事業計画

令和6年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算

令和6年度小金井市土地開発公社変更資金計画

令和7年度小金井市土地開発公社事業計画

令和7年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和7年度小金井市土地開発公社資金計画

令和6年度小金井市土地開発公社
変更事業計画

1 用地取得事業

事業名	変更前		変更後		比較	
	面積 (㎡)	事業費 (千円)	面積 (㎡)	事業費 (千円)	面積 (㎡)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	306.08	147,635	306.08	167,051	—	19,416
小金井都市計画公園 (小長久保公園)事業	152.15	87,209	152.15	82,162	—	△ 5,047
合計	—	234,844	—	249,213	—	14,369

2 用地売却事業

事業名	変更前		変更後		比較	
	面積 (㎡)	事業費 (千円)	面積 (㎡)	事業費 (千円)	面積 (㎡)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	48.38	7,623	48.38	7,623	—	—

令和6年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算

令和6年度小金井市土地開発公社の収入支出補正予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に、収入支出それぞれ14,369千円を増額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ271,894千円とする。

2 収入支出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額は、「別表 収入支出予算補正」による。

(借入金補正)

第2条 借入金の限度額は、14,369千円を増額し、借入金の限度額を249,213千円とする。

別表

収入支出予算補正

収入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収益		7,623	0	7,623
	1 公有地取得事業収益	7,623	0	7,623
	2 附帯等事業収益	0	0	0
2 借入金		234,844	14,369	249,213
	1 借入金	234,844	14,369	249,213
3 事業外収益		15,058	0	15,058
	1 受取利息	2	0	2
	2 雑収益	15,056	0	15,056
収入合計		257,525	14,369	271,894

支出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		196,469	12,644	209,113
	1 公有地取得事業費	196,469	12,644	209,113
2 販売費及び 一般管理費		12,849	0	12,849
	1 販売費及び一般管理費	12,849	0	12,849
3 償還金		7,512	0	7,512
	1 借入金償還金	7,512	0	7,512
4 事業外費用		2,319	0	2,319
	1 支払利息	2,317	0	2,317
	2 積立金	2	0	2
5 補償費		38,375	1,725	40,100
	1 補償費	38,375	1,725	40,100
6 特別損失		0	0	0
	1 その他の特別損失	0	0	0
7 予備費		1	0	1
	1 予備費	1	0	1
支出合計		257,525	14,369	271,894

収入支出補正予算明細書

収入

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計
1 事業収益			7,623	0	7,623
	1 公有地取得事業収益		7,623	0	7,623
		1 公有用地売却収益	7,623	0	7,623
	2 附帯等事業収益		0	0	0
		1 保有土地賃貸等収益	0	0	0
2 借入金			234,844	14,369	249,213
	1 借入金		234,844	14,369	249,213
		1 長期借入金	0	0	0
		2 短期借入金	234,844	14,369	249,213
3 事業外収益			15,058	0	15,058
	1 受取利息	1 受取利息	2	0	2
	2 雑収益	1 雑収益	15,056	0	15,056
収入合計			257,525	14,369	271,894

支出

(単位：千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計
1 事業費			196,469	12,644	209,113
	1 公有地取得事業費		196,469	12,644	209,113
		1 公有用地取得事業費	196,469	12,644	209,113
2 販売費及び一般管理費			12,849	0	12,849
	1 販売費及び一般管理費		12,849	0	12,849
		1 報酬	480	0	480
		2 需用費	216	0	216
		3 役務費	1,963	0	1,963
		4 委託料	9,725	0	9,725
		5 使用料及び賃借料	440	0	440
		6 負担金補助及び交付金	5	0	5
		7 公租公課	20	0	20
3 償還金			7,512	0	7,512
	1 借入金償還金	1 借入元金	7,512	0	7,512
4 事業外費用			2,319	0	2,319
	1 支払利息	1 支払利息	2,317	0	2,317
	2 積立金	2 積立金	2	0	2
5 補償費			38,375	1,725	40,100
	1 補償費	1 補償費	38,375	1,725	40,100
6 特別損失			0	0	0
	1 その他の特別損失		0	0	0
		1 寄附金	0	0	0
7 予備費			1	0	1
	1 予備費	1 予備費	1	0	1
支出合計			257,525	14,369	271,894

令和6年度小金井市土地開発公社
変更資金計画

受入資金 (単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比 較
1 事業収益	7,623	7,623	0
2 借入金	234,844	249,213	14,369
3 事業外収益	15,058	15,058	0
合 計	257,525	271,894	14,369

支払資金 (単位：千円)

区 分	変更前の額	変更後の額	比 較
1 事業費	196,469	209,113	12,644
2 販売費及び一般管理費	12,849	12,849	0
3 償還金	7,512	7,512	0
4 事業外費用	2,319	2,319	0
5 補償費	38,375	40,100	1,725
6 特別損失	0	0	0
7 予備費	1	1	0
合 計	257,525	271,894	14,369

(単位：千円)

差 引	0	0	0
-----	---	---	---

令和7年度小金井市土地開発公社
事業計画

1 用地取得事業

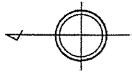
事業名	面積 (m ²)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	129.38	147,632

2 用地売却事業

事業名	面積 (m ²)	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	65.17	40,235

小金井市全図

小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地



凡例

市界	———
町界	———
消防番	Y
交番	X
学校	△
神社	⊕
寺院	⊙
郵便局	⊗
工場	⊛
変電所	⊕
鉄道	———
河川	~~~~~
道	———

小金井市

令和7年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和7年度小金井市土地開発公社の収入支出予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ201,810千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 収入支出予算」による。

(借入金)

第2条 借入金の限度額は、147,632千円と定める。

別表

収 入 支 出 予 算

(収入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 事業収益		40,235	7,623	32,612
	1 公有地取得事業収益	40,235	7,623	32,612
2 借入金		147,632	249,213	△ 101,581
	1 借入金	147,632	249,213	△ 101,581
3 事業外収益		13,943	15,058	△ 1,115
	1 受取利息	2	2	0
	2 雑収益	13,941	15,056	△ 1,115
収 入 合 計		201,810	271,894	△ 70,084

(支出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 事業費		64,432	209,113	△ 144,681
	1 公有地取得事業費	64,432	209,113	△ 144,681
2 販売費及び 一般管理費		7,950	12,849	△ 4,899
	1 販売費及び一般管理費	7,950	12,849	△ 4,899
3 償還金		39,652	7,512	32,140
	1 借入金償還金	39,652	7,512	32,140
4 事業外費用		6,575	2,319	4,256
	1 支払利息	6,573	2,317	4,256
	2 積立金	2	2	0
5 補償費		83,200	40,100	43,100
	1 補償費	83,200	40,100	43,100
6 特別損失		0	0	0
	1 その他の特別損失	0	0	0
7 予備費		1	1	0
	1 予備費	1	1	0
支 出 合 計		201,810	271,894	△ 70,084

収入支出予算明細書

(収入)

款	項	目	節	本年度予算額
1 事業収益				40,235
	1 公有地取得事業 収益			40,235
		1 公有用地売却 収益		40,235
			1 公有用地売却収益	40,235
2 借入金				147,632
	1 借入金			147,632
		1 借入金		147,632
			1 長期借入金	0
			2 短期借入金	147,632
3 事業外収益				13,943
	1 受取利息			2
		1 受取利息		2
			1 受取利息	2
	2 雑収益			13,941
		1 雑収益		13,941
			1 雑収益	13,941
収入合計				201,810

(単位：千円)

前年度予算額	比 較	説 明
7,623	32,612	(売却収益事業)
7,623	32,612	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
7,623	32,612	
7,623	32,612	
7,623	32,612	
249,213	△ 101,581	(借入対象事業)
249,213	△ 101,581	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
249,213	△ 101,581	
0	0	
249,213	△ 101,581	
15,058	△ 1,115	定期預金等受取利息
2	0	
2	0	
2	0	
15,056	△ 1,115	小金井市事務事業費補助金等
15,056	△ 1,115	
15,056	△ 1,115	
271,894	△ 70,084	

(支出)

款	項	目	節	本年度予算額
1 事業費				64,432
	1 公有地取得事業費			64,432
		1 公有用地取得事業費		64,432
			1 公有用地取得事業費	64,432
2 販売費及び一般管理費				7,950
	1 販売費及び一般管理費			7,950
		1 販売費及び一般管理費		7,950
			1 報酬	480
			2 需用費	135
			3 役務費	1,053
			4 委託料	5,784
			5 使用料及び賃借料	473
			6 負担金補助及び交付金	5
			7 公租公課	20
3 償還金				39,652
	1 借入金償還金			39,652
		1 借入金償還金		39,652
			1 借入元金	39,652

(単位：千円)

前年度予算額	比較	説明	
209,113	△ 144,681	(取得対象事業)	
209,113	△ 144,681	小金井都市計画道路3・4・8号線事業	
209,113	△ 144,681		
209,113	△ 144,681		
12,849	△ 4,899		評議員会評議員報酬 消耗品費（事務用品） 不動産鑑定手数料、切手代、振込手数料等 物件調査委託料、仮杭設置委託料 パーソナルコンピュータ借上料、 会計システム借上料等 東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金 法人都民税、法人市民税
12,849	△ 4,899		
12,849	△ 4,899		
480	0		
216	△ 81		
1,963	△ 910		
9,725	△ 3,941		
440	33		
5	0		
20	0		
7,512	32,140	(元金償還対象事業)	
7,512	32,140	小金井都市計画道路3・4・8号線事業	
7,512	32,140		
7,512	32,140		
7,512	32,140		

款	項	目	節	本年度予算額
4 事業外費用				6,575
	1 支払利息			6,573
		1 支払利息		6,573
			1 支払利息	6,573
	2 積立金			2
		1 積立金		2
			1 積立金	2
5 補償費				83,200
	1 補償費			83,200
		1 補償費		83,200
			1 補償費	83,200
6 特別損失				0
	1 その他の特別 損失			0
		1 寄附金		0
			1 寄附金	0
7 予備費				1
	1 予備費			1
		1 予備費		1
			1 予備費	1
支 出 合 計				201,810

(単位：千円)

前年度予算額	比較	説明
2,319	4,256	(支払利息対象事業)
2,317	4,256	<財源 売却収益> 小金井都市計画道路3・4・8号線事業
2,317	4,256	<財源 利子補給金> 小金井都市計画道路3・4・8号線事業
2,317	4,256	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業
2	0	(受取利息)
2	0	普通預金及び定期預金
2	0	
40,100	43,100	(補償対象事業)
40,100	43,100	小金井都市計画道路3・4・8号線事業
40,100	43,100	
40,100	43,100	
0	0	
0	0	
0	0	
0	0	
1	0	
1	0	
1	0	
1	0	
271,894	△ 70,084	

令和7年度小金井市土地開発公社
資金計画

受入資金

(単位：千円)

区 分	金 額
1 事業収益	40,235
2 借入金	147,632
3 事業外収益	13,943
合 計	201,810

支払資金

(単位：千円)

区 分	金 額
1 事業費	64,432
2 販売費及び一般管理費	7,950
3 償還金	39,652
4 事業外費用	6,575
5 補償費	83,200
6 特別損失	0
7 予備費	1
合 計	201,810

差 引	0
-----	---

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく平成14年12月19日議会議決「委任専決事項の指定について」により、和解及び損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白 井 亨

委任専決事項に係る専決処分報告書

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	和解の条件	
				損害賠償額等	その他の条件
1	令和6年1月9日	<p>日時：令和3年1月22日(金) 午前11時30分頃</p> <p>場所：小金井市立緑小学校体育館</p> <p>事件概要：小金井市立緑小学校体育館において、体育の授業中に児童同士による衝突事故が発生し、相手方が鼻骨骨折等の傷害を負った。</p>	<p>小金井市</p> <p>A氏</p> <p>(法定代理人親権者 B氏、C氏)</p>	<p>市は、相手方 に対し、479,680 円を支払う。</p>	<p>市と相手方との間 には、本件に関し何 ら債権債務がない。</p>

議案第1号

令和6年度

小金井市

一般会計補正予算

(第8回)

令和6年度小金井市一般会計補正予算（第8回）

令和6年度小金井市の一般会計の補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ643,130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,958,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年1月24日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 22,392,617	千円 433,490	千円 22,826,107
	1 市 民 税	11,715,414	433,490	12,148,904
15 国 庫 支 出 金		12,658,909	△80,624	12,578,285
	1 国 庫 負 担 金	8,157,669	261,904	8,419,573
	2 国 庫 補 助 金	4,469,600	△342,528	4,127,072
16 都 支 出 金		9,018,185	△283,639	8,734,546
	1 都 負 担 金	2,793,234	91,367	2,884,601
	2 都 補 助 金	5,634,940	△373,164	5,261,776
	3 委 託 金	590,011	△1,842	588,169
17 財 産 収 入		22,207	2,866	25,073
	1 財 産 運 用 収 入	9,796	2,866	12,662
18 寄 附 金		20,923	63,981	84,904
	1 寄 附 金	20,923	63,981	84,904
19 繰 入 金		2,949,198	489,779	3,438,977
	1 基 金 繰 入 金	2,939,500	489,687	3,429,187
	2 特 別 会 計 繰 入 金	9,698	92	9,790
21 諸 収 入		394,560	32,277	426,837
	4 雑 入	349,026	32,277	381,303
22 市 債		4,035,400	△15,000	4,020,400
	1 市 債	4,035,400	△15,000	4,020,400
歳 入 合 計		59,315,094	643,130	59,958,224

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 371,707	千円 △4,477	千円 367,230
	1 議 会 費	371,707	△4,477	367,230
2 総 務 費		6,222,110	789,206	7,011,316
	1 総 務 管 理 費	4,985,677	793,818	5,779,495
	2 徴 税 費	632,821	13,963	646,784
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	318,762	△16,371	302,391
	4 選 挙 費	247,670	△2,769	244,901
	6 監 査 委 員 費	34,421	565	34,986
3 民 生 費		29,576,190	634,717	30,210,907
	1 社 会 福 祉 費	10,244,835	7,180	10,252,015
	2 児 童 福 祉 費	15,420,678	600,144	16,020,822
	3 生 活 保 護 費	3,882,642	24,701	3,907,343
	4 国 民 年 金 費	28,035	2,692	30,727
4 衛 生 費		10,553,529	212,617	10,766,146
	1 保 健 衛 生 費	2,048,247	177,146	2,225,393
	2 清 掃 費	8,505,282	35,471	8,540,753
6 農 林 水 産 業 費		35,591	△9,438	26,153
	1 農 業 費	35,591	△9,438	26,153
7 商 工 費		220,368	△5,735	214,633
	1 商 工 費	220,368	△5,735	214,633
8 土 木 費		3,861,056	△977,204	2,883,852
	1 土 木 管 理 費	307,083	7,280	314,363
	2 道 路 橋 り よ う 費	884,983	△5,190	879,793
	4 都 市 計 画 費	2,588,953	△979,294	1,609,659
9 消 防 費		1,628,508	△2,100	1,626,408
	1 消 防 費	1,628,508	△2,100	1,626,408

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 4,682,117	千円 △1,630	千円 4,680,487
	1 教 育 総 務 費	918,835	6,212	925,047
	2 小 学 校 費	1,803,393	△23,280	1,780,113
	3 中 学 校 費	727,394	12,002	739,396
	4 社 会 教 育 費	827,558	△229	827,329
	5 保 健 体 育 費	404,937	3,665	408,602
11 公 債 費		2,020,774	△246	2,020,528
	1 公 債 費	2,020,774	△246	2,020,528
13 予 備 費		113,399	7,420	120,819
	1 予 備 費	113,399	7,420	120,819
歳 出 合 計		59,315,094	643,130	59,958,224

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	基幹系システム修正委託料（妊婦のための支援給付対応分）	千円 2,000

第3表 債務負担行為補正

変更

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
学童保育所運営 委託料	令和6年度 ～令和7年度	192,565 千円	令和6年度 ～令和7年度	200,382 千円

第4表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
2	東小金井駅北口土地区画整理事業	千円 123,000	千円 108,000	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。
	合計	4,035,400	4,020,400	

議案第1号資料1

令和6年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第8回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 22,392,617	千円 433,490	千円 22,826,107
	1市 民 税	11,715,414	433,490	12,148,904
15国庫支出金		12,658,909	△80,624	12,578,285
	1国庫負担金	8,157,669	261,904	8,419,573
	2国庫補助金	4,469,600	△342,528	4,127,072
16都支出金		9,018,185	△283,639	8,734,546
	1都負担金	2,793,234	91,367	2,884,601
	2都補助金	5,634,940	△373,164	5,261,776
	3委託金	590,011	△1,842	588,169
17財産収入		22,207	2,866	25,073
	1財産運用収入	9,796	2,866	12,662
18寄附金		20,923	63,981	84,904
	1寄附金	20,923	63,981	84,904
19繰入金		2,949,198	489,779	3,438,977
	1基金繰入金	2,939,500	489,687	3,429,187
	2特別会計繰入金	9,698	92	9,790
21諸収入		394,560	32,277	426,837
	4雑入	349,026	32,277	381,303
22市債		4,035,400	△15,000	4,020,400
	1市債	4,035,400	△15,000	4,020,400
歳入合計		59,315,094	643,130	59,958,224

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 371,707	千円 △4,477	千円 367,230
	1 議 会 費	371,707	△4,477	367,230
2 総 務 費		6,222,110	789,206	7,011,316
	1 総 務 管 理 費	4,985,677	793,818	5,779,495
	2 徴 税 費	632,821	13,963	646,784
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	318,762	△16,371	302,391
	4 選 挙 費	247,670	△2,769	244,901
	6 監 査 委 員 費	34,421	565	34,986
3 民 生 費		29,576,190	634,717	30,210,907
	1 社 会 福 祉 費	10,244,835	7,180	10,252,015
	2 児 童 福 祉 費	15,420,678	600,144	16,020,822
	3 生 活 保 護 費	3,882,642	24,701	3,907,343
	4 国 民 年 金 費	28,035	2,692	30,727
4 衛 生 費		10,553,529	212,617	10,766,146
	1 保 健 衛 生 費	2,048,247	177,146	2,225,393
	2 清 掃 費	8,505,282	35,471	8,540,753
6 農 林 水 産 業 費		35,591	△9,438	26,153
	1 農 業 費	35,591	△9,438	26,153
7 商 工 費		220,368	△5,735	214,633
	1 商 工 費	220,368	△5,735	214,633
8 土 木 費		3,861,056	△977,204	2,883,852
	1 土 木 管 理 費	307,083	7,280	314,363
	2 道 路 橋 り よ う 費	884,983	△5,190	879,793
	4 都 市 計 画 費	2,588,953	△979,294	1,609,659
9 消 防 費		1,628,508	△2,100	1,626,408
	1 消 防 費	1,628,508	△2,100	1,626,408

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			△4,477
			△4,477
2,000		888	786,318
2,000		888	790,930
			13,963
			△16,371
			△2,769
			565
445,120			189,597
△5,459			12,639
435,883			164,261
14,696			10,005
			2,692
		63	212,554
		63	177,083
			35,471
△6,435			△3,003
△6,435			△3,003
△2,800			△2,935
△2,800			△2,935
△796,610	△15,000		△165,594
△112			7,392
△1,730			△3,460
△794,768	△15,000		△169,526
			△2,100
			△2,100

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 4,682,117	千円 △1,630	千円 4,680,487
	1 教 育 総 務 費	918,835	6,212	925,047
	2 小 学 校 費	1,803,393	△23,280	1,780,113
	3 中 学 校 費	727,394	12,002	739,396
	4 社 会 教 育 費	827,558	△229	827,329
	5 保 健 体 育 費	404,937	3,665	408,602
11 公 債 費		2,020,774	△246	2,020,528
	1 公 債 費	2,020,774	△246	2,020,528
13 予 備 費		113,399	7,420	120,819
	1 予 備 費	113,399	7,420	120,819
歳 出 合 計		59,315,094	643,130	59,958,224

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 △5,538	千円	千円	千円 3,908
			6,212
△1,946			△21,334
			12,002
△3,592			3,363
			3,665
			△246
			△246
			7,420
			7,420
△364,263	△15,000	951	1,021,442

2 歳 入

款 1 市 税

項 1 市 民 税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 個 人	千円 11,117,662	千円 433,490	千円 11,551,152	1 現年課税分	千円 433,490

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 8,151,995	千円 261,904	千円 8,413,899	1 社会福祉費負担金	千円 13,413
				2 児童福祉費負担金	238,598
				6 生活保護費等負担金	14,696
				9 児童扶養手当給付費負担金	△ 4,803

説	明	千円
1 現年度分	(市民税課)	433,490

説	明	千円
1 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の4) 負担率 1/2	(保険年金課)	2,514
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	15,260
5 低所得者保険料軽減負担金 (介護保険法第124条の2第2項) 負担率 1/2	(介護福祉課)	84
6 生活困窮者自立支援事業負担金 (生活困窮者自立支援法第15条、生活保護法第75条) 負担率 3/4	(地域福祉課)	△ 4,445
2 保育所運営費負担金 (児童福祉法第53条、子ども・子育て支援法第68条) 負担率 1/2	(保育課)	226,370
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	12,228
1 生活保護費等負担金 (生活保護法第75条) 負担率 3/4	(地域福祉課)	14,696
1 児童扶養手当給付費負担金 (児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱) 負担率 1/3	(子育て支援課)	△ 4,803

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費国庫補助金	千円 384,591	千円 91,889	千円 476,480	2 児童福祉費補助金	千円 91,889
3 衛生費国庫補助金	1,945,266	2,000	1,947,266	1 保健衛生費補助金	2,000
4 土木費国庫補助金	582,656	△ 434,471	148,185	1 都市計画費補助金	△ 434,471
5 教育費国庫補助金	10,535	△ 1,946	8,589	1 小学校費補助金	△ 1,946

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円 2,789,527	千円 91,367	千円 2,880,894	1 社会福祉費負担金	千円 1,435

説	明	千円
8 保育所等整備交付金 補助率 1/2	(保 育 課)	91,889
4 出産・子育て応援交付金 (出産・子育て応援交付金交付要綱) 補助率 10/10	(こども家庭セン)	2,000
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱) 補助率 1/2	(区 画 整 理 課)	△ 34,115
3 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 (地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱) 補助率 2/5	(まちづくり推進)	△ 400,356
2 学校施設環境改善交付金 (学校施設環境改善交付金交付要綱) 補助率 2/7	(庶 務 課)	△ 1,946

説	明	千円
3 心身障害者福祉手当負担金 (心身障害者福祉手当都負担金交付要綱) 負担率 10/10	(自立生活支援課)	△ 3,627
4 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の3及び第72条の4) 負担率 3/4、1/4	(保 険 年 金 課)	6,118
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	11,568
7 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 (高齢者の医療の確保に関する法律第99条) 負担率 3/4	(保 険 年 金 課)	△ 12,666
9 低所得者保険料軽減負担金 (介護保険法第124条の2第3項) 負担率 1/4	(介 護 福 祉 課)	42

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円	千円	千円	2 児童福祉費負担金	千円 89,932

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 3,470,058	千円 △ 40	千円 3,470,018	1 社会福祉費補助金	千円 △ 20,876
				2 児童福祉費補助金	20,836

説	明	千円
2 児童育成手当負担金 (東京都児童育成手当に関する条例、児童手当等都負担金交付要綱)	(子育て支援課)	△ 12,148
育成手当 負担率 10/10	(△)	9,760
障害手当 負担率 10/10	(△)	1,054
育成・障害手当 負担率 10/10	(△)	1,334
3 保育所運営費負担金 (児童福祉法第55条、子ども・子育て支援法第67条)	(保育課)	95,966
負担率 1/2、1/4		
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条)	(自立生活支援課)	6,114
負担率 1/4		

説	明	千円
7 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業等実施要綱)	(自立生活支援課)	1,237
補助率 ポイント制		
9 地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金 (地域福祉推進区市町村包括補助事業補助要綱)	(地域福祉課)	34
補助率 10/10、1/2		
18 地域生活支援拠点整備に向けた障害者(児)ショートステイ受入体制支援事業補助金 (地域生活支援拠点整備に向けた障害者(児)ショートステイ受入体制支援事業実施要綱)	(自立生活支援課)	△ 132
補助率 1/2		
21 障害者日中活動系サービス推進事業補助金 (障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱)	(自立生活支援課)	△ 25,114
補助率 10/10		
24 介護施設等の施設開設準備経費等支援補助金 (東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱)	(介護福祉課)	3,099
補助率 10/10		
17 幼稚園型一時預かり事業運営費等補助金 (東京都幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業)運営費等補助金交付要綱)	(保育課)	4,072
補助率 10/10、1/3		

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円	千円	千円		千円
4 農林水産業費都補助金	8,177	△ 6,435	1,742	1 農業費補助金	△ 6,435
5 商工費都補助金	30,345	△ 2,800	27,545	1 商工費補助金	△ 2,800
6 土木費都補助金	473,017	△ 360,297	112,720	2 都市計画費補助金	△ 360,297
7 教育費都補助金	272,136	△ 3,592	268,544	1 教育費補助金	△ 3,592

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4 土木費委託金	千円 192,964	千円 △ 1,842	千円 191,122	2 道路橋りょう費委託金	千円 △ 1,842

説	明	千円
19 保育サービス推進事業補助金 (保育サービス推進事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保 育 課)	575
20 保育力強化事業補助金 (保育力強化事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保 育 課)	△ 6
30 認証保育所障害児受入促進事業補助金 (認証保育所障害児受入促進事業補助要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	4,710
35 待機児童解消区市町村支援事業補助金 補助率 1/16	(保 育 課)	11,485
4 未来に残す東京の農地プロジェクト補助金 (東京都未来に残す東京の農地プロジェクト補助金交付要綱) 補助率 3/4	(経 済 課)	△ 6,435
1 商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金 (東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2、1/3	(経 済 課)	△ 2,800
2 東小金井駅北口土地区画整理事業補助金 (東京都土地区画整理事業助成規程) 補助率 1/4	(区 画 整 理 課)	△ 26,580
3 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金 (東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱) 補助率 2/5	(まちづくり推進)	△ 333,717
7 東京都地域学校協働活動推進事業費補助金 (東京都地域学校協働活動推進事業費補助金交付要綱) 補助率 2/3	(生涯学習課)	△ 3,592

説	明	千円
3 主要地方道15号線整備事業委託金 (道路法第24条)	(都 市 計 画 課)	△ 1,842

款 17 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 財産貸付収入	千円 3,681	千円 1,915	千円 5,596	1 土地貸付収入	千円 1,915
2 利子及び配当金	4,833	958	5,791	1 利子及び配当金	958
3 基金運用収入	1,282	△ 7	1,275	1 基金運用収入	△ 7

款 18 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般寄附金	千円 20,689	千円 63,981	千円 84,670	1 一般寄附金	千円 63,981

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
6 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	千円 55,964	千円 489,687	千円 545,651	1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	千円 489,687

説	明	千円
1 市有土地貸付料 東町一丁目市有地	(管 財 課)	1,915 (1,915)
1 財政調整基金利子	(財 政 課)	542
3 庁舎建設基金利子	(管 財 課)	353
12 新型コロナウイルス感染症対策基金利子	(健 康 課)	63
2 庁舎建設基金運用収入 (小金井市公共施設整備基金条例第5条)	(管 財 課)	△ 7

説	明	千円
1 一般寄附金	(管 財 課)	63,981

説	明	千円
1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	(健 康 課)	489,687

款 19 繰入金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 9,698	千円 92	千円 9,790	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 92

款 21 諸収入

項 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 過年度収入	千円 97	千円 32,277	千円 32,374	1 過年度収入	千円 32,277

款 22 市債

項 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 土木債	千円 123,000	千円 △ 15,000	千円 108,000	1 都市計画債	千円 △ 15,000

説	明	千円
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	(財 政 課)	92

説	明	千円
27 令和5年度浅川清流環境組合負担金返還金	(ごみ対策課)	32,277

説	明	千円
1 東小金井駅北口土地区画整理事業債	(財 政 課)	△ 15,000

3 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	371,707	△ 4,477	367,230			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 4,477			
△ 3,294	2 給料	△ 3,159	1 職員人件費その他 (職員課) △ 3,294
	3 職員手当等	515	2 給 料 (△ 3,159) 一般職給料 △ 3,159
	4 共済費	△ 650	3 職員手当等 (515)
	13 使用料及び賃借料	△ 1,183	4 共 済 費 (△ 650)
△ 1,183			5 議会ICTに要する経費 (議会事務局) △ 1,183
			13 使用料及び賃借料 (△ 1,183) タブレット端末借上料 △ 1,183

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,573,087	300,264	1,873,351			
2 文書管理費	1,071,532	2,000	1,073,532	2,000		
				2,000		
6 会計管理費	30,428	666	31,094			
11 財政調整基金費	991,933	490,542	1,482,475			542
						542
13 庁舎建設基金費	200,503	346	200,849			346
						346

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
300,264			
300,264	2 給料	33,824	1 職員人件費その他 () 300,264
	3 職員手当等	256,468	(1) 職員課関係経費 298,474
	4 共済費	9,972	2 給料 (33,524)
			特別職給料 Δ 96
			一般職給料 33,620
			3 職員手当等 (256,178)
			4 共済費 (8,772)
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) 1,790
			2 給料 (300)
			再任用職員給料 300
			3 職員手当等 (290)
			4 共済費 (1,200)
	12 委託料	2,000	6 基幹系システムに要する経費(情報システム課) 2,000
			12 委託料 (2,000)
			基幹系システム修正委託料(妊婦のための 支援給付対応分) 2,000
666			
666	11 役務費 5 手数料	666 666	1 出納事務に要する経費(会計課) 666
			11 役務費 (666)
			銀行振込手数料 666
490,000			
490,000	24 積立金	490,542	1 財政調整基金積立金(財政課) 490,542
			24 積立金 (490,542)
			財政調整基金積立金(積立元金) 490,000
			財政調整基金積立金(積立利子) 542
	24 積立金	346	1 庁舎建設基金積立金(管財課) 346
			24 積立金 (346)
			庁舎建設基金積立金(積立利子) 346

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	349,680	13,963	363,643			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
13,963			
13,963	2 給料	△ 614	1 職員人件費その他 (職員課) 13,963
	3 職員手当等	7,520	2 給料 (△ 614)
	4 共済費	7,132	一般職給料 (△ 614)
	8 旅費	△ 75	3 職員手当等 (7,520)
			4 共済費 (7,132)
			8 旅費 (△ 75)
			普通旅費 (△ 75)

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	318,762	△ 16,371	302,391			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 16,371			
△ 16,371	2 給料	△ 11,290	1 職員人件費その他 (職員課) △ 16,371
	3 職員手当等	△ 3,096	2 給 料 (△ 11,290)
	4 共済費	△ 1,963	一般職給料 (△ 11,290)
	8 旅費	△ 22	3 職員手当等 (△ 3,096)
			4 共 済 費 (△ 1,963)
			8 旅 費 (△ 22)
			普通旅費 △ 22

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	47,298	△ 2,769	44,529			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 2,769			
△ 2,769	2 給料	337	1 職員人件費その他 (職員課) △ 2,769
	3 職員手当等	△ 3,737	2 給料 (337)
			一般職給料 337
	4 共済費	631	3 職員手当等 (△ 3,737)
			4 共済費 (631)

款 2 総務費

項 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 監査委員費	34,421	565	34,986			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
565			
565	2 給料	291	1 職員人件費その他 (職員課) 565
	3 職員手当等	138	2 給 料 (291)
	4 共済費	133	一般職給料 291
	8 旅費	3	3 職員手当等 (138)
			4 共 済 費 (133)
			8 旅 費 (3)
			普通旅費 3

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	994,127	△ 9,102	985,025	△ 7,469		
				△ 3,627		
				603		
				△ 4,445		
2 障害者福祉費	2,843,315	14,443	2,857,758	2,819		
				564		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,633			
△ 734	2 給料	△ 5,232	1 職員人件費その他 (職員課) △ 734
	3 職員手当等	4,332	2 給料 (△ 5,232)
	4 共済費	310	一般職給料 △ 5,232
	8 旅費	△ 144	3 職員手当等 (4,332)
	18 負担金補助及び交付金	173	4 共済費 (310)
△ 2,396			8 旅費 (△ 144)
	19 扶助費	△ 11,950	普通旅費 △ 144
	22 償還金利子及び割引料	3,409	10 心身障害者福祉手当支給に要する経費 (自立生活支援課) △ 6,023
△ 430			19 扶助費 (△ 6,023)
			心身障害者福祉手当 △ 6,023
△ 1,482			14 負担金・補助金 (地域福祉課) 173
			18 負担金補助及び交付金 (173)
			福祉サービス第三者評価受審費補助金 173
			28 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 (地域福祉課) △ 5,927
			19 扶助費 (△ 5,927)
			住居確保給付金 △ 5,927
3,409			33 返還金・還付金 () 3,409
			(1) 地域福祉課関係経費 3,199
			22 償還金利子及び割引料 (3,199)
			令和5年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 3,040
			令和5年度受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営事業都補助金返還金 159
			(3) 子育て支援課関係経費 210
			22 償還金利子及び割引料 (210)
			令和5年度困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金返還金 210
11,624			
189	12 委託料	△ 305	14 高額障害福祉サービス費に要する経費 (自立生活支援課) 753
	18 負担金補助及び交付金	△ 34,000	19 扶助費 (753)
	19 扶助費	48,748	高額障害福祉サービス費 753
△ 9,707			16 地域生活支援事業に要する経費 (自立生活支援課) △ 9,707
			18 負担金補助及び交付金 (△ 9,707)
			平成30～令和5年度消費税等負担金(障害者地域自立生活支援センター運営委託料分) △ 9,707

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費						
				△ 132		
				26,264		
				1,237		
				△ 25,114		
4 高齢者福祉費	506,473	1,669	508,142	3,099		
				3,099		
7 国民健康保険事業費	1,410,524	9,972	1,420,496	8,632		
				8,632		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
197			18 精神障害者配食サービス事業 に要する経費 (自立生活支援課) 197
			12 委託料 (197) 精神障害者配食サービス委託料 197
△ 370			21 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) △ 502
			12 委託料 (△ 502) 障害者(児)ショートステイ受入体制支援 事業委託料 △ 502
19,256			22 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 45,520
			19 扶助費 (45,520) 訓練等給付費 45,520
1,238			24 共同生活援助等家賃助成に要 する経費 (自立生活支援課) 2,475
			19 扶助費 (2,475) 共同生活援助等家賃助成費 2,475
821			26 障害者(児)施設運営費補助 に要する経費 (自立生活支援課) △ 24,293
			18 負担金補助及び交付金 (△ 24,293) 障害者日中活動系サービス推進事業補助金 △ 24,293
△ 1,430			
△ 1,430	13 使用料及び賃借料	△ 1,430	8 高齢者住宅事業に要する経費(まちづくり推進) △ 1,430
	18 負担金補助及び交 付金	3,099	13 使用料及び賃借料 (△ 1,430) 高齢者住宅借上料(グリーンタウン小金井) △ 1,430
			46 認知症高齢者グループホーム 等の整備支援事業に要する経 費 (介護福祉課) 3,099
			18 負担金補助及び交付金 (3,099) 認知症高齢者グループホーム等施設開設準 備経費補助金 3,099
1,340			
1,340	27 繰出金	9,972	1 国民健康保険特別会計繰出金(財政課) 9,972
			27 繰出金 (9,972) 保険基盤安定分繰出金 13,583 未就学児均等割保険料繰出金 △ 1,851 職員給与費等繰出金 △ 1,536 産前産後保険料繰出金 △ 224

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
8 介護保険事業費	1,546,129	△ 9,129	1,537,000	126		
				126		
10 後期高齢者医療費	1,326,407	△ 673	1,325,734	△ 12,666		
				△ 12,666		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 9,255			
△ 9,255	27 繰出金	△ 9,129	1 介護保険特別会計繰出金 (財政課) △ 9,129
			27 繰出金 (△ 9,129)
			地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)繰出金 △ 41
			地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業以外)繰出金 △ 347
			低所得者保険料軽減繰出金 168
			職員給与等繰出金 △ 7,850
			要介護認定事務費繰出金 △ 1,059
11,993			
11,993	27 繰出金	△ 673	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 (財政課) △ 673
			27 繰出金 (△ 673)
			療養給付費繰出金 22,308
			保険基盤安定繰出金 △ 19,421
			保険料軽減措置繰出金 △ 3,560

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	8,731,957	179,177	8,911,134	108,837		
				△ 12,148		
				△ 4,803		
				18,342		
				4,072		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
70,340				
2,081	1 報酬	△ 1,000	1 職員人件費その他 (職員課)	2,081
	2 給料	△ 5,589	2 給 料 (△ 5,589)	
	3 職員手当等	4,919	一般職給料 (△ 5,589)	
	4 共済費	2,851	3 職員手当等 (4,919)	
	8 旅費	△ 100	4 共 済 費 (2,851)	
△ 1,083	18 負担金補助及び交付金	165,803	8 旅 費 (△ 100)	
	19 扶助費	△ 3,187	普通旅費 △ 100	
△ 9,609	22 償還金利子及び割引料	15,480	3 児童育成手当支給に要する経費 (子育て支援課) △ 13,231	
6,114			19 扶 助 費 (△ 13,231)	
			児童育成手当 △ 13,231	
926			4 児童扶養手当支給に要する経費 (子育て支援課) △ 14,412	
15,480			19 扶 助 費 (△ 14,412)	
			児童扶養手当 △ 14,412	
			19 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 24,456	
			19 扶 助 費 (24,456)	
			障害児通所給付費 24,456	
			22 私立幼稚園補助金に要する経費 (保 育 課) 4,998	
			18 負担金補助及び交付金 (4,998)	
			幼稚園型一時預かり事業補助金 4,998	
			26 返還金・還付金 () 15,480	
			(3) 子育て支援課関係経費 15,480	
			22 償還金利子及び割引料 (15,480)	
			令和5年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金 801	
			令和5年度子ども家庭支援区市町村包括補助事業費都補助金返還金 11,776	
			令和5年度児童措置費国庫負担金返還金(母子生活支援施設措置費) 1,542	
			令和5年度児童措置費国庫負担金返還金(助産施設措置費) 295	
			令和5年度児童措置費都負担金返還金(母子生活支援施設措置費) 771	
			令和5年度児童措置費都負担金返還金(助産施設措置費) 295	
△ 1,000			31 子どもの権利推進に要する経費 (児童青少年課) △ 1,000	
			1 報 酬 (△ 1,000)	
			子どもオンブズパーソン報酬 △ 1,000	

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費				103,374		
2 児童措置費	4,782,212	492,465	5,274,677	327,046		
				322,336		
				4,710		
4 保育園費	1,216,966	△ 58,499	1,158,467			
5 学童保育所費	502,527	△ 17,904	484,623			
6 ひとり親福祉費	40,283	4,905	45,188			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
57,431			38 保育施設開設及び改修等に要する経費 (保 育 課) 160,805
			18 負担金補助及び交付金 (160,805) 保育所整備事業補助金 160,805
165,419			
160,708	12 委託料	483,044	2 民間保育所等運営に要する経費 (保 育 課) 483,044
	18 負担金補助及び交付金	9,421	12 委 託 料 (483,044) 保育所運営等委託料 483,044
4,711			5 認証保育所運営に要する経費 (保 育 課) 9,421
			18 負担金補助及び交付金 (9,421) 認証保育所障害児受入促進事業補助金 9,421
△ 58,499			
△ 58,499	2 給料	△ 34,168	1 職員人件費その他 (職 員 課) △ 58,499
	3 職員手当等	△ 21,486	2 給 料 (△ 34,168) 一般職給料 △ 34,168
	4 共済費	△ 2,845	3 職員手当等 (△ 21,486) 4 共 済 費 (△ 2,845)
△ 17,904			
△ 17,904	1 報酬	△ 14,972	2 学童保育所運営に要する経費 (児 童 青 少 年 課) △ 17,904
	3 職員手当等	△ 2,932	1 報 酬 (△ 14,972) 学童保育補助業務会計年度任用職員報酬 △ 14,972 3 職員手当等 (△ 2,932)
4,905			
4,905	22 償還金利子及び割引料	4,905	6 返還金・還付金 (子 育 て 支 援 課) 4,905
			22 償還金利子及び割引料 (4,905) 令和5年度母子家庭等対策総合支援事業費 国庫補助金返還金 3,560 令和5年度ひとり親家庭ホームヘルプサー ビス事業都補助金返還金 1,230 令和5年度養育費確保支援事業都補助金返 還金 115

款 3 民 生 費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	268,683	5,107	273,790			
2 扶 助 費	3,608,530	19,594	3,628,124	14,696		
				14,696		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
5,107			
5,107	2 給料	532	1 職員人件費その他 (職員課) 5,107
	3 職員手当等	4,405	2 給料 (532)
	4 共済費	216	一般職給料 (532)
	8 旅費	△ 46	3 職員手当等 (4,405)
			4 共済費 (216)
			8 旅費 (△ 46)
			普通旅費 △ 46
4,898			
4,898	19 扶助費	19,594	1 生活保護扶助に要する経費 (地域福祉課) 19,594
			19 扶助費 (19,594)
			生活保護扶助 19,594

款 3 民生費

項 4 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民年金総務費	28,035	2,692	30,727			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,692			
1,072	2 給料	283	1 職員人件費その他 (職員課) 1,072
	3 職員手当等	641	2 給料 (283) 一般職給料 283
	4 共済費	148	3 職員手当等 (641) 4 共済費 (148)
1,620	22 償還金利子及び割引料	1,620	3 返還金・還付金 (保険年金課) 1,620
			22 償還金利子及び割引料 (1,620) 令和5年度国民年金事務国庫委託金返還金 1,607 令和5年度年金生活者支援給付金支給業務 市町村事務取扱国庫交付金返還金 13

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	1,209,895	136,099	1,345,994			
3 予防接種費	780,615	40,984	821,599			
6 新型コロナウイルス感染症対策基金費	309	63	372			63
						63

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 136,099		千円	千円
△ 5,202	2 給料	△ 4,814	1 職員人件費その他 (職員課) △ 5,202
	3 職員手当等	732	2 給 料 (△ 4,814) 一般職給料 △ 4,814
	4 共済費	△ 1,092	3 職員手当等 (732)
	8 旅費	△ 28	4 共 済 費 (△ 1,092)
	22 償還金利子及び割引料	141,301	8 旅 費 (△ 28) 普通旅費 △ 28
141,301			36 返還金・還付金 (子ども家庭セン) 141,301
			22 償還金利子及び割引料 (141,301) 令和4年度出産・子育て応援国庫交付金返還金 508 令和5年度出産・子育て応援国庫交付金返還金 116,143 令和5年度未熟児養育医療費等国庫負担金返還金 2,290 令和5年度未熟児養育医療費等都負担金返還金 1,145 令和5年度妊婦健康診査支援事業都補助金返還金 5,074 令和4年度とうきょうママパパ応援事業都補助金返還金 254 令和5年度とうきょうママパパ応援事業都補助金返還金 15,887
40,984			
40,984	12 委託料	40,984	9 HPVワクチン接種に要する経費 (健康課) 40,984
			12 委 託 料 (40,984) 子宮頸がんワクチン個別接種委託料 40,984
	24 積立金	63	1 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 (健康課) 63
			24 積 立 金 (63) 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 (積立利子) 63

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	253,872	△ 4,529	249,343			
4 環境基金費	301,310	40,000	341,310			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 4,529			
△ 4,529	2 給料	△ 2,759	1 職員人件費その他 (職員課) △ 4,529
	3 職員手当等	△ 2,789	2 給 料 (△ 2,759) 一般職給料 △ 2,759
	4 共済費	1,040	3 職員手当等 (△ 2,789)
	8 旅費	△ 21	4 共 済 費 (1,040)
			8 旅 費 (△ 21) 普通旅費 △ 21
40,000			
40,000	24 積立金	40,000	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 40,000
			24 積立金 (40,000) 環境基金積立金 (積立元金) 40,000

款 6 農林水産業費

項 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 市民農園費	12,135	△ 9,438	2,697	△ 6,435		
				△ 6,435		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 3,003			
△ 3,003	14 工事請負費	△ 9,438	1 市民農園に要する経費 (経 済 課) △ 9,438
			14 工事請負費 (仮称) まえはら市民農園造成工事 (△ 9,438)

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	84,249	277	84,526			
2 商工振興費	112,174	△ 6,012	106,162	△ 2,800		
				△ 2,800		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
277			
277	2 給料	△ 641	1 職員人件費その他 (職員課) 277
	3 職員手当等	766	2 給 料 (△ 641)
	4 共済費	171	一般職給料 △ 641
	8 旅費	△ 19	3 職員手当等 (766)
			4 共 済 費 (171)
			8 旅 費 (△ 19)
			普通旅費 △ 19
△ 3,212			
△ 3,212	18 負担金補助及び交付金	△ 6,012	1 商工振興に要する経費 (経 済 課) △ 6,012
			18 負担金補助及び交付金 (△ 6,012)
			商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 △ 6,012

款 8 土 木 費

項 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	307,083	7,280	314,363	△ 112		
				△ 112		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,392			
△ 3,092	2 給料	△ 4,707	1 職員人件費その他 (職員課) △ 3,204
	3 職員手当等	212	2 給 料 (△ 4,707) 一般職給料 △ 4,707
	4 共済費	1,324	3 職員手当等 (212)
	8 旅費	△ 33	4 共 済 費 (1,324)
	18 負担金補助及び交付金	10,484	8 旅 費 (△ 33) 普通旅費 △ 33
10,484			3 公共交通施策に要する経費 (交通対策課) 10,484
			18 負担金補助及び交付金 (10,484) コミュニティバス運行補助金 10,484

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋りょう総務費	101,285	△ 1,089	100,196			
3 道路新設改良費	468,661	△ 4,101	464,560	△ 1,730		
				△ 1,730		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,089			
△ 1,089	2 給料	△ 815	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,089 2 給料 (△ 815) 一般職給料 (△ 815) 3 職員手当等 (△ 508) 4 共済費 (234)
	3 職員手当等	△ 508	
	4 共済費	234	
△ 2,371			
△ 2,371	11 役務費 5 手数料	△ 1,730 △ 1,730	1 道路新設改良に要する経費 (道路管理課) △ 2,371 16 公有財産購入費 (△ 2,371) 市道第136号線管路取得費 △ 2,371 3 主要地方道15号線整備に要する経費 () △ 1,730 (1) 都市計画課関係経費 △ 1,730 11 役務費 (△ 1,730) 主要地方道15号線土地鑑定評価手数料 △ 1,730
	16 公有財産購入費	△ 2,371	

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	1,299,713	△ 899,294	400,419	△ 734,073		
				△ 734,073		
2 土地区画整理費	413,712	△ 80,000	333,712	△ 60,695	△ 15,000	
				△ 60,695	△ 15,000	

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 165,221			
3,927	2 給料	△ 4,334	1 職員人件費その他 (職員課) 3,927
	3 職員手当等	7,036	2 給料 (△ 4,334) 一般職給料 △ 4,334
	4 共済費	1,225	3 職員手当等 (7,036)
	12 委託料	△ 4,976	4 共済費 (1,225)
△ 3,024	18 負担金補助及び交付金	△ 898,245	3 都市計画事務に要する経費 (都市計画課) △ 3,024
			12 委託料 (△ 3,024) 契約差金 (都市計画道路に関する検証委託料) △ 3,024
△ 1,952			5 建築事務に要する経費 (建築営繕課) △ 1,952
			12 委託料 (△ 1,952) 契約差金 (特定建築物等定期調査報告委託料) △ 1,952
△ 164,172			11 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成に要する経費 (まちづくり推進) △ 898,245
			18 負担金補助及び交付金 (△ 898,245) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金 △ 898,245
△ 4,305			
△ 4,305	12 委託料	△ 80,000	1 土地区画整理事業に要する経費 (区画整理課) △ 80,000
			12 委託料 (△ 80,000) 東小金井駅北口土地区画整理事業委託料 △ 80,000

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	109,731	△ 2,100	107,631			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,100			
△ 2,100	1 報酬	△ 2,100	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) △ 2,100
			1 報 酬 (△ 2,100)
			団員報酬 △ 2,100

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	507,044	6,212	513,256			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
6,212			
6,212	2 給料	3,925	1 職員人件費その他 () 6,212
	3 職員手当等	930	(1) 職員課関係経費 6,142
	4 共済費	1,414	2 給料 (3,925)
	8 旅費	△ 57	一般職給料 3,925
			3 職員手当等 (860)
			4 共済費 (1,414)
			8 旅費 (△ 57)
			普通旅費 △ 57
			(2) 職員課関係経費 (再任用職員) 70
			3 職員手当等 (70)

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	599,998	△ 12,189	587,809			
4 学校建設費	460,147	△ 11,091	449,056	△ 1,946		
				△ 1,946		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 12,189			
△ 12,189	2 給料	△ 6,441	1 職員人件費その他 (職員課) △ 12,189
	3 職員手当等	△ 3,748	2 給 料 (△ 6,441)
	4 共済費	△ 2,000	一般職給料 △ 6,441
			3 職員手当等 (△ 3,748)
			4 共 済 費 (△ 2,000)
△ 9,145			
△ 9,145	14 工事請負費	△ 11,091	1 学校施設整備に要する経費 (庶務課) △ 11,091
			14 工事請負費 (△ 11,091)
			第二小学校特別支援学級棟トイレ等改修工 事

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	286,298	12,002	298,300			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
12,002			
12,002	2 給料	5,408	1 職員人件費その他 (職員課) 12,002
	3 職員手当等	4,440	2 給 料 (5,408)
	4 共済費	2,154	一般職給料 5,408
			3 職員手当等 (4,440)
			4 共 済 費 (2,154)

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	307,239	△ 229	307,010	△ 3,592		
				△ 3,592		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,363			
4,912	3 職員手当等	4,028	1 職員人件費その他 (職 員 課) 4,912
	4 共済費	918	3 職員手当等 (4,028)
	7 報償費	△ 5,141	4 共 済 費 (918)
	8 旅費	△ 34	8 旅 費 (△ 34)
△ 1,549			普通旅費 △ 34
			10 地域学校協働活動推進事業に 要する経費 (生涯学習課) △ 5,141
			7 報 償 費 (△ 5,141)
			地域コーディネーター謝礼 △ 1,280
			学習支援員謝礼 △ 3,861

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	78,323	3,665	81,988			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,665			
3,665	2 給料	765	1 職員人件費その他 (職員課) 3,665
	3 職員手当等	2,568	2 給 料 (765) 一般職給料 765
	4 共済費	332	3 職員手当等 (2,568) 4 共 済 費 (332)

款 11 公 債 費

項 1 公 債 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 元 金	1,935,713	168	1,935,881			
2 利 子	85,061	△ 414	84,647			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
168			
168	22 償還金利子及び割引料	168	1 市債償還元金 (財 政 課) 168
			22 償還金利子及び割引料 (168)
			市債償還元金 168
△ 414			
△ 414	22 償還金利子及び割引料	△ 414	1 市債償還利子 (財 政 課) △ 414
			22 償還金利子及び割引料 (△ 414)
			市債償還利子 △ 414

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	113,399	7,420	120,819			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 7,420		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		30,564	12,113		5,718	48,395	7,414	55,809
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	41,661	241,956
	その他	1,263	169,042					169,042	279	169,321
	計	1,290	312,622	30,564	68,828		5,718	417,732	49,354	467,086
補正前	長 等	3		30,660	12,113		5,676	48,449	7,168	55,617
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	41,661	241,956
	その他	1,280	172,142					172,142	279	172,421
	計	1,307	315,722	30,660	68,828		5,676	420,886	49,108	469,994
比 較	長 等			△96			42	△54	246	192
	議 員									
	その他	△17	△3,100					△3,100		△3,100
	計	△17	△3,100	△96			42	△3,154	246	△2,908

※ その他の手当は、退職手当5,554千円及び通勤手当164千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 1,434	1,097,735	2,282,736	2,651,477	6,031,948	1,043,387	7,075,335	
補正前	(2) 1,447	1,112,707	2,321,838	2,390,085	5,824,630	1,021,978	6,846,608	
比 較	() △13	△14,972	△39,102	261,392	207,318	21,409	228,727	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		359,203	50,979	60,355	51,525	
補正前		365,057	48,744	60,507	50,112		255,976
比 較		△5,854	2,235	△152	1,413		26,555
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計	
補正後			13,250	391,288	730,919	711,427	2,651,477
補正前			17,280	193,079	708,049	691,281	2,390,085
比 較			△4,030	198,209	22,870	20,146	261,392

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	△ 39,102	その他の増減分	1 給与改定分 52,986 2 異動等分 △ 92,253 3 再任用給与改定分 165	※給与改定の状況 給与改定率 2.70% 給与改定実施時期 令和6年4月1日																
職員手当	261,392	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 43,016 (1) 給与改定分 70,088 (2) 異動等分 △ 27,177 (3) 再任用給与改定分 105 2 その他 218,376 (1) 給与改定分 17,010 (2) 異動等分 201,233 (3) 再任用給与改定分 133	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.325</td> <td>2.325</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.325</td> <td>2.525</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.325	2.325	4.65	支給見込	2.325	2.525	4.85	超過分	0.00	0.20	0.20
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.325	2.325	4.65																	
支給見込	2.325	2.525	4.85																	
超過分	0.00	0.20	0.20																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
		令和6年12月1日現在	平均給料月額 319,159円
令和6年12月1日現在	平均給与月額	426,082円	399,147円
	平均年齢	43歳3月	53歳3月
	令和5年12月1日現在	平均給料月額 316,592円	333,097円
令和5年12月1日現在	平均給与月額	421,392円	397,179円
	平均年齢	43歳1月	52歳6月

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書補正

(単位:千円)

変更	事項	限度額	令和5年度末までの		令和6年度以降の	左の財源内訳			
			支出(見込)額			国都支出金	特定財源		一般財源
			支出期間	金額			地方債	その他	
	児童保育所運営委託料	192,565			192,565	105,780			86,785
	補正前								
	補正後	200,382			200,382	105,915			94,467

地方債の前年度末に前年度末における現在の見込み並びに前年度末に前年度末に及ぶ正
 当地債の前年度末における現在の見込み並びに前年度末に前年度末に及ぶ正

(単位:千円)

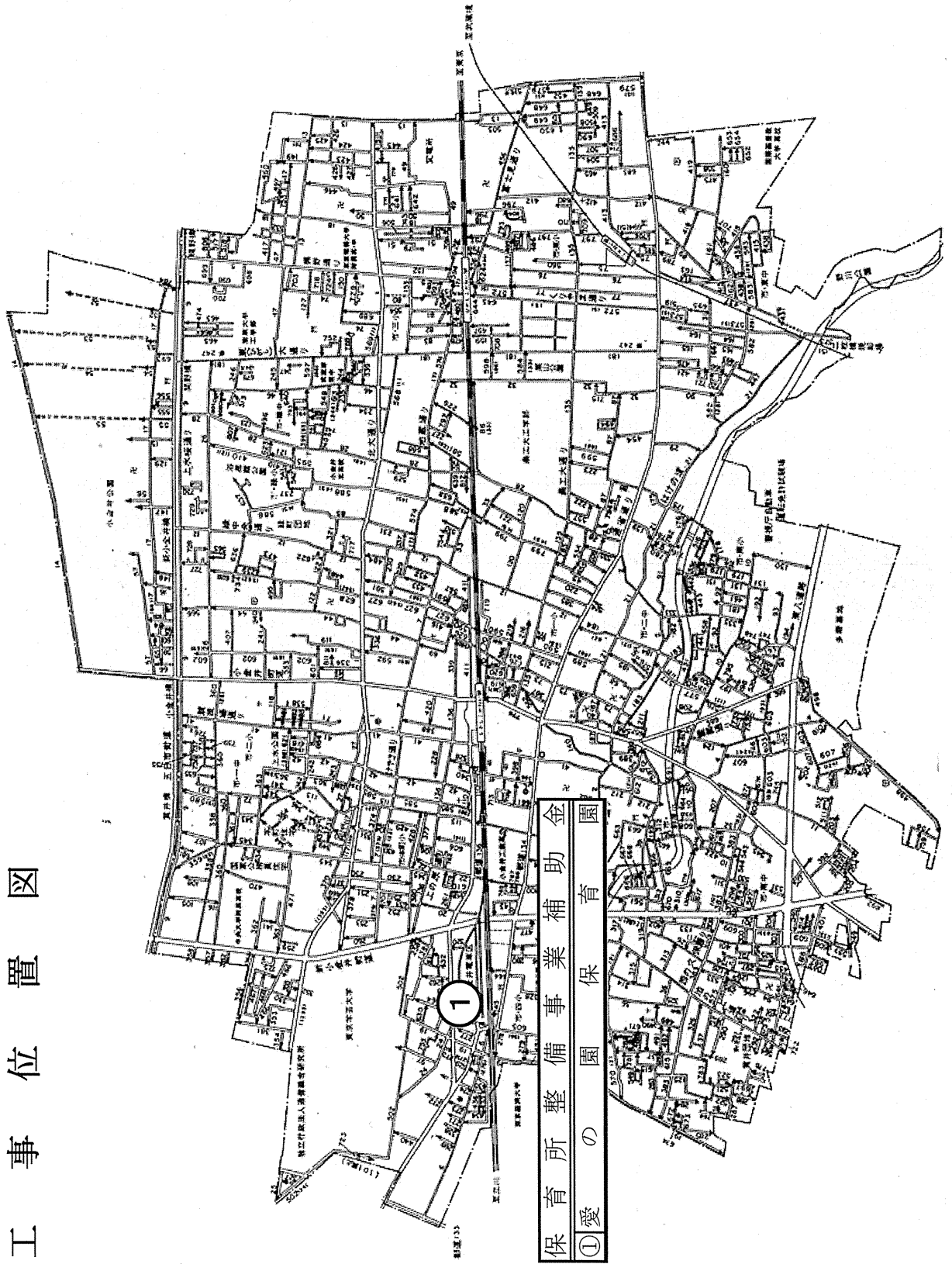
区分	令和4年度末		令和5年度末		令和6年度		令和6年度中		令和6年度末		令和6年度		補正後の額
	現在高		現在高		補正前の額		起債見込額		補正額		補正前の額		
	現在高		現在高		補正前の額	補正額	見込額	補正後の額	補正額	補正額	補正前の額	補正後の額	
1 普通債	12,800,272		12,232,051		4,035,400	△ 15,000	4,020,400	1,287,032	△ 15,000	14,980,419	△ 15,000	14,965,419	
(4) 土	7,506,396		6,772,855		123,000	△ 15,000	108,000	867,895	△ 15,000	6,027,960	△ 15,000	6,012,960	
2 その他	4,066,740		3,332,076		0	0	0	648,849	△ 168	2,683,395	△ 168	2,683,227	
(3) 臨時財政対策債	3,892,134		3,229,448		0	0	0	595,875	△ 168	2,633,741	△ 168	2,633,573	
合計	16,867,012		15,564,127		4,035,400	△ 15,000	4,020,400	1,935,881	△ 15,168	17,663,814	△ 15,168	17,648,646	

令和6年度 基金現在高調べ

(単位:千円)

NO	基金名	区分	令和5年度末現在高当		令和6年度算予	予算補正状況				補正後積立予定額計	令和6年度令取崩	令和6年度定額現在高	年度末見込額(F)=(A)+(D)-(E)
			(A)	(B)		第4回	第6回	第8回	補正額(C)				
1	財政調整基金	元金 利子 計	7,304,864	142 142	990,000 974 990,974	817 817	490,000 542 490,542	1,480,000 2,333 1,482,333	1,480,000 2,475 1,482,475	当初 2-3-6補正 計	1,080,000 1,070,000 2,150,000	6,637,339	
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,418	1 1	1 1			1 1	2 2	当初 補正 計	70,736	9,420	
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	3,234,572	51 51	200,000 452 200,452	346 346	200,000 798 200,849	200,000 849 200,849	200,000 849 200,849	当初 補正 計	70,736	3,364,685	
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計	567,520	33 33	100,000 53 100,053		100,000 53 100,053	100,000 53 100,053	100,000 86 100,086	当初 補正 計	78,100	589,506	
5	地域福祉基金	元金 利子 計	959,058	20 20	1,454 36 1,490		1,454 36 1,490	1,454 36 1,490	1,454 56 1,510	当初 補正 計	15,700	944,868	
6	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利子 計	545,279	8 8	301 301		63 63	364 364	372 372	当初 2-8補正 計	489,951 545,651		
7	環境基金	元金 利子 計	1,268,122	200,000 200,028	101,124 158 101,282		40,000 158 40,000	141,124 158 141,282	341,124 186 341,310	当初 補正 計	519,000	1,090,432	
8	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	1 1					1 1	当初 補正 計	55,700	3,030	
9	みどり公園基金	元金 利子 計	130,685	3 3	1,734 14 1,748		1,734 14 1,748	1,734 14 1,748	1,734 17 1,751	当初 補正 計	20,000	132,436	
10	市営住宅整備基金	元金 利子 計	20,601	3,008 3,009	2 2		2 2	2 2	3 3,011	当初 補正 計	20,000	3,612	
11	教育施設整備基金	元金 利子 計	135,373	1,976 1,979	4,667 15 4,682		4,667 15 4,682	4,667 15 4,682	6,643 18 6,661	当初 補正 計	30,000	112,034	
12	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1					1 1	当初 補正 計		66	
合	計	元金 利子 計	14,178,586	204,984 292 205,276	1,398,979 1,705 1,400,684	0 1,118 1,118	530,000 951 530,951	1,928,979 3,774 1,932,753	2,133,963 4,066 2,138,029	当初 2-3-6補正 計	1,869,236 1,559,951 3,429,187	12,887,428	

工事位置図



議案第1号資料4

繰越明許費の内訳について

1 基幹系システム修正委託料（妊婦のための支援給付対応分）

款2 総務費 項1 総務管理費 目2 文書管理費

事業6 基幹系システムに要する経費

（単位：千円）

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
12	基幹系システム修正委託料（妊婦のための支援給付対応分）	2,000	0	2,000
	合計	2,000	0	2,000

議案第 2 号

令和 6 年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第 2 回)

令和6年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和6年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,676,773千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月24日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 1,568,331	千円 9,972	千円 1,578,303
	1 他会計繰入金	1,410,521	9,972	1,420,493
歳入合計		11,666,801	9,972	11,676,773

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 191,114	千円 △1,536	千円 189,578
	1 総務管理費	157,022	△1,536	155,486
7 諸支出金		25,911	41,053	66,964
	1 償還金及び還付金	25,911	41,053	66,964
8 予備費		73,618	△29,545	44,073
	1 予備費	73,618	△29,545	44,073
歳出合計		11,666,801	9,972	11,676,773

議案第2号資料

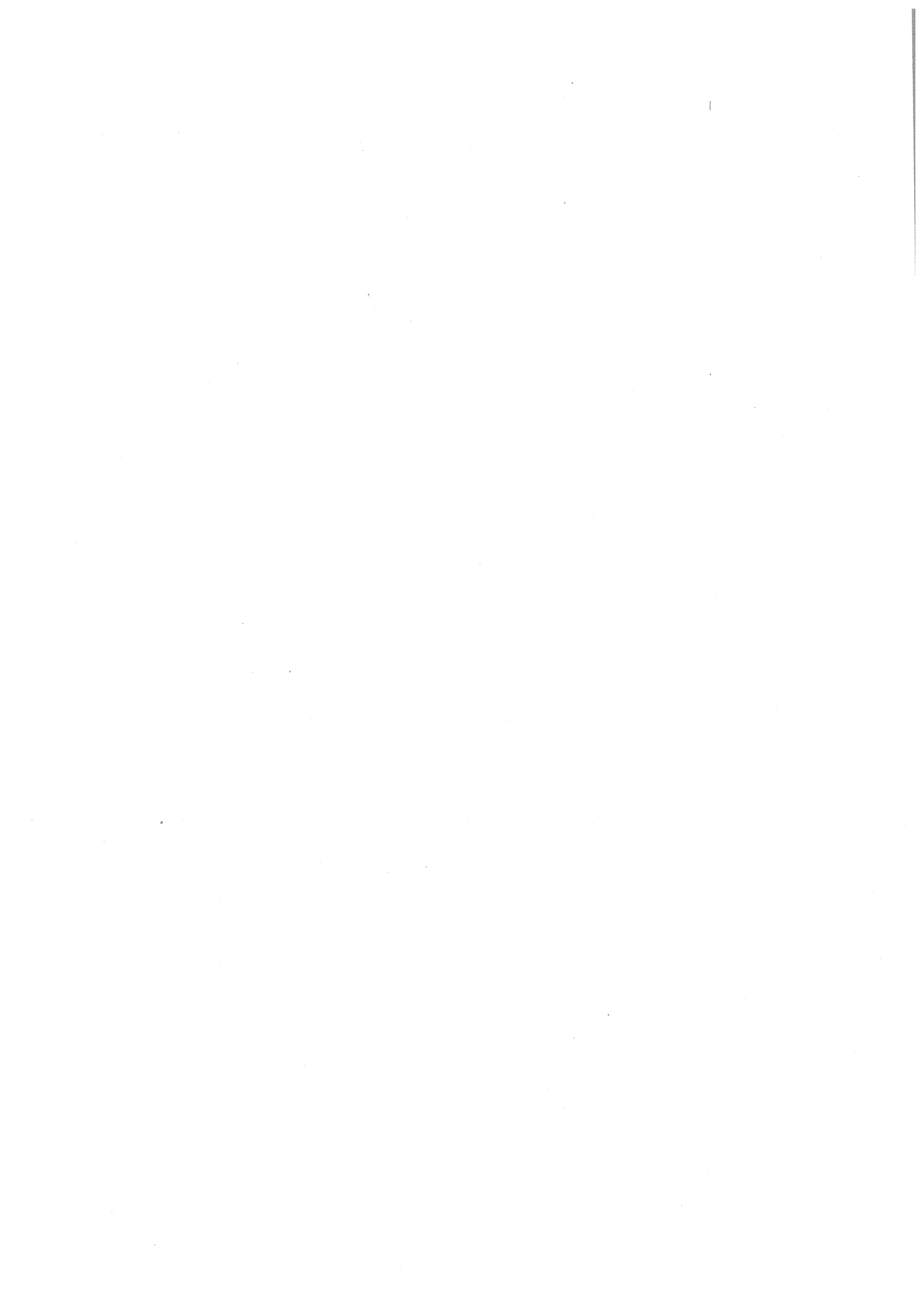
令和6年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)



1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 1,568,331	千円 9,972	千円 1,578,303
	1 他会計繰入金	1,410,521	9,972	1,420,493
歳入合計		11,666,801	9,972	11,676,773

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 191,114	千円 △1,536	千円 189,578
	1 総 務 管 理 費	157,022	△1,536	155,486
7 諸 支 出 金		25,911	41,053	66,964
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,911	41,053	66,964
8 予 備 費		73,618	△29,545	44,073
	1 予 備 費	73,618	△29,545	44,073
歳 出 合 計		11,666,801	9,972	11,676,773

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			△1,536
			△1,536
			41,053
			41,053
			△29,545
			△29,545
			9,972

2 歳 入

款 6 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,410,521	千円 9,972	千円 1,420,493	1 保険基盤安定繰入金	千円 13,583
				2 未就学児均等割保険料繰入金	△ 1,851
				3 職員給与費等繰入金	△ 1,536
				4 産前産後保険料繰入金	△ 224

説	明	千円
1 保険料軽減分 (国民健康保険法第72条の3)	(保険年金課)	6,481
2 保険者支援分 (国民健康保険法第72条の4)	(保険年金課)	7,102
1 未就学児均等割保険料繰入金 (国民健康保険法第72条の3の2)	(保険年金課)	△ 1,851
1 職員給与費等繰入金	(保険年金課)	△ 1,536
1 産前産後保険料繰入金 (国民健康保険法第72条の3の3)	(保険年金課)	△ 224

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	153,602	△ 1,536	152,066			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,536			
△ 1,536	2 給料	△ 287	1 職員人件費その他 () △ 1,536
	3 職員手当等	△ 1,037	(1) 保険年金課関係経費 △ 1,536
	4 共済費	△ 217	2 給料 (△ 287)
	8 旅費	5	一般職給料 △ 287
			3 職員手当等 (△ 1,037)
			4 共済費 (△ 217)
			8 旅費 (5)
			普通旅費 5

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償 還 金	1	41,053	41,054			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
41,053				
41,053	22 償還金利子及び割引料	41,053	1 交付金等の返還金	(保 険 年 金 課) 41,053
			22 償還金利子及び割引料	(41,053)
			交付金等の返還金	41,053

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	73,618	△ 29,545	44,073			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 29,545			

給与費明細書

一 般 職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	() 43	19,096	53,966	55,167	128,229	24,784	153,013	
補正前	() 43	19,096	54,253	56,204	129,553	25,001	154,554	
比 較	()		△287	△1,037	△1,324	△217	△1,541	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	8,336	768	912	1,496		11,316
	補正前	8,390	768	912	1,081		12,924
	比 較	△54			415		△1,608
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		720		16,089	15,530	55,167
	補正前		720		15,963	15,446	56,204
	比 較				126	84	△1,037

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	△ 287	その他の増減分	1 給与改定分 2,730 2 異動等分 △ 3,017 3 再任用給与改定分 0	※給与改定の状況 給与改定率 2.70% 給与改定実施時期 令和6年4月1日																
職 員 手 当	△ 1,037	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 210 (1) 給与改定分 2,221 (2) 異動等分 △ 2,011 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 1,247 (1) 給与改定分 882 (2) 異動等分 △ 2,129 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.325</td> <td>2.325</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.325</td> <td>2.525</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.325	2.325	4.65	支給見込	2.325	2.525	4.85	超過分	0.00	0.20	0.20
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.325	2.325	4.65																	
支給見込	2.325	2.525	4.85																	
超過分	0.00	0.20	0.20																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和6年12月1日現在	平均給料月額	282,747円	—
	平均給与月額	383,353円	—
	平均年齢	35歳9月	—
令和5年12月1日現在	平均給料月額	299,600円	—
	平均給与月額	448,060円	—
	平均年齢	38歳3月	—

議案第3号

令和6年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第2回)

令和6年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

令和6年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ22,283千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,589,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月24日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		千円 2,143,421	千円 43,119	千円 2,186,540
	1 介 護 保 険 料	2,143,421	43,119	2,186,540
3 国 庫 支 出 金		1,977,289	△3,575	1,973,714
	1 国 庫 負 担 金	1,535,020	△3,160	1,531,860
	2 国 庫 補 助 金	442,269	△415	441,854
4 支 払 基 金 交 付 金		2,408,905	△276	2,408,629
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,408,905	△276	2,408,629
5 都 支 出 金		1,339,092	2,772	1,341,864
	1 都 負 担 金	1,265,200	3,160	1,268,360
	2 都 補 助 金	73,892	△388	73,504
8 繰 入 金		1,556,757	△19,757	1,537,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,546,129	△9,129	1,537,000
	2 基 金 繰 入 金	10,628	△10,628	0
歳 入 合 計		9,567,339	22,283	9,589,622

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 307,436	千円 △8,736	千円 298,700
	1 総 務 管 理 費	218,271	△6,290	211,981
	2 徴 収 費	6,576	△319	6,257
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	78,448	△1,059	77,389
	4 趣 旨 普 及 費	4,141	△1,068	3,073
2 保 険 給 付 費		8,616,061	0	8,616,061
	1 介 護 サービス等諸費	7,920,447	△9,803	7,910,644
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	289,635	3,887	293,522
	4 高 額 介 護 サービス等費	252,528	12,371	264,899
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	98,164	△6,455	91,709
4 地 域 支 援 事 業 費		490,843	△2,134	488,709
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス 事 業 費	293,940	△329	293,611
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	185,725	△1,805	183,920
5 基 金 積 立 金		2,181	34,084	36,265
	1 基 金 積 立 金	2,181	34,084	36,265
8 予 備 費		10,831	△931	9,900
	1 予 備 費	10,831	△931	9,900
歳 出 合 計		9,567,339	22,283	9,589,622



議案第3号資料

令和6年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 險 料		千円 2,143,421	千円 43,119	千円 2,186,540
	1 介 護 保 險 料	2,143,421	43,119	2,186,540
3 国 庫 支 出 金		1,977,289	△3,575	1,973,714
	1 国 庫 負 担 金	1,535,020	△3,160	1,531,860
	2 国 庫 補 助 金	442,269	△415	441,854
4 支 払 基 金 交 付 金		2,408,905	△276	2,408,629
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,408,905	△276	2,408,629
5 都 支 出 金		1,339,092	2,772	1,341,864
	1 都 負 担 金	1,265,200	3,160	1,268,360
	2 都 補 助 金	73,892	△388	73,504
8 繰 入 金		1,556,757	△19,757	1,537,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,546,129	△9,129	1,537,000
	2 基 金 繰 入 金	10,628	△10,628	0
歳 入 合 計		9,567,339	22,283	9,589,622

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 307,436	千円 △8,736	千円 298,700
	1 総 務 管 理 費	218,271	△6,290	211,981
	2 徴 収 費	6,576	△319	6,257
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	78,448	△1,059	77,389
	4 趣 旨 普 及 費	4,141	△1,068	3,073
2 保 険 給 付 費		8,616,061	0	8,616,061
	1 介 護 サービス等諸費	7,920,447	△9,803	7,910,644
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	289,635	3,887	293,522
	3 そ の 他 諸 費	10,056	0	10,056
	4 高 額 介 護 サービス等費	252,528	12,371	264,899
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	45,231	0	45,231
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	98,164	△6,455	91,709
4 地 域 支 援 事 業 費		490,843	△2,134	488,709
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	293,940	△329	293,611
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	10,413	0	10,413
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	185,725	△1,805	183,920
	4 そ の 他 諸 費	765	0	765
5 基 金 積 立 金		2,181	34,084	36,265
	1 基 金 積 立 金	2,181	34,084	36,265
7 諸 支 出 金		139,958	0	139,958
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	139,958	0	139,958
8 予 備 費		10,831	△931	9,900
	1 予 備 費	10,831	△931	9,900
歳 出 合 計		9,567,339	22,283	9,589,622

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△8,736
			△6,290
			△319
			△1,059
			△1,068
		875	△875
△3,502		△717	△5,584
1,392		135	2,360
		1	△1
4,417		2,979	4,975
1		4	△5
△2,308		△1,527	△2,620
△803		△830	△501
239		△481	△87
		1	△1
△1,042		△351	△412
		1	△1
		32,778	1,306
		32,778	1,306
		△421	421
		△421	421
			△931
			△931
△803		32,402	△9,316

2 歳 入

款 1 保 險 料

項 1 介 護 保 險 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 第 1 号被 険者保険料	千円 2,143,421	千円 43,119	千円 2,186,540	1 現年賦課分特別徴収保険料	千円 8,970
				2 現年賦課分普通徴収保険料	33,141
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	1,008

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費 負担金	千円 1,535,020	△ 3,160	千円 1,531,860	1 現年度分	△ 3,160

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 調整交付金	千円 286,369	△ 10	千円 286,359	1 現年度分調整交付金	△ 10
2 地域支援事業交付金（ 介護予防・ 日常生活支 援総合事業 ）	61,024	△ 66	60,958	1 現年度分	△ 66

説	明	千円
1 現年度分特別徴収保険料	(介護福祉課)	8,970
1 現年度分普通徴収保険料	(介護福祉課)	32,782
2 過年度分普通徴収保険料	(介護福祉課)	359
1 滞納繰越分普通徴収保険料	(介護福祉課)	1,008

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第121条) 負担率 15%、20%	(介護福祉課) △	3,160

説	明	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条、介護保険法第122条の2第2項、介護保険法第122条の2第3項) 5%相当	(介護福祉課) △	10
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第1項) 補助率 20%	(介護福祉課) △	66

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 71,504	△ 695	千円 70,809	1 現年度分	千円 △ 695
4 保険者機能強化推進交付金	10,403	△ 2,571	7,832	1 保険者機能強化推進交付金	△ 2,571
5 介護保険保険者努力支援交付金	12,969	2,927	15,896	1 介護保険保険者努力支援交付金	2,927

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業支援交付金	千円 82,569	△ 276	千円 82,293	1 現年度分	千円 △ 89
				2 過年度分	△ 187

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 1,265,200	千円 3,160	千円 1,268,360	1 現年度分	千円 3,160

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第4項) 補助率 38.5%	(介護福祉課) △	695
1 保険者機能強化推進交付金 (介護保険法第122条の3第1項) ポイント制	(介護福祉課) △	2,571
1 介護保険保険者努力支援交付金 (介護保険法第122条の3第1項) ポイント制	(介護福祉課)	2,927

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課) △	89
1 過年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課) △	187

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項) 負担率 17.5%、12.5%	(介護福祉課)	3,160

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 38,140	△ 千円 41	千円 38,099	1 現年度分	千円 △ 41
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	35,752	△ 347	35,405	1 現年度分	△ 347

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 38,140	△ 千円 41	千円 38,099	1 現年度分	千円 △ 41
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	35,752	△ 347	35,405	1 現年度分	△ 347
4 低所得者保険料軽減繰入金	85,191	168	85,359	1 現年度分	168
5 その他一般会計繰入金	310,038	△ 8,909	301,129	1 職員給与費等繰入金	△ 7,850
				2 事務費繰入金	△ 1,059

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第3項) 補助率 12.5%	(介護福祉課) △	41
1 現年度分 (介護保険法第123条第4項) 補助率 19.25%	(介護福祉課) △	347

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第3項)	(介護福祉課) △	41
1 現年度分 (介護保険法第124条第4項)	(介護福祉課) △	347
1 現年度分 (介護保険法第124条の2第1項)	(介護福祉課)	168
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課) △	7,850
1 要介護認定事務費繰入金	(介護福祉課) △	1,059

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 介護給付費準備基金繰入金	10,628	△ 10,628	0	1 介護給付費準備基金繰入金	△ 10,628

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課) △	10,628

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	216,192	△ 6,205	209,987			
2 運営協議会費	1,280	△ 85	1,195			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 6,205			
△ 6,205	2 給料	△ 1,621	1 職員人件費その他 () △ 6,205
	3 職員手当等	△ 4,436	(1) 介護福祉課関係経費 △ 6,205
	4 共済費	△ 48	2 給料 (△ 1,621)
	8 旅費	△ 100	一般職給料 △ 1,621
			3 職員手当等 (△ 4,436)
			4 共済費 (△ 48)
			8 旅費 (△ 100)
			普通旅費 △ 100
△ 85			
△ 85	1 報酬	△ 35	1 介護保険運営協議会に要する経費 (介護福祉課) △ 85
	12 委託料	△ 50	1 報酬 (△ 35)
			介護保険運営協議会委員報酬 △ 15
			地域密着型サービス運営専門委員会委員報酬 △ 20
			12 委託料 (△ 50)
			会議録作成委託料 △ 50

款 1 総務費

項 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	6,576	△ 319	6,257			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 319				
△ 319	1 報酬	△ 15	1 介護保険料の賦課に要する経費	(介護福祉課) △ 319
	10 需用費	△ 304	1 報 酬	(△ 15)
	5 印刷製本費	△ 304	介護保険料発送業務会計年度任用職員報酬	△ 15
			10 需 用 費	(△ 304)
			印刷製本費	△ 304

款 1 総務費

項 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護認定審査会費	21,900	△ 2,442	19,458			
2 認定調査等費	56,548	1,383	57,931			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 2,442			
△ 2,442	1 報酬	△ 2,442	1 介護認定審査会に要する経費 (介護福祉課) △ 2,442
			1 報酬 (△ 2,442) 介護認定審査会委員報酬 △ 2,442
1,383			
1,383	11 役務費	1,383	1 認定調査等に要する経費 (介護福祉課) 1,383
	1 郵便料	73	
	5 手数料	1,310	11 役務費 (1,383) 郵便料 73 主治医意見書作成手数料 1,310

款 1 総務費

項 4 趣旨普及費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 趣旨普及費	4,141	△ 1,068	3,073			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,068			
△ 1,068	10 需用費 5 印刷製本費	△ 1,052 △ 1,052	1 趣旨普及に要する経費 (介護福祉課) △ 1,068
	12 委託料	△ 16	10 需用費 (△ 1,052) 印刷製本費 △ 1,052 12 委託料 (△ 16) パンフレット配布委託料 △ 16

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 居宅介護サービス給付費	4,115,046	△ 30,464	4,084,582	△ 10,878		△ 6,852
				△ 10,878		△ 6,852
2 特例居宅介護サービス給付費	387	0	387			△ 2
3 地域密着型介護サービス給付費	987,589	△ 32,685	954,904	△ 11,673		△ 7,700
				△ 11,673		△ 7,700
4 特例地域密着型介護サービス給付費	135	0	135	△ 1		1
5 施設介護サービス給付費	2,364,389	75,702	2,440,091	27,034		18,309
				27,034		18,309
6 特例施設介護サービス給付費	285	0	285	△ 1		1
7 居宅介護福祉用具購入費	13,366	0	13,366			3
8 居宅介護住宅改修費	17,345	0	17,345			2
9 居宅介護サービス計画給付費	421,877	△ 22,356	399,521	△ 7,983		△ 5,294
				△ 7,983		△ 5,294
10 特例居宅介護サービス計画給付費	28	0	28			815

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 12,734			
△ 12,734	18 負担金補助及び交付金	△ 30,464	1 居宅介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 30,464
			18 負担金補助及び交付金 (△ 30,464) 居宅介護サービス給付費 △ 30,464
2			
△ 13,312			
△ 13,312	18 負担金補助及び交付金	△ 32,685	1 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 32,685
			18 負担金補助及び交付金 (△ 32,685) 地域密着型介護サービス給付費 △ 32,685
30,359			
30,359	18 負担金補助及び交付金	75,702	1 施設介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) 75,702
			18 負担金補助及び交付金 (75,702) 施設介護サービス給付費 75,702
△ 3			
△ 2			
△ 9,079			
△ 9,079	18 負担金補助及び交付金	△ 22,356	1 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 22,356
			18 負担金補助及び交付金 (△ 22,356) 居宅介護サービス計画給付費 △ 22,356
△ 815			

款 2 保険給付費

項 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防サービス給付費	225,722	3,499	229,221	1,252		38
				1,252		38
2 特例介護予防サービス給付費	104	0	104	1		△ 1
5 介護予防福祉用具購入費	4,159	388	4,547	138		94
				138		94
6 介護予防住宅改修費	14,013	0	14,013			1
7 介護予防サービス計画給付費	44,721	0	44,721	1		3

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,209			
2,209	18 負担金補助及び交付金	3,499	1 介護予防サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) 3,499 18 負担金補助及び交付金 (3,499) 介護予防サービス給付費 3,499
156			
156	18 負担金補助及び交付金	388	1 介護予防福祉用具購入費に要する経費 (介護福祉課) 388 18 負担金補助及び交付金 (388) 介護予防福祉用具購入費 388
△ 1			
△ 4			

款 2 保険給付費

項 3 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	10,056	0	10,056			1

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 1		千円	千円

款 2 保険給付費

項 4 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額介護サービス費	252,119	12,276	264,395	4,383		2,957
				4,383		2,957
2 高額介護予防サービス費	409	95	504	34		22
				34		22

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,936			
4,936	18 負担金補助及び交付金	12,276	1 高額介護サービス費に要する経費 (介護福祉課) 12,276 18 負担金補助及び交付金 (12,276) 高額介護サービス費 12,276
39			
39	18 負担金補助及び交付金	95	1 高額介護予防サービス費に要する経費 (介護福祉課) 95 18 負担金補助及び交付金 (95) 高額介護予防サービス費 95

款 2 保険給付費

項 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額医療合算介護サービス費	44,837	0	44,837	1		4

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 5		千円	千円

款 2 保険給付費

項 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 特定入所者介護サービス費	98,089	△ 6,455	91,634	△ 2,306		△ 1,529
				△ 2,306		△ 1,529
3 特定入所者介護予防サービス費	36	0	36	△ 1		1
4 特例特定入所者介護予防サービス費	8	0	8	△ 1		1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,620			
△ 2,620	18 負担金補助及び交付金	△ 6,455	1 特定入所者介護サービス費に 要する経費 (介護福祉課) △ 6,455
			18 負担金補助及び交付金 (△ 6,455) 特定入所者介護サービス費 △ 6,455

款 4 地域支援事業費

項 1 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防・生活支援サービス事業費	263,347	△ 329	263,018	239		△ 485
				239		△ 485
2 介護予防ケアマネジメント事業費	30,593	0	30,593			4

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 83			
△ 83	1 報酬	△ 329	1 予防サービス事業に要する経費 (介護福祉課) △ 329
			1 報 酬 (△ 329) 予防サービス業務会計年度任用職員報酬 △ 329
△ 4			

款 4 地域支援事業費

項 2 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般介護予防事業費	10,413	0	10,413			1

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 1		千円	千円

款 4 地域支援事業費

項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費	178,530	△ 1,253	177,277	△ 721		△ 226
				△ 444		△ 153
				△ 66		△ 26
				△ 104		△ 5
				△ 107		△ 44
2 任意事業費	7,195	△ 552	6,643	△ 321		△ 125
				△ 28		△ 16
				△ 292		△ 110

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 306			
△ 174	7 報償費	△ 319	1 包括的支援事業に要する経費 (介護福祉課) △ 771
	10 需用費 14 医薬材料費	△ 13 △ 13	13 使用料及び賃借料 (△ 771) 地域包括支援センター (北西地域) 借上料 △ 771
△ 24	12 委託料	△ 150	2 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 (介護福祉課) △ 116
	13 使用料及び賃借料	△ 771	7 報 償 費 (△ 116) 在宅医療・介護連携推進会議委員謝礼 △ 116
△ 71			3 生活支援体制整備事業に要する経費 (介護福祉課) △ 180
			7 報 償 費 (△ 30) 生活支援協議体委員謝礼 △ 30
			12 委 託 料 (△ 150) 連携推進委託料その1 △ 50 連携推進委託料その2 △ 50 連携推進委託料その3 △ 50
△ 35			6 地域包括ケアシステム構築推進普及啓発事業に要する経費 (介護福祉課) △ 186
			7 報 償 費 (△ 173) 講演会講師謝礼 △ 60 シンポジウム講師謝礼 △ 113
			10 需 用 費 (△ 13) 医薬材料費 △ 13
△ 106			
△ 4	10 需用費 5 印刷製本費	△ 48 △ 48	3 家族介護継続支援事業に要する経費 (介護福祉課) △ 48
	19 扶助費	△ 504	10 需 用 費 (△ 48) 印刷製本費 △ 48
△ 102			4 高齢者成年後見制度利用支援事業に要する経費 (介護福祉課) △ 504
			19 扶 助 費 (△ 504) 高齢者成年後見制度利用支援費 △ 504

款 4 地域支援事業費

項 4 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	765	0	765			1

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 1		千円	千円

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	2,181	34,084	36,265			32,778
						32,778

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,306			
1,306	24 積立金	34,084	1 介護給付費準備基金積立金 (介護福祉課) 34,084
			24 積立金 (34,084)
			介護給付費準備基金積立金 (積立元金) 34,084

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	7,769	0	7,769			△ 421

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 421		千円	千円

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	10,831	△ 931	9,900			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 931			

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計		
補正後	長 等								
	議 員								
	その他	60	19,369				19,369		19,369
	計	60	19,369				19,369		19,369
補正前	長 等								
	議 員								
	その他	60	21,846				21,846		21,846
	計	60	21,846				21,846		21,846
比 較	長 等								
	議 員								
	その他		△2,477				△2,477		△2,477
	計		△2,477				△2,477		△2,477

一 般 職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	() 48	24,509	90,697	73,465	188,671	36,992	225,663	
補正前	() 48	24,853	92,318	77,306	194,477	37,040	231,517	
比 較	()	△344	△1,621	△3,841	△5,806	△48	△5,854	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		14,018	2,080	912	2,205	
補正前		14,340	2,364	912	2,001		7,076
比 較		△322	△284		204		△3,043
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計	
補正後			720		25,511	23,986	73,465
補正前			720		25,511	24,382	77,306
比 較						△396	△3,841

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明	
給 料	△ 1,621	その他の 増減分	1 給与改定分	※給与改定の状況 給与改定率 2.70% 給与改定実施時期 令和6年4月1日	
					3,563
			2 異動等分		△ 5,184
			3 再任用給与改定分		
				0	
職 員 手 当	△ 3,841	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当	※期末・勤勉手当の支給率 (見込)	
					△ 396
			(1) 給与改定分		
					3,251
			(2) 異動等分		
					△ 3,647
			(3) 再任用給与改定分		
					0
			2 その他		
					△ 3,445
(1) 給与改定分					
	624				
(2) 異動等分					
	△ 4,069				
(3) 再任用給与改定分					
	0				

区分	6月	12月	計
予算計上	2.325	2.325	4.65
支給見込	2.325	2.525	4.85
超過分	0.00	0.20	0.20

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和6年12月1日現在	平均給料月額	291,384円	—
	平均給与月額	359,290円	—
	平均年齢	40歳0月	—
令和5年12月1日現在	平均給料月額	287,615円	—
	平均給与月額	358,911円	—
	平均年齢	39歳11月	—

議案第4号

令和6年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第2回)

令和6年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和6年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,333,365千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月24日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,804,296	千円 35,696	千円 1,839,992
	1 後期高齢者医療保険料	1,804,296	35,696	1,839,992
3 繰 入 金		1,319,340	△673	1,318,667
	1 他会計繰入金	1,319,340	△673	1,318,667
5 諸 収 入		119,223	△2,458	116,765
	3 受託事業収入	116,837	△2,550	114,287
	4 雑 入	1,426	92	1,518
歳 入 合 計		3,300,800	32,565	3,333,365

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		千円 41,400	千円 △2,550	千円 38,850
	1 葬 祭 費	41,400	△2,550	38,850
3 広域連合納付金		3,090,442	35,023	3,125,465
	1 広域連合納付金	3,090,442	35,023	3,125,465
5 諸 支 出 金		53,030	92	53,122
	2 繰 出 金	9,698	92	9,790
歳 出 合 計		3,300,800	32,565	3,333,365

議案第4号資料

令和6年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保 険 料		千円 1,804,296	千円 35,696	千円 1,839,992
	1 後期高齢者医療保険料	1,804,296	35,696	1,839,992
3 繰 入 金		1,319,340	△673	1,318,667
	1 他 会 計 繰 入 金	1,319,340	△673	1,318,667
5 諸 収 入		119,223	△2,458	116,765
	3 受 託 事 業 収 入	116,837	△2,550	114,287
	4 雑 入	1,426	92	1,518
歳 入 合 計		3,300,800	32,565	3,333,365

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		千円 41,400	千円 △2,550	千円 38,850
	1 葬 祭 費	41,400	△2,550	38,850
3 広域連合納付金		3,090,442	35,023	3,125,465
	1 広 域 連 合 納 付 金	3,090,442	35,023	3,125,465
5 諸 支 出 金		53,030	92	53,122
	2 繰 出 金	9,698	92	9,790
歳 出 合 計		3,300,800	32,565	3,333,365

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		△2,550	
		△2,550	
		35,023	
		35,023	
		92	
		92	
		32,565	

2 歳入

款 1 後期高齢者医療保険料

項 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 特別徴収保険料	千円 772,961	△ 千円 5,175	千円 767,786	1 現年度分	△ 千円 5,175
2 普通徴収保険料	1,031,335	40,871	1,072,206	1 現年度分	39,438
				2 滞納繰越分	1,433

款 3 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般会計繰入金	千円 1,319,340	△ 千円 673	千円 1,318,667	1 療養給付費繰入金	千円 22,308
				2 保険基盤安定繰入金	△ 19,421
				4 保険料軽減措置繰入金	△ 3,560

款 5 諸収入

項 3 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 受託事業収入	千円 116,837	△ 千円 2,550	千円 114,287	2 葬祭費受託事業収入	△ 千円 2,550

説	明	千円
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	5,175
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	39,886
2 過年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	448
1 滞納繰越分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(納税課)	1,433

説	明	千円
1 療養給付費繰入金	(保険年金課)	22,308
1 保険基盤安定繰入金	(保険年金課) △	19,421
1 保険料軽減措置繰入金	(保険年金課) △	3,560

説	明	千円
1 葬祭費受託事業収入	(保険年金課) △	2,550

款 5 諸 収 入

項 4 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 雑 入	千円 1,426	千円 92	千円 1,518	1 雑 入	千円 92

説	明
3 歯科健康診査事業補助金	<div style="text-align: right;">千円</div> (保険年金課) 92

3 歳 出

款 2 保険給付費

項 1 葬 祭 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 葬 祭 費	41,400	△ 2,550	38,850			△ 2,550
						△ 2,550

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	△ 2,550	1 葬祭費に要する経費 (保険年金課) △ 2,550
			18 負担金補助及び交付金 (△ 2,550)
			葬 祭 費 △ 2,550

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	3,090,442	35,023	3,125,465			35,023
						35,023

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	35,023	1 広域連合分賦金に要する経費 (保険年金課) 35,023
			18 負担金補助及び交付金 (35,023)
			療養給付費負担金 22,308
			保険料等負担金 35,696
			保険基盤安定負担金 △ 19,421
			保険料軽減措置負担金 △ 3,560

款 5 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰出金	9,698	92	9,790			92
						92

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	27 繰出金	92	1 一般会計繰出金 (保険年金課) 92
			27 繰出金 (92) 一般会計繰出金 92

議案第5号

令和6年度

小金井市

下水道事業会計

補正予算

(第1回)

令和6年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）

（総則）

第1条 令和6年度小金井市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度小金井市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	2,066,301 千円	84 千円	2,066,385 千円
第2項 営業外収益	419,238 千円	84 千円	419,322 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	2,043,970 千円	△236 千円	2,043,734 千円
第1項 営業費用	1,980,019 千円	△5,235 千円	1,974,784 千円
第2項 営業外費用	33,951 千円	4,999 千円	38,950 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額212,781千円は、過年度分損益勘定留保資金10,062千円、当年度分損益勘定留保資金202,719千円で補填」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額308,394千円は、過年度分損益勘定留保資金84,856千円、当年度分損益勘定留保資金223,538千円で補填」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	248,659 千円	△148,000 千円	100,659 千円
第1項 企業債	248,000 千円	△148,000 千円	100,000 千円
支 出			
第1款 資本的支出	461,440 千円	△52,387 千円	409,053 千円
第1項 建設改良費	372,181 千円	△52,387 千円	319,794 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道事業	103,000 千円	△103,000 千円	0 千円
流域下水道事業	145,000 千円	△45,000 千円	100,000 千円
合 計	248,000 千円	△148,000 千円	100,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条第1号中「94,843千円」を「101,421千円」に改める。

令和7年1月24日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

議案第5号資料

令和6年度

小金井市

下水道事業会計

補正予算説明書

(第1回)

令和6年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

収益的収入及び支出
収 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1	下水道		2,066,301	84	2,066,385	
	事業収益	2 営業外収益	419,238	84	419,322	
		3 長期前受金 戻 入	393,829	84	393,913	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1	下水道		2,043,970	△ 236	2,043,734	
	事業費用	1 営業費用	1,980,019	△ 5,235	1,974,784	
		1 管きよ費	231,517	△ 33,200	198,317	
		2 流域下水道 管 理 費	743,874	46,486	790,360	
		3 業 務 費	172,458	△ 22,530	149,928	
		4 総 係 費	80,028	4,390	84,418	
		5 減価償却費	706,351	△ 668	705,683	
		6 資産減耗費	45,791	287	46,078	
		2 営業外費用	33,951	4,999	38,950	
		2 消費税及び 地方消費税	17,001	4,999	22,000	

資本的収入及び支出
収 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的			248,659	△ 148,000	100,659	
収 入	1 企業債		248,000	△ 148,000	100,000	
		1 下水道 事業債	248,000	△ 148,000	100,000	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的			461,440	△ 52,387	409,053	
支 出	1 建設改良費		372,181	△ 52,387	319,794	
		1 管きよ 建設改良費	206,735	△ 23,784	182,951	
		2 流域下水道 建設費	165,446	△ 28,603	136,843	

令和6年度小金井市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	22,262
減価償却費	705,681
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,012
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 163
資産減耗費	976
長期前受金戻入額	△ 393,915
支払利息	16,950
未収金の増減額 (△は増加)	6,116
未払金の増減額 (△は減少)	△ 89,660

小計 269,259

利息の支払額 △ 16,950

業務活動によるキャッシュ・フロー 252,309

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 193,823
無形固定資産の取得による支出	△ 124,401
投資その他の資産の取得による支出	△ 8
一般会計からの繰入金による収入	659

投資活動によるキャッシュ・フロー △ 317,573

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	100,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 77,811

財務活動によるキャッシュ・フロー 22,189

資金増加額 (又は減少額) △ 43,075
 資金期首残高 833,735
 資金期末残高 790,660

給 与 費 明 細 書

1 総 括

(単位：千円)

区分	特別職 (人)	一般職 (人)	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
補正後	7	(0) 14	4,750	44,158	35,675	84,583	16,838	101,421
補正前	7	(0) 14	4,750	41,737	33,451	79,938	14,905	94,843
比較	0	(0) 0	0	2,421	2,224	4,645	1,933	6,578

※()内は再任用短時間勤務職員の外書き人数

※手当には、賞与引当金繰入額を含む。

(単位：千円)

手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	6,903	1,200	913	893	0	1,518
	補正前	6,511	1,200	912	893	0	1,171
	比較	392	0	1	0	0	347
	区分	住居手当	児童手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後	360	870	0	11,905	11,113	35,675
	補正前	360	870	0	10,717	10,817	33,451
比較	0	0	0	1,188	296	2,224	

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																
給 料	2,421	その他の増減分	1 給与改定分 894 2 異動等分 1,527 3 再任用給与改定分 0	※給与改定の状況 給与改定率：2.70% 給与改定実施時期：令和6年4月1日																
手 当	2,224	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 1,130 (1) 給与改定分 1,216 (2) 異動等分 △ 86 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 1,094 (1) 給与改定分 172 (2) 異動等分 922 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.325</td> <td>2.325</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.325</td> <td>2.525</td> <td>4.85</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.325	2.325	4.65	支給見込	2.325	2.525	4.85	超過分	0.00	0.20	0.20
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.325	2.325	4.65																	
支給見込	2.325	2.525	4.85																	
超過分	0.00	0.20	0.20																	

3 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分	一般行政職	技能労務職
令和6年12月1日現在	平均給料月額	327,718円
	平均給与月額	417,010円
	平均年齢	46歳0月
令和5年12月1日現在	平均給料月額	323,380円
	平均給与月額	403,986円
	平均年齢	45歳1月

令和6年度小金井市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 構 築 物	11,500,325		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△3,413,132</u>	8,087,193	
イ 機 械 及 び 装 置	60,422		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△31,758</u>	28,664	
ウ 車 両 運 搬 具	2,385		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△433</u>	1,952	
エ 工 具、器 具 及 び 備 品	1,739		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,107</u>	632	
オ 建 設 仮 勘 定		197,400	
有 形 固 定 資 産 合 計			8,315,841
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 施 設 利 用 権		<u>1,616,734</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			1,616,734
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 預 託 金		<u>16</u>	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			16
固 定 資 産 合 計			9,932,591
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		790,660	
(2) 未 収 金	277,200		
貸 倒 引 当 金	<u>△1,630</u>	<u>275,570</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>1,066,230</u>
資 産 合 計			<u><u>10,998,821</u></u>

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
ア	建設改善等のための財源に 充てられた企業債の企業債	763,975	763,975	
	企業債合計			
	固定負債合計			763,975
4	流動負債			
(1)	企業債			
ア	建設改善等のための財源に 充てられた企業債の企業債	76,190	76,190	
	企業債合計			
(2)	未払金		229,061	
(3)	引当金			
ア	賞与引当金	8,848	8,848	
	引当金合計			
(4)	預り金		222	
	流動負債合計			314,321
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
ア	国庫補助金	1,187,906		
イ	都府県補助金	195,071		
ウ	他会計補助金等	2,676,343		
エ	受贈財産評価額等	4,062,522		
オ	負担金等	411,075		
	長期前受金合計		8,532,917	
(2)	長期前受金収益化累計額			
ア	国庫補助金	△632,317		
イ	都府県補助金	△132,138		
ウ	他会計補助金等	△537,034		
エ	受贈財産評価額等	△664,947		
オ	負担金等	△170,552		
	収益化累計額合計		△2,136,988	
	繰延収益合計			6,395,929
	負債合計			7,474,225
資本の部				
6	資本金			
(1)	固有資本金		3,008,042	
	資本金合計			3,008,042
7	剰余金			
(1)	利益剰余金			
ア	建設改善積立金	175,940		
イ	当年度未処分利益剰余金	340,614		
	利益剰余金合計		516,554	
	剰余金合計			516,554
	資本合計			3,524,596
	負債資本合計			10,998,821

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

構築物 50年

機械及び装置 10～20年

車両 5年

工具、器具及び備品 4～17年

イ 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

施設利用権 45年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は645,123千円である。

3 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

令和6年度

小 金 井 市

下 水 道 事 業 会 計

補正予算（第1回）実施計画に関する説明書

令和6年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）実施計画明細書

収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入	款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
					区	金額	
1	下水道事業収益	2,066,301	84	2,066,385			
2	営業外収益	419,238	84	419,322			
3	長期前受金戻入	393,829	84	393,913	受贈財産評価額	5	受贈財産評価額
					他会計補助金等	70	他会計補助金等
					負担金等	9	負担金等

(単位:千円)

支出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 下水道事業費用	2,043,970	△ 236	2,043,734			
1 営業費用	1,980,019	△ 5,235	1,974,784			
1 管きよ費	231,517	△ 33,200	198,317	委託料	△ 33,200	管路施設調査委託料 △ 6,600 管路施設耐震診断委託料 △ 10,100 事業計画変更委託料 △ 16,500
2 流域下水道管理費	743,874	46,486	790,360	負担金	46,486	流域下水道維持管理負担金 46,486
3 業務費	172,458	△ 22,530	149,928	委託料	△ 22,530	下水道使用料徴収事務委託料 △ 22,530
4 総係費	80,028	4,390	84,418	給料	1,541	一般職等給料 (一般職7人) 1,541
				手当	1,191	一般職等手当 1,191
				法定福利費	1,300	一般職等法定福利費 1,300
				賞与引当金繰入額	353	賞与引当金繰入額 353
				貸倒損失	5	貸倒損失 5
5 減価償却費	706,351	△ 668	705,683	有形固定資産減価償却費	△ 668	有形固定資産減価償却費 △ 668
				無形固定資産減価償却費	0	無形固定資産減価償却費 0
6 資産減耗費	45,791	287	46,078	有形固定資産除却費	287	有形固定資産除却費 287
2 営業外費用	33,951	4,999	38,950			
2 消費税及び地方消費税	17,001	4,999	22,000	消費税及び地方消費税	4,999	消費税及び地方消費税 3,000 雑支出 1,999

資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入	款 項 目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
					区	金額	
1	資本的収入	248,659	△ 148,000	100,659			
1	企業債	248,000	△ 148,000	100,000			
	1 下水道事業債	248,000	△ 148,000	100,000	下水道事業債	△ 148,000	公共下水道事業 流域下水道事業
							△ 103,000 △ 45,000

(単位:千円)

支 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 資本的支出	461,440	△ 52,387	409,053			
1 建設改良費	372,181	△ 52,387	319,794			
1 管きよ建設改良費	206,735	△ 23,784	182,951	給料	880	一般職等給料(一般職4人) 880
				手当	680	一般職等手当 680
				法定福利費	633	一般職等法定福利費 633
				委託料	△ 12,750	管きよ改築工事設計等委託料 △ 12,750
				工事請負費	△ 13,227	マンホールトイレ用下水道施設 置工事 △ 5,765 管きよ更生工事 △ 7,462
2 流域下水道建設費	165,446	△ 28,603	136,843	負担金	△ 28,603	多摩川流域下水道野川処理区建設 負担金 △ 868 多摩川流域下水道北多摩一号処理 区建設負担金 △ 31,637 荒川右岸東京流域下水道荒川右岸 処理区建設負担金 △ 63 流域下水道改良負担金 3,965

議案第6号

令和7年度

小金井市一般会計予算

令和7年度小金井市一般会計予算

令和7年度小金井市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年1月24日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 23,648,006
	1 市 民 税	12,637,126
	2 固 定 資 産 税	8,359,468
	3 軽 自 動 車 税	79,105
	4 市 た ば こ 税	509,307
	5 都 市 計 画 税	2,063,000
2 地 方 譲 与 税		189,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	134,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	14,000
3 利 子 割 交 付 金		44,000
	1 利 子 割 交 付 金	44,000
4 配 当 割 交 付 金		263,000
	1 配 当 割 交 付 金	263,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		271,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	271,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		331,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	331,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,873,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,873,000
8 旧法による自動車取得税金 交 付		1
	1 旧法による自動車取得税金 交 付	1
9 環 境 性 能 割 交 付 金		53,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	53,000
10 地 方 特 例 交 付 金		100,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	100,000
	0 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	0
11 地 方 交 付 税		31,000
	1 地 方 交 付 税	31,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		8,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,000

款	項	金 額
		千円
13 分担金及び負担金		291,868
	1 負担金	291,868
14 使用料及び手数料		1,001,202
	1 使用料	465,647
	2 手数料	535,555
15 国庫支出金		9,695,130
	1 国庫負担金	8,617,970
	2 国庫補助金	1,047,186
	3 委託金	29,974
16 都支出金		9,289,416
	1 都負担金	2,778,522
	2 都補助金	5,748,953
	3 委託金	761,941
17 財産収入		29,626
	1 財産運用収入	23,759
	2 財産売却収入	5,867
18 寄附金		14,441
	1 寄附金	14,441
19 繰入金		2,220,157
	1 基金繰入金	2,172,126
	2 特別会計繰入金	48,031
20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		504,353
	1 延滞金・加算金及び過料	25,005
	2 受託事業収入	528
	3 収益事業収入	20,000
	4 雑入	458,819
	5 預金利子	1
22 市債		1,042,800
	1 市債	1,042,800
歳 入 合 計		52,400,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 376,740
	1 議 会 費	376,740
2 総 務 費		6,075,990
	1 総 務 管 理 費	4,695,806
	2 徴 税 費	621,279
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	391,167
	4 選 挙 費	230,060
	5 統 計 調 査 費	101,607
	6 監 査 委 員 費	36,071
3 民 生 費		28,028,251
	1 社 会 福 祉 費	8,875,250
	2 児 童 福 祉 費	15,287,182
	3 生 活 保 護 費	3,836,204
	4 国 民 年 金 費	29,615
4 衛 生 費		4,798,287
	1 保 健 衛 生 費	1,714,240
	2 清 掃 費	3,084,047
5 労 働 費		14,647
	1 労 働 諸 費	14,647
6 農 林 水 産 業 費		42,270
	1 農 業 費	42,270
7 商 工 費		214,168
	1 商 工 費	214,168
8 土 木 費		3,331,981
	1 土 木 管 理 費	297,340
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,025,679
	3 河 川 費	4,008
	4 都 市 計 画 費	1,980,172
	5 住 宅 費	24,782
9 消 防 費		1,621,688
	1 消 防 費	1,621,688

款	項	金額
10 教 育 費		5,858,606 千円
	1 教 育 総 務 費	978,543
	2 小 学 校 費	2,507,352
	3 中 学 校 費	966,053
	4 社 会 教 育 費	888,238
	5 保 健 体 育 費	518,420
11 公 債 費		1,972,682
	1 公 債 費	1,972,682
12 諸 支 出 金		13,941
	1 土 地 基 金 費	1
	2 開 発 公 社 費	13,940
13 予 備 費		50,749
	1 予 備 費	50,749
歳 出 合 計		52,400,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小金井市土地開発公社用地先行取得事業（令和 7 年度）	令和 7 年度 ～令和 2 2 年度	令和 7 年度において小金井市土地開発公社が取得する用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	令和 7 年度 ～令和 2 2 年度	小金井市が小金井市土地開発公社に委託した業務につき、同公社が融資を受けた元金及び利子
人事給与システム使用料（令和 5 年度導入分）その 2	令和 8 年度 ～令和 1 0 年度	277 千円
勤怠管理システム等設計構築委託料	令和 7 年度 ～令和 8 年度	41,349 千円
勤怠管理システム等ネットワーク構築委託料	令和 7 年度 ～令和 8 年度	37,521 千円
勤怠管理システム等使用料	令和 7 年度 ～令和 1 3 年度	69,327 千円
勤怠管理システム等機器借上料	令和 7 年度 ～令和 1 3 年度	64,010 千円
庁舎案内受付委託料	令和 8 年度 ～令和 9 年度	7,921 千円

事 項	期 間	限 度 額
公共施設LED化事業委託料	令和8年度 ～令和10年度	15,426千円
市民協働支援センター再検討 委員会運営支援委託料	令和8年度	1,774千円
新庁舎・(仮称)新福祉社会館建 設工事監理委託料	令和8年度 ～令和10年度	116,736千円
新庁舎・(仮称)新福祉社会館建 設設計意図伝達委託料	令和8年度 ～令和10年度	25,851千円
新庁舎・(仮称)新福祉社会館建 設コンストラクション・マネ ジメント委託料	令和8年度 ～令和10年度	83,119千円
新庁舎・(仮称)新福祉社会館建 設工事	令和8年度 ～令和10年度	12,911,282千円
住民基本台帳等事務窓口委託 料その2	令和8年度 ～令和9年度	67,221千円
生活困窮者学習支援事業委託 料	令和7年度 ～令和8年度	5,639千円

事 項	期 間	限 度 額
障害者福祉センター指定管理委託料	令和7年度 ～令和12年度	障害者福祉センターの管理運営に要する額
地域包括支援センター（北西地域）借上料	令和8年度 ～令和16年度	30,100 千円
児童発達支援センター指定管理委託料	令和7年度 ～令和12年度	児童発達支援センターの管理運営に要する額
食育推進計画策定支援委託料	令和8年度	2,375 千円
自転車駐車場指定管理委託料	令和7年度 ～令和12年度	297,040 千円
学校図書館活動充実委託料	令和7年度 ～令和8年度	20,645 千円
GHPエアコン借上料（令和7年度導入分）	令和8年度 ～令和17年度	59,575 千円
第一小学校校舎改築等工事監理委託料	令和8年度 ～令和9年度	48,620 千円

事 項	期 間	限 度 額
第一小学校校舎改築等工事設計意図伝達委託料	令和8年度 ～令和9年度	23,980 千円
第一小学校埋蔵文化財発掘調査委託料	令和8年度	17,935 千円
第一小学校校舎改築等工事	令和8年度 ～令和9年度	4,596,600 千円
GHPエアコン借上料（令和7年度導入分）	令和8年度 ～令和17年度	20,263 千円
図書館システム等借上料	令和7年度 ～令和13年度	171,860 千円

第 3 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1	東小金井駅北口土地区画整理事業	千円 120,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの時 から据置期 間を含み、 30年以内 に償還す る。 ただし、財 政その他の 都合により 据置期間 及び償還 年限を短縮 し、もしくは 繰上償還を し、又は低 利債に借換 えすることが できる。	借入年度 令和7年度 ただし、事 業の進捗又 は財源その 他の都合に より、起債 額の全部又 は一部を翌 年度に繰り 越して借り 入れること ができる。
2	都市計画道路3・4・8号線整備事業	17,200				
3	第一小学校校舎改築等事業	281,900				
4	総合体育館改修事業	105,000				
5	新庁舎・(仮称)新福社会館建設事業	75,000				
6	公共施設LED化事業	443,700				
合 計		1,042,800				

議案第7号

令和7年度

小金井市

国民健康保険特別会計予算

令和7年度小金井市国民健康保険特別会計予算

令和7年度小金井市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,217,149千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年1月24日提出

東京都小金井市長 白井 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,459,839
	1 国民健康保険税	2,459,839
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
4 都 支 出 金		7,318,495
	1 都 補 助 金	7,318,495
5 財 産 収 入		114
	1 財 産 運 用 収 入	114
6 繰 入 金		1,401,415
	1 他 会 計 繰 入 金	1,399,346
	2 基 金 繰 入 金	2,069
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		37,281
	1 延滞金・加算金及び過料	20,002
	2 雑 入	17,279
歳 入 合 計		11,217,149

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		208,585
	1 総 務 管 理 費	170,829
	2 徴 税 費	37,756
2 保 険 給 付 費		7,093,464
	1 療 養 諸 費	6,245,866
	2 高 額 療 養 費	791,290
	3 移 送 費	37
	4 出 産 育 児 諸 費	40,017
	5 葬 祭 費	5,750
	6 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 費	10,503
	7 傷 病 手 当 金	1
3 国民健康保険事業費納付金		3,702,936
	1 医 療 給 付 費 分	2,485,614
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	899,636
	3 介 護 納 付 金 分	317,686
4 保 健 事 業 費		166,438
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	105,042
	2 保 健 事 業 費	61,396
5 基 金 積 立 金		114
	1 基 金 積 立 金	114
6 公 債 費		211
	1 公 債 費	211
7 諸 支 出 金		25,401
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,401
8 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		11,217,149

議案第8号

令和7年度

小金井市

介護保険特別会計予算

令和7年度小金井市介護保険特別会計予算

令和7年度小金井市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,490,722千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年1月24日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		千円 2,208,895
	1 介 護 保 險 料	2,208,895
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,931,323
	1 国 庫 負 担 金	1,560,864
	2 国 庫 補 助 金	370,459
4 支 払 基 金 交 付 金		2,452,828
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,452,828
5 都 支 出 金		1,334,593
	1 都 負 担 金	1,290,635
	2 都 補 助 金	43,958
6 財 産 収 入		388
	1 財 産 運 用 収 入	387
	2 財 産 売 払 収 入	1
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		1,562,521
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,554,000
	2 基 金 繰 入 金	8,521
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		171
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 雑 入	168
歳 入 合 計		9,490,722

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 325,787
	1 総 務 管 理 費	225,068
	2 徴 収 費	7,556
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	83,046
	4 趣 旨 普 及 費	290
	5 計 画 策 定 委 員 会 費	9,827
2 保 険 給 付 費		8,773,843
	1 介 護 サービス等諸費	8,050,283
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	299,937
	3 そ の 他 諸 費	10,241
	4 高 額 介 護 サービス等費	269,726
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス等費	50,270
	6 特 定 入 所 者 費 介 護 サービス等費	93,386
3 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		337,294
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	307,749
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	1,772
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	26,589
	4 そ の 他 諸 費	1,184
5 基 金 積 立 金		387
	1 基 金 積 立 金	387
6 公 債 費		28
	1 公 債 費	28
7 諸 支 出 金		50,788
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	9,684
	2 繰 出 金	41,104
8 予 備 費		2,594
	1 予 備 費	2,594
歳 出 合 計		9,490,722

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
本町高齢者在宅サービスセンター指定管理委託料	令和7年度 ～令和12年度	本町高齢者在宅サービスセンターの管理運営に要する額
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定支援委託料	令和8年度	5,891千円

議案第9号

令和7年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,359,722千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年1月24日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,874,716
	1 後期高齢者医療保険料	1,874,716
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,353,717
	1 他 会 計 繰 入 金	1,353,717
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		131,287
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	10,010
	3 受 託 事 業 収 入	120,147
	4 雑 入	1,128
歳 入 合 計		3,359,722

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		16,939 千円
	1 総 務 管 理 費	9,879
	2 徴 収 費	7,060
2 保 險 給 付 費		38,100
	1 葬 祭 費	38,100
3 広 域 連 合 納 付 金		3,181,289
	1 広 域 連 合 納 付 金	3,181,289
4 保 健 事 業 費		105,457
	1 保 健 事 業 費	105,457
5 諸 支 出 金		16,937
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,010
	2 繰 出 金	6,927
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		3,359,722

議案第10号

令和7年度

小金井市

下水道事業会計予算

令和7年度小金井市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度小金井市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	1, 133ヘクタール
(2) 年間総処理水量	19, 318, 000立方メートル
(3) 一日平均処理水量	52, 926立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 下水道施設建設事業	99, 000千円
イ 流域下水道建設負担金	90, 655千円
ウ 流域下水道改良負担金	49, 612千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2, 017, 191千円
第1項 営業収益		1, 623, 515千円
第2項 営業外収益		393, 676千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		2, 010, 769千円
第1項 営業費用		1, 945, 666千円
第2項 営業外費用		35, 103千円
第3項 予備費		30, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額178, 920千円は、過年度分損益勘定留保資金89, 210千円、当年度分損益勘定留保資金89, 710千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		183, 659千円
第1項 企業債		183, 000千円
第2項 他会計負担金		659千円

支 出

第1款 資本的支出	362,579千円
第1項 建設改良費	276,388千円
第2項 企業債償還金	76,191千円
第3項 予備費	10,000千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。
(単位：千円)

事項	期間	限度額
公営企業会計運用支援委託料	令和7年度から 令和8年度まで	2,475
下水道総合計画改訂版策定等支援委託料	令和8年度	12,708

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
公共下水道事業	56,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れのときから据置期間を含み、40年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	借入年度 令和7年度
流域下水道事業	127,000				ただし、事業の進捗又はその他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。
合計	183,000				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

103,514千円

令和7年1月24日提出

東京都小金井市長 白井 亨

議案第11号

令和6年度

小金井市

一般会計補正予算

(第7回)

令和6年度小金井市一般会計補正予算（第7回）

令和6年度小金井市の一般会計の補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ495,105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,315,094千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和7年1月24日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 12,163,804	千円 495,105	千円 12,658,909
	2 国庫補助金	3,974,495	495,105	4,469,600
歳 入 合 計		58,819,989	495,105	59,315,094

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 29,081,085	千円 495,105	千円 29,576,190
	1 社 会 福 祉 費	9,749,730	495,105	10,244,835
歳 出 合 計		58,819,989	495,105	59,315,094

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	価格高騰重点支援給付金給付事業	千円 485,562

議案第11号資料1

令和6年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第7回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 12,163,804	千円 495,105	千円 12,658,909
	2 国庫補助金	3,974,495	495,105	4,469,600
歳入合計		58,819,989	495,105	59,315,094

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 29,081,085	千円 495,105	千円 29,576,190
	1 社 会 福 祉 費	9,749,730	495,105	10,244,835
歳 出 合 計		58,819,989	495,105	59,315,094

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 495,105	千円	千円	千円
495,105			
495,105			

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6 物価高騰対 心重点支援 地方創生臨 時交付金	千円 1,008,683	千円 495,105	千円 1,503,788	1 物価高騰対応重点支援地 方創生臨時交付金	千円 495,105

説	明
1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱)	<div style="text-align: right;">千円</div> (企画政策課) 495,105

3 歳 出

款 3 民 生 費

項 1 社 会 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
11 価格高騰重点支援 給付金給付費	910,950	495,105	1,406,055	495,105		
				495,105		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	10 需用費 1 消耗品費	76 76	1 価格高騰重点支援給付金給付 に要する経費 () 495,105
	11 役務費 1 郵便料 2 電話料 5 手数料	3,106 2,946 121 39	(1) 地域福祉課関係経費 487,581 10 需用費 (76) 消耗品費 76 11 役務費 (3,106) 郵便料 2,946 電話料 121 電話設置手数料 39
	12 委託料	51,923	12 委託料 (44,399) 物価高騰対策給付金給付事務委託料その2 41,323 物価高騰対策給付金確認書等作成等委託料 その2 1,096 物価高騰対策給付金支給決定通知書等作成 等委託料 1,980
	18 負担金補助及び交付金	440,000	18 負担金補助及び交付金 (440,000) 物価高騰対策給付金 440,000
			(2) 情報システム課関係経費 7,524 12 委託料 (7,524) 基幹系システム修正委託料(物価高騰対策 給付金等対応分)その2 7,524

物価高騰対策給付金事業概要

1 目的

令和 6 年 1 1 月 2 2 日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に伴い、物価高騰の影響を受ける低所得者を支援するため、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯当たり 3 万円を給付する。

また、対象世帯のうち、1 8 歳以下の児童を扶養している子育て世帯に対して、児童 1 人当たり 2 万円を給付する。

2 支給対象

以下のいずれかに該当する世帯

- (1) 住民税非課税世帯（令和 6 年 1 2 月 1 3 日において世帯全員の令和 6 年度住民税が非課税である世帯（住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。）

1 2, 7 0 0 世帯

- (2) 住民税均等割のみ課税世帯（令和 6 年 1 2 月 1 3 日において世帯員の令和 6 年度住民税が非課税又は均等割のみ課税である世帯（住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。）

1, 1 5 0 世帯

- (3) 家計急変世帯（予期せず令和 6 年 1 月から同年 1 2 月までの家計が急変し、住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯をいう。）

1 5 0 世帯

- (4) (1)～(3)のいずれかに該当する世帯のうち、1 8 歳以下の子ども（1 8 歳に達する日以降最初の 3 月 3 1 日までの児童（平成 1 8 年 4 月 2 日生まれ以降の児童。令和 6 年 1 2 月 1 4 日以降に出生した子どもも対象）を扶養している世帯

5 0 0 世帯（1, 0 0 0 人）

3 給付額

- (1) 1 世帯当たり 3 万円
(2) 児童 1 人当たり 2 万円

4 申請手続

- (1) 給付金を受給したことがある住民税非課税世帯等（申請不要）
対象世帯の抽出及び支給決定通知書の送付（小金井市）

↓

振込（小金井市）

- (2) 給付金を受給したことがない住民税非課税世帯等

ア 公金受取口座を登録している世帯

対象世帯の抽出及び支給決定通知書の送付（小金井市）

↓

振込（小金井市）

イ 公金受取口座を登録していない世帯

対象世帯の抽出及び確認書等の送付（小金井市）

↓

確認書の受領及び返送（対象世帯）

↓

確認書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

- (3) 家計急変世帯

市ホームページ、SNS、市報等で周知（小金井市）

↓

申請書の提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

5 スケジュール（案）

- (1) 給付金を受給したことがある住民税非課税世帯等（申請不要）

令和7年1月下旬 システム改修

2月上旬 対象世帯の抽出及び支給決定通知書の準備

中旬 支給決定通知書の送付

3月中旬 振込

(2) 給付金を受給したことがない住民税非課税世帯等

ア 公金受取口座を登録している世帯

令和7年2月上旬 対象世帯の抽出及び支給決定通知書の準備

中旬 支給決定通知書の送付

3月中旬 振込

イ 公金受取口座を登録していない世帯

令和7年2月中旬 対象世帯の抽出及び確認書等の準備

下旬 確認書等の送付・受付、支給要件の確認

3月下旬 振込（以降順次支給）

(3) 家計急変世帯

令和7年2月上旬 周知

中旬 申請書の受付、支給要件の確認

3月中旬 振込（以降順次支給）

6 申請期限（予定）

令和7年5月30日（金）

7 予算額

(1) 歳入

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

495,105千円

(2) 歳出

ア 物価高騰対策給付金

440,000千円

イ その他（消耗品費、郵便料、電話料、電話設置手数料、物価高騰対策給付金給付事務委託料その2、物価高騰対策給付金確認書等作成等委託料その2、物価高騰対策給付金支給決定通知書等作成等委託料、基幹系システム修正委託料）

55,105千円

議案第 1 1 号資料 3

繰越明許費の内訳について

1 価格高騰重点支援給付金給付事業

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 1 1 価格高騰重点支援給付金給付費

事業 1 価格高騰重点支援給付金給付に要する経費

(1) 地域福祉課関係経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
10	消耗品費	76	0	76
11	郵便料	2,946	0	2,946
11	電話料	121	0	121
12	物価高騰対策給付金給付事務委託料その2	41,323	0	41,323
12	物価高騰対策給付金確認書等作成等委託料その2	1,096	0	1,096
12	物価高騰対策給付金	440,000	0	440,000
	合計	485,562	0	485,562

議案第12号

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号資料

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報 をいう。 (3) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (5) 省略 (6) 省略</p> <p>付 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報 をいう。 (3) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (5) 省略 (6) 省略</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

議案第13号

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

職員の給料月額等の改定を踏まえ、報酬月額及び期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げを行うため、本案を提出するものであります。

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第6条第2項中「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

別表第1高度の知識・技術・資格を必要とする職（保健師）の項中「244,500円」を「251,100円」に改め、同表高度の知識・技術・資格を必要とする職（看護師）の項中「236,400円」を「242,800円」に改め、同表高度の知識・技術・資格を必要とする職（歯科衛生士・管理栄養士・精神保健福祉士）の項中「228,300円」を「234,500円」に改め、同表高度の知識・技術・資格を必要とする職（その他）の項及び高度の知識・技術等を必要とする事務の項中「203,100円」を「208,600円」に改め、同表専門的知識等を必要とする事務の項及び資格・経験を必要とする職の項中「186,300円」を「191,300円」に改め、同表一般事務・学校事務・図書館事務の項中「165,600円」を「170,100円」に改め、同表一般現業職（施設管理業務）の項中「230,000円」を「236,200円」に改め、同表一般現業職（学校施設管理業務）の項中「166,800円」を「171,300円」に改め、同表一般現業職（その他）の項中「159,000円」を「163,300円」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 13 号資料 1

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考												
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、第 2 条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略 (勤勉手当)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、第 2 条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1165 1288 1380 2072"> <thead> <tr> <th>職務内容</th> <th>報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)</td> <td>251, 100円</td> </tr> <tr> <td>高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)</td> <td>242, 800円</td> </tr> </tbody> </table>	職務内容	報酬月額	高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)	251, 100円	高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)	242, 800円	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、第 2 条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略 (勤勉手当)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、第 2 条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1165 425 1380 1198"> <thead> <tr> <th>職務内容</th> <th>報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)</td> <td>244, 500円</td> </tr> <tr> <td>高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)</td> <td>236, 400円</td> </tr> </tbody> </table>	職務内容	報酬月額	高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)	244, 500円	高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)	236, 400円	<p>期末手当の支給割合の改定</p> <p>勤勉手当の支給割合の改定</p> <p>報酬月額の引上げ</p>
職務内容	報酬月額													
高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)	251, 100円													
高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)	242, 800円													
職務内容	報酬月額													
高度の知識・技術・資格を必要とする職 (保健師)	244, 500円													
高度の知識・技術・資格を必要とする職 (看護師)	236, 400円													

高度の知識・技術・資格を必要とする職（歯科衛生士・管理栄養士・精神保健福祉士）	234,500円
高度の知識・技術・資格を必要とする職（その他）	208,600円
高度の知識・技術等を必要とする事務	208,600円
専門的知識等を必要とする事務	191,300円
資格・経験を必要とする職	191,300円
一般事務・学校事務・図書館事務	170,100円
一般現業職（施設管理業務）	236,200円
一般現業職（学校施設管理業務）	171,300円
一般現業職（その他）	163,300円

高度の知識・技術・資格を必要とする職（歯科衛生士・管理栄養士・精神保健福祉士）	228,300円
高度の知識・技術・資格を必要とする職（その他）	203,100円
高度の知識・技術等を必要とする事務	203,100円
専門的知識等を必要とする事務	186,300円
資格・経験を必要とする職	186,300円
一般事務・学校事務・図書館事務	165,600円
一般現業職（施設管理業務）	230,000円
一般現業職（学校施設管理業務）	166,800円
一般現業職（その他）	159,000円

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号資料2

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する 条例の主な改正概要

1 概要

- (1) 報酬月額を2.7%（100円未満は、四捨五入）引き上げる。
- (2) 期末・勤勉手当の年間支給月数を0.2月引き上げ、4.85月とする。

2 実施時期

令和7年度から実施

3 影響額

43,216千円

※ 令和6年10月1日現在の職員数に基づき算出

多摩26市における会計年度任用職員（月額制）の報酬等改定予定の状況

令和6年12月23日現在

自治体名	報酬月額		期末・勤勉手当		施行時期
	改定	改定内容	改定	年間支給月数	
小金井市	有り	2.7%増額改定	有り	4.85月	令和7年4月1日
八王子市	有り	2.59%増額改定	有り	4.85月	令和6年4月1日
立川市	有り	2.7%増額改定	有り	4.85月	令和7年4月1日
武蔵野市	無し	—	有り	2.55月	令和6年12月期
三鷹市	有り	報酬月額を1,500円増額改定（一部職を除く。）	有り	4.85月	令和6年4月1日
青梅市	未定	未定	有り	4.85月	未定
府中市	有り	2.59%増額改定	有り	4.85月	令和6年4月1日
昭島市	有り	2.7%増額改定	有り	4.85月	令和6年4月1日
調布市	月額制の任用無し	—	—	—	—
町田市	有り	時間単価80円の増額改定	有り	4.85月	令和6年4月1日
小平市	有り	報酬月額を26,300円増額改定	有り	4.85月	未定
日野市	有り	報酬月額を27,900円（事務補助等）増額改定	有り	4.85月	令和6年10月1日 ただし期末・勤勉手当は令和6年12月期
東村山市	有り	2.7%増額改定	有り	4.85月	令和6年4月1日
国分寺市	有り	報酬月額を30,700円増額改定	有り	4.85月	令和7年1月1日 ただし期末・勤勉手当は令和6年12月期
国立市	月額制の任用無し	—	—	—	—
福生市	有り	報酬月額を6,200円程度増額改定（一部職を除く。）	有り	4.85月	令和7年4月1日
狛江市	有り	2.7%増額改定	有り	2.55月	令和7年4月1日
東大和市	月額制の任用無し	—	—	—	—
清瀬市	無し	—	有り	4.85月	令和6年12月期
東久留米市	未定	未定	有り	4.85月	未定
武蔵村山市	月額制の任用無し	—	—	—	—
多摩市	無し	—	有り	4.85月	令和6年12月期
稲城市	有り	報酬月額を25,000円増額改定	有り	2.55月	令和7年4月1日
羽村市	月額制の任用無し	—	—	—	—
あきる野市	月額制の任用無し	—	—	—	—
西東京市	有り	増額改定予定	有り	4.85月	令和7年4月1日

議案第14号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白井 亨

(提案理由)

東京都人事委員会勧告、人事院勧告等を踏まえ、初任給及び給料表の改定、期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げ、地域手当の支給割合の引上げ等を行うため、本案を提出するものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,000円（行(1)4級職員にあつては、3,000円）とする。

第8条第2項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第8条の2第2項第1号及び第3号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第17条第2項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同表行(1)4級職員の項中「100分の100」を「100分の105」に改め、同表行(1)5級職員の項中「100分の90」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第17条の2第2項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の112.5」を「100分の117.5」に改め、同表行(1)4級職員の項中「100分の132.5」を「100分の137.5」に改め、同表行(1)5級職員の項中「100分の142.5」を「100分の147.5」に改め、同条第3項中「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	184,100	235,800	254,800	303,400	502,700
	2	185,000	237,000	256,200	305,400	
	3	186,000	238,200	257,600	307,400	
	4	187,000	239,400	259,000	309,300	
	5	188,000	240,600	260,500	311,200	
	6	189,000	241,800	261,900	313,100	
	7	190,100	243,000	263,300	315,200	
	8	191,200	244,200	264,700	317,200	
	9	192,300	245,400	266,200	319,100	
	10	193,400	246,600	267,600	321,100	
	11	194,500	247,800	269,100	323,100	
	12	195,700	249,100	270,700	325,100	
	13	196,900	250,400	272,300	327,100	
	14	198,100	251,700	274,000	329,200	
	15	199,400	252,900	275,700	331,300	
	16	200,700	254,300	277,400	333,300	
	17	202,100	255,800	279,200	335,400	
	18	204,200	257,200	281,200	337,500	
	19	206,300	258,400	283,100	339,700	
	20	208,500	259,800	285,100	341,900	
	21	210,700	261,300	287,000	344,100	
	22	212,500	262,700	289,000	346,600	
	23	214,300	264,000	291,000	349,100	
	24	216,100	265,400	292,900	351,600	
	25	217,900	266,900	294,800	354,100	
	26	219,800	268,500	296,800	356,600	
	27	221,700	270,000	298,800	359,100	
	28	223,600	271,500	300,700	361,900	
	29	225,500	273,100	302,600	364,600	
	30	226,800	275,100	304,600	367,600	
	31	228,200	277,000	306,600	370,500	

32	229,600	279,000	308,500	373,400	
33	231,200	280,900	310,400	376,400	
34	232,400	282,500	312,300	379,200	
35	233,500	284,100	314,400	381,900	
36	234,600	285,600	316,400	384,600	
37	235,700	286,900	318,300	387,100	
38	236,700	288,200	320,300	389,600	
39	237,800	289,500	322,200	391,900	
40	238,900	290,900	324,200	394,300	
41	240,100	292,300	326,200	396,700	
42	241,100	293,700	328,100	399,000	
43	242,200	295,000	330,100	401,300	
44	243,300	296,300	332,100	403,600	
45	244,500	297,600	334,100	406,000	
46	245,500	298,900	336,100	408,300	
47	246,600	300,200	338,100	410,500	
48	247,700	301,500	340,100	412,700	
49	248,900	302,800	342,200	415,000	
50	250,000	304,100	344,700	417,300	
51	251,100	305,400	347,200	419,500	
52	252,100	306,700	349,700	421,700	
53	253,200	308,000	352,200	423,700	
54	254,200	309,300	354,500	425,600	
55	255,300	310,600	356,700	427,600	
56	256,400	311,800	358,800	429,500	
57	257,500	313,100	360,800	431,300	
58	258,500	314,300	362,800	433,100	
59	259,600	315,500	364,700	434,800	
60	260,700	316,800	366,500	436,600	
61	261,800	318,100	368,400	438,400	
62	262,800	319,400	370,300	439,900	

63	263,900	320,600	372,200	441,000	
64	265,000	321,900	374,000	441,900	
65	266,100	323,100	375,800	442,800	
66	267,100	324,300	377,500	443,600	
67	268,200	325,500	379,100	444,300	
68	269,300	326,800	380,500	445,000	
69	270,300	328,000	382,000	445,700	
70	271,300	329,200	383,000	446,400	
71	272,400	330,400	383,900	447,100	
72	273,400	331,600	384,700	447,800	
73	274,500	332,900	385,500	448,500	
74	275,500	334,000	386,300	449,200	
75	276,600	335,200	387,000	449,900	
76	277,600	336,300	387,700	450,500	
77	278,700	337,500	388,500	451,100	
78	279,700	338,600	389,200	451,800	
79	280,700	339,600	389,900	452,400	
80	281,800	340,500	390,600	453,000	
81	282,900	341,300	391,300	453,600	
82	283,900	342,100	391,900	454,200	
83	285,000	342,900	392,500	454,800	
84	286,000	343,600	393,000	455,400	
85	287,100	344,300	393,500	456,000	
86	288,100	345,100	394,000	456,600	
87	289,100	345,700	394,500	457,200	
88	290,100	346,400	395,100	457,700	
89	291,200	347,100	395,700	458,200	
90	292,200	347,700	396,300	458,800	
91	293,300	348,200	396,900	459,300	
92	294,300	348,600	397,400	459,800	
93	295,300	349,100	397,900	460,300	

94	296,300	349,600	398,500	460,800	
95	297,300	350,100	399,000	461,300	
96	298,300	350,600	399,500	461,800	
97	299,400	351,000	400,000	462,200	
98	300,400	351,500	400,500		
99	301,400	351,900	401,000		
100	302,400	352,400	401,500		
101	303,500	352,900	402,000		
102	304,600	353,300	402,500		
103	305,600	353,800	403,000		
104	306,600	354,300	403,500		
105	307,500	354,700	403,900		
106	308,400	355,100	404,400		
107	309,300	355,500	404,900		
108	310,200	355,900	405,300		
109	311,000	356,300	405,700		
110	311,700	356,700	406,200		
111	312,400	357,100	406,700		
112	313,100	357,500	407,100		
113	313,800	357,900	407,500		
114	314,200	358,300	408,000		
115	314,700	358,700	408,500		
116	315,200	359,100	408,900		
117	315,600	359,500	409,300		
118	316,000	359,900	409,800		
119	316,300	360,300	410,200		
120	316,600	360,700	410,600		
121	316,900	361,100	411,000		
122	317,300	361,400	411,500		
123	317,600	361,800	411,900		
124	317,900	362,200	412,300		

125	318,200	362,600	412,700		
126	318,600	362,900	413,200		
127	318,900	363,300	413,600		
128	319,200	363,700	414,000		
129	319,500	364,100	414,400		
130	319,900		414,900		
131	320,200		415,300		
132	320,500		415,700		
133	320,800		416,100		
134	321,200		416,500		
135	321,500		416,900		
136	321,800		417,300		
137	322,100		417,700		
138	322,400		418,100		
139	322,800		418,500		
140	323,100		418,900		
141	323,400		419,300		
142	323,700				
143	324,000				
144	324,300				
145	324,600				
146	324,900				
147	325,200				
148	325,500				
149	325,800				
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	201,200	233,700	274,800	318,400	436,800

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適

用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず199,700円とする。

別表第1の2（第3条、第4条、第17条関係）

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	175,700	245,000	276,300	307,200
	2	176,200	246,500	277,900	309,300
	3	176,700	248,000	279,600	311,400
	4	177,200	249,500	281,300	313,400
	5	177,700	250,900	283,000	315,500
	6	178,200	252,200	284,700	317,600
	7	178,700	253,400	286,400	319,700
	8	179,300	254,600	288,100	321,800
	9	179,900	255,800	289,800	323,800
	10	180,400	257,000	291,500	325,800
	11	181,100	258,300	293,300	327,700
	12	181,700	259,600	295,000	329,700
	13	182,300	260,900	296,700	331,600
	14	183,000	262,200	298,400	333,600
	15	183,800	263,500	300,100	335,500
	16	184,600	264,900	301,700	337,400
	17	185,400	266,200	303,300	339,300
	18	186,500	267,500	304,900	341,200
	19	187,600	268,900	306,500	343,100
	20	188,800	270,300	308,200	345,000
	21	190,100	271,600	309,800	346,800
	22	191,400	273,000	311,400	348,700

23	192,600	274,400	313,000	350,500
24	193,900	275,800	314,600	352,300
25	195,200	277,200	316,100	354,000
26	196,600	278,600	317,600	355,700
27	198,000	280,000	319,000	357,300
28	199,500	281,400	320,400	358,900
29	201,000	282,800	321,800	360,400
30	202,500	284,200	323,200	361,600
31	204,000	285,600	324,600	362,800
32	205,500	286,900	326,000	364,000
33	207,100	288,200	327,400	365,200
34	208,600	289,500	328,800	366,300
35	210,200	290,800	330,100	367,300
36	211,800	292,100	331,400	368,400
37	213,400	293,300	332,600	369,400
38	214,900	294,500	333,800	370,300
39	216,500	295,700	334,900	371,200
40	218,100	296,900	336,000	372,100
41	219,600	298,100	337,100	372,900
42	220,400	299,200	338,100	373,700
43	221,200	300,300	339,000	374,500
44	222,000	301,300	339,900	375,200
45	222,700	302,300	340,800	375,800
46	223,200	303,200	341,600	376,400
47	223,700	304,100	342,400	377,000
48	224,200	305,000	343,200	377,500
49	224,600	305,900	344,000	377,900
50	225,100	306,800	344,700	378,400
51	225,600	307,600	345,400	378,800
52	226,200	308,400	346,100	379,200
53	226,800	309,200	346,800	379,600

54	227,500	310,000	347,500	380,000
55	228,200	310,800	348,100	380,400
56	229,000	311,500	348,700	380,800
57	229,900	312,200	349,200	381,100
58	230,700	312,900	349,700	381,400
59	231,500	313,600	350,200	381,800
60	232,400	314,300	350,600	382,100
61	233,400	315,000	351,000	382,400
62	234,300	315,600	351,400	382,700
63	235,200	316,200	351,800	383,100
64	236,000	316,800	352,200	383,400
65	236,900	317,400	352,600	383,700
66	237,700	318,000	353,000	384,100
67	238,600	318,500	353,400	384,400
68	239,500	319,000	353,800	384,700
69	240,400	319,500	354,100	385,000
70	241,300	320,000	354,400	385,300
71	242,200	320,500	354,700	385,600
72	243,100	321,000	355,000	385,900
73	244,000	321,500	355,300	386,200
74	244,900	322,000	355,600	386,500
75	245,800	322,500	355,900	386,800
76	246,700	322,900	356,200	387,100
77	247,500	323,300	356,500	387,400
78	248,300	323,700	356,800	387,700
79	249,200	324,100	357,100	388,000
80	250,100	324,400	357,400	388,300
81	250,900	324,700	357,700	388,600
82	251,800	325,100	358,000	388,900
83	252,700	325,500	358,300	389,200
84	253,500	325,800	358,600	389,500

85	254,400	326,100	358,900	389,700
86	255,300	326,400	359,200	390,000
87	256,200	326,700	359,500	390,300
88	257,000	327,000	359,800	390,600
89	257,800	327,300	360,100	390,900
90	258,700	327,600	360,400	391,200
91	259,600	327,900	360,700	391,500
92	260,500	328,200	361,000	391,800
93	261,500	328,500	361,300	392,100
94	262,500	328,800	361,600	392,400
95	263,400	329,100	361,900	392,700
96	264,300	329,300	362,200	393,000
97	265,100	329,600	362,500	393,300
98	265,900	329,900	362,800	393,600
99	266,800	330,200	363,100	393,900
100	267,600	330,500	363,400	394,200
101	268,400	330,700	363,700	394,500
102	269,300	331,000	364,000	394,800
103	270,300	331,300	364,300	395,100
104	271,300	331,600	364,600	395,400
105	272,200	331,900	364,800	395,700
106	273,100	332,200	365,100	396,000
107	274,000	332,500	365,400	396,300
108	274,900	332,700	365,700	396,600
109	275,800	333,000	366,000	396,900
110	276,800	333,300	366,300	397,200
111	277,700	333,600	366,600	397,500
112	278,400	333,900	366,900	397,800
113	279,200	334,200	367,200	398,100
114	280,000	334,500	367,500	398,400
115	280,700	334,800	367,800	398,700

116	281,500	335,100	368,100	399,000
117	282,200	335,400	368,400	399,300
118	282,800	335,700	368,700	399,600
119	283,300	336,000	369,000	399,900
120	283,800	336,300	369,300	400,200
121	284,200	336,600	369,600	400,500
122	284,600	336,900	369,900	400,800
123	285,000	337,200	370,200	401,100
124	285,400	337,500	370,500	401,400
125	285,700	337,800	370,800	401,700
126	286,100	338,100	371,100	402,000
127	286,400	338,400	371,400	402,300
128	286,800	338,700	371,700	402,600
129	287,100	339,000	372,000	402,900
130	287,500	339,300	372,300	403,200
131	287,900	339,600	372,600	403,500
132	288,200	339,900	372,900	403,800
133	288,500	340,200	373,200	404,100
134	288,800	340,500	373,500	404,400
135	289,100	340,800	373,800	404,700
136	289,400	341,100	374,100	405,000
137	289,700	341,400	374,400	405,300
138	290,000	341,700	374,700	405,600
139	290,300	342,000	375,000	405,900
140	290,600	342,300	375,300	406,200
141	290,900	342,600	375,600	406,500
142	291,200	342,900	375,900	406,800
143	291,500	343,200	376,200	407,100
144	291,800	343,500	376,500	407,400
145	292,100	343,800	376,800	407,700
146	292,300	344,100	377,100	408,000

147	292,600	344,400	377,400	408,300
148	292,900	344,700	377,700	408,600
149	293,200	345,000	378,000	408,900
150	293,500	345,300	378,300	
151	293,800	345,600	378,600	
152	294,100	345,900	378,900	
153	294,400	346,200	379,200	
154	294,700	346,500	379,500	
155	295,000	346,800	379,800	
156	295,300	347,100	380,100	
157	295,600	347,400	380,400	
158	295,900	347,700	380,700	
159	296,200	348,000	381,000	
160	296,500	348,300	381,300	
161	296,800	348,600	381,600	
162	297,100	348,900	381,900	
163	297,400	349,200	382,200	
164	297,700	349,500	382,500	
165	298,000	349,800	382,800	
166	298,300	350,100	383,100	
167	298,600	350,400	383,400	
168	298,900	350,700	383,700	
169	299,200	351,000	384,000	
170	299,500	351,300	384,300	
171	299,800	351,600	384,600	
172	300,100	351,900	384,900	
173	300,400	352,200	385,200	
174	300,700	352,500	385,500	
175	301,000	352,800	385,800	
176	301,300	353,100	386,100	
177	301,600	353,400	386,400	

178	301,900	353,700	386,700	
179	302,200	354,000	387,000	
180	302,500	354,300	387,300	
181	302,800	354,600	387,600	
182	303,100	354,900	387,900	
183	303,400	355,200	388,200	
184	303,700	355,500	388,500	
185	304,000	355,800	388,800	
186	304,300	356,100	389,100	
187	304,600	356,400	389,400	
188	304,900	356,700	389,700	
189	305,200	357,000	390,000	
190	305,500	357,300	390,300	
191	305,800	357,600	390,600	
192	306,100	357,900	390,900	
193	306,400	358,200	391,200	
194	306,700	358,500		
195	307,000	358,800		
196	307,300	359,100		
197	307,600	359,400		
198	307,900	359,700		
199	308,200	360,000		
200	308,500	360,300		
201	308,800	360,600		
202	309,100	360,900		
203	309,400	361,200		
204	309,700	361,500		
205	310,000	361,800		
206	310,300	362,100		
207	310,600	362,400		
208	310,900	362,700		

209	311,200	363,000		
210	311,500	363,300		
211	311,800	363,600		
212	312,100	363,900		
213	312,400	364,200		
214	312,700	364,500		
215	313,000	364,800		
216	313,300	365,100		
217	313,600	365,400		
218	313,900	365,700		
219	314,200	366,000		
220	314,500	366,300		
221	314,800	366,600		
222	315,100	366,900		
223	315,400	367,200		
224	315,700	367,500		
225	316,000	367,800		
226	316,300			
227	316,600			
228	316,900			
229	317,200			
230	317,500			
231	317,800			
232	318,100			
233	318,400			
234	318,700			
235	319,000			
236	319,300			
237	319,600			
238	319,900			
239	320,200			

240	320,500			
241	320,800			
242	321,100			
243	321,400			
244	321,700			
245	322,000			
246	322,300			
247	322,600			
248	322,900			
249	323,200			
250	323,500			
251	323,800			
252	324,100			
253	324,400			
254	324,700			
255	325,000			
256	325,300			
257	325,600			
258	325,900			
259	326,200			
260	326,500			
261	326,800			
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	211,500	226,000	246,500	278,400

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第1

の2の規定は令和6年4月1日から、改正後の条例第17条第2項及び第3項、第17条の2第2項及び第3項並びに付則第4項から第7項までの規定は同年12月1日から適用する。

(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整)

- 2 令和6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に係る経過措置)

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の条例第7条の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の証明もしくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの

」と、同条

第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「とし、同項第6号に掲げる扶養親族(行(1)4級職員の扶養親族を除く。)については3,000円とする」とする。

(令和6年12月の期末手当の特例)

- 4 令和6年12月の期末手当に限り、改正後の条例第17条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の95」とあるのは「100分の100」とし、同条第3項中「同項」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(令和7年条例第 号) 付則第4項及び第5項の規定により読み替えて適用される同項」と、「100分の125」とあるのは「100分の130」と、「100分の70」とあるのは「100分の72.5」とする。

- 5 令和6年12月の期末手当における改正後の条例第17条第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日」とする。

(令和6年12月の勤勉手当の特例)

- 6 令和6年12月の勤勉手当に限り、改正後の条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の117.5」とあるのは「100分の122.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の142.5」と、「100分の147.5」とあるのは「100分の152.5」とし、同条第3項中「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

- 7 令和6年12月の勤勉手当における改正後の条例第17条の2第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日」とする。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第14号資料1

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(扶養手当) 第7条 省略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>(扶養手当) 第7条 省略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は東京都オリピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の証明もしくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの</p> <p>(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,000円(行(1)4級職員にあつては、3,000円)とし、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,000円とする。</p> <p>4 省略 (地域手当) 第8条 省略</p>	<p>配偶者に係る手当の廃止及び号の繰上げ</p>
<p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,000円(行(1)4級職員にあつては、3,000円)とする。</p> <p>4 省略 (地域手当) 第8条 省略</p>	<p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,000円(行(1)4級職員にあつては、3,000円)とし、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,000円とする。</p> <p>4 省略 (地域手当) 第8条 省略</p>	<p>扶養手当の月額の変更</p>

<p>2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に<u>1.00分の1.6</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に<u>1.00分の1.5</u>を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 省略 (通勤手当)</p>	<p>3 省略 (通勤手当)</p>
<p>第8条の2 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。</p>	<p>第8条の2 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。</p>
<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給対象期間の月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が<u>150,000円</u>を超えるときは、<u>150,000円</u>に支給月数を乗じて得た額</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給対象期間の月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が<u>55,000円</u>を超えるときは、<u>55,000円</u>に支給月数を乗じて得た額</p>
<p>(2) 省略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号に掲げる額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が<u>150,000円</u>を超えるときは、<u>150,000円</u>に支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額</p>	<p>(2) 省略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号に掲げる額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が<u>55,000円</u>を超えるときは、<u>55,000円</u>に支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額</p>
<p>3 省略 (期末手当)</p> <p>第17条 省略</p>	<p>3 省略 (期末手当)</p> <p>第17条 省略</p>

支給率の改定

上限額の改定

同上

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得た額とする。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の120	100分の120
行(1)4級職員	100分の100	100分の100
行(1)5級職員	100分の90	100分の90

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の120」とあるのは「100分67.5」とする。

4 } 省略
9 } (勤勉手当)

第17条の2 省略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
職員の区分	6月に支給する場合	12月に支給する場合

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得た額とする。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の125	100分の125
行(1)4級職員	100分の105	100分の105
行(1)5級職員	100分の95	100分の95

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 } 省略
9 } (勤勉手当)

第17条の2 省略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
職員の区分	6月に支給する場合	12月に支給する場合

期末手当の支給割合の改定

同上

次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の117.	$\frac{100}{5}$ 分の117.
行(1)4級職員	$\frac{100}{5}$ 分の137.	$\frac{100}{5}$ 分の137.
行(1)5級職員	$\frac{100}{5}$ 分の147.	$\frac{100}{5}$ 分の147.

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合には、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ100分の57.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 4 省略
5 省略

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	184,100	235,800	254,800	303,400	502,700
2	185,000	237,000	256,200	305,400	
3	186,000	238,200	257,600	307,400	
4	187,000	239,400	259,000	309,300	
5	188,000	240,600	260,500	311,200	
6	189,000	241,800	261,900	313,100	
7	190,100	243,000	263,300	315,200	
8	191,200	244,200	264,700	317,200	
9	192,300	245,400	266,200	319,100	

次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の112.	$\frac{100}{5}$ 分の112.
行(1)4級職員	$\frac{100}{5}$ 分の132.	$\frac{100}{5}$ 分の132.
行(1)5級職員	$\frac{100}{5}$ 分の142.	$\frac{100}{5}$ 分の142.

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当は、6月及び12月に支給する場合には、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額にそれぞれ100分の55を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 4 省略
5 省略

別表第1 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(1)

(単位：円)

職員の区分	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	156,200	210,100	233,800	289,700	495,000
2	157,100	211,800	235,500	292,000	
3	158,100	213,400	237,200	294,300	
4	159,100	215,100	238,900	296,500	
5	160,100	216,700	240,700	298,700	
6	161,100	218,300	242,400	300,900	
7	162,100	219,900	244,100	303,100	
8	163,100	221,600	245,900	305,400	
9	164,000	223,300	247,700	307,700	

勤勉手当の支給割合の改定

同上

給料表の改定

<u>10</u>	<u>193,400</u>	<u>246,600</u>	<u>267,600</u>	<u>321,100</u>	
<u>11</u>	<u>194,500</u>	<u>247,800</u>	<u>269,100</u>	<u>323,100</u>	
<u>12</u>	<u>195,700</u>	<u>249,100</u>	<u>270,700</u>	<u>325,100</u>	
<u>13</u>	<u>196,900</u>	<u>250,400</u>	<u>272,300</u>	<u>327,100</u>	
<u>14</u>	<u>198,100</u>	<u>251,700</u>	<u>274,000</u>	<u>329,200</u>	
<u>15</u>	<u>199,400</u>	<u>252,900</u>	<u>275,700</u>	<u>331,300</u>	
<u>16</u>	<u>200,700</u>	<u>254,300</u>	<u>277,400</u>	<u>333,300</u>	
<u>17</u>	<u>202,100</u>	<u>255,800</u>	<u>279,200</u>	<u>335,400</u>	
<u>18</u>	<u>204,200</u>	<u>257,200</u>	<u>281,200</u>	<u>337,500</u>	
<u>19</u>	<u>206,300</u>	<u>258,400</u>	<u>283,100</u>	<u>339,700</u>	
<u>20</u>	<u>208,500</u>	<u>259,800</u>	<u>285,100</u>	<u>341,900</u>	
<u>21</u>	<u>210,700</u>	<u>261,300</u>	<u>287,000</u>	<u>344,100</u>	
<u>22</u>	<u>212,500</u>	<u>262,700</u>	<u>289,000</u>	<u>346,600</u>	
<u>23</u>	<u>214,300</u>	<u>264,000</u>	<u>291,000</u>	<u>349,100</u>	
<u>24</u>	<u>216,100</u>	<u>265,400</u>	<u>292,900</u>	<u>351,600</u>	
<u>25</u>	<u>217,900</u>	<u>266,900</u>	<u>294,800</u>	<u>354,100</u>	
<u>26</u>	<u>219,800</u>	<u>268,500</u>	<u>296,800</u>	<u>356,600</u>	
<u>27</u>	<u>221,700</u>	<u>270,000</u>	<u>298,800</u>	<u>359,100</u>	
<u>28</u>	<u>223,600</u>	<u>271,500</u>	<u>300,700</u>	<u>361,900</u>	
<u>29</u>	<u>225,500</u>	<u>273,100</u>	<u>302,600</u>	<u>364,600</u>	
<u>30</u>	<u>226,800</u>	<u>275,100</u>	<u>304,600</u>	<u>367,600</u>	
<u>31</u>	<u>228,200</u>	<u>277,000</u>	<u>306,600</u>	<u>370,500</u>	
<u>32</u>	<u>229,600</u>	<u>279,000</u>	<u>308,500</u>	<u>373,400</u>	
<u>33</u>	<u>231,200</u>	<u>280,900</u>	<u>310,400</u>	<u>376,400</u>	
<u>34</u>	<u>232,400</u>	<u>282,500</u>	<u>312,300</u>	<u>379,200</u>	
<u>35</u>	<u>233,500</u>	<u>284,100</u>	<u>314,400</u>	<u>381,900</u>	
<u>36</u>	<u>234,600</u>	<u>285,600</u>	<u>316,400</u>	<u>384,600</u>	
<u>37</u>	<u>235,700</u>	<u>286,900</u>	<u>318,300</u>	<u>387,100</u>	

<u>10</u>	<u>164,900</u>	<u>224,900</u>	<u>249,500</u>	<u>310,000</u>	
<u>11</u>	<u>165,900</u>	<u>226,600</u>	<u>251,300</u>	<u>312,300</u>	
<u>12</u>	<u>166,900</u>	<u>228,300</u>	<u>253,100</u>	<u>314,600</u>	
<u>13</u>	<u>167,900</u>	<u>230,100</u>	<u>255,000</u>	<u>316,900</u>	
<u>14</u>	<u>169,100</u>	<u>231,800</u>	<u>257,100</u>	<u>319,300</u>	
<u>15</u>	<u>170,300</u>	<u>233,400</u>	<u>259,200</u>	<u>321,700</u>	
<u>16</u>	<u>171,500</u>	<u>235,100</u>	<u>261,200</u>	<u>324,000</u>	
<u>17</u>	<u>172,800</u>	<u>236,900</u>	<u>263,300</u>	<u>326,400</u>	
<u>18</u>	<u>174,900</u>	<u>238,600</u>	<u>265,400</u>	<u>328,900</u>	
<u>19</u>	<u>177,000</u>	<u>240,200</u>	<u>267,600</u>	<u>331,500</u>	
<u>20</u>	<u>179,200</u>	<u>241,900</u>	<u>269,800</u>	<u>334,000</u>	
<u>21</u>	<u>181,400</u>	<u>243,700</u>	<u>272,000</u>	<u>336,500</u>	
<u>22</u>	<u>183,200</u>	<u>245,400</u>	<u>274,200</u>	<u>339,200</u>	
<u>23</u>	<u>185,000</u>	<u>247,000</u>	<u>276,300</u>	<u>341,900</u>	
<u>24</u>	<u>186,800</u>	<u>248,700</u>	<u>278,500</u>	<u>344,600</u>	
<u>25</u>	<u>188,600</u>	<u>250,600</u>	<u>280,700</u>	<u>347,300</u>	
<u>26</u>	<u>190,500</u>	<u>252,500</u>	<u>282,900</u>	<u>350,000</u>	
<u>27</u>	<u>192,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,100</u>	<u>352,700</u>	
<u>28</u>	<u>194,300</u>	<u>256,100</u>	<u>287,300</u>	<u>355,500</u>	
<u>29</u>	<u>196,200</u>	<u>258,000</u>	<u>289,400</u>	<u>358,200</u>	
<u>30</u>	<u>198,100</u>	<u>260,100</u>	<u>291,600</u>	<u>361,200</u>	
<u>31</u>	<u>200,100</u>	<u>262,100</u>	<u>293,800</u>	<u>364,100</u>	
<u>32</u>	<u>202,100</u>	<u>264,200</u>	<u>296,000</u>	<u>367,000</u>	
<u>33</u>	<u>204,300</u>	<u>266,200</u>	<u>298,200</u>	<u>370,000</u>	
<u>34</u>	<u>206,100</u>	<u>268,000</u>	<u>300,400</u>	<u>372,800</u>	
<u>35</u>	<u>207,800</u>	<u>269,800</u>	<u>302,600</u>	<u>375,500</u>	
<u>36</u>	<u>209,500</u>	<u>271,600</u>	<u>304,800</u>	<u>378,200</u>	
<u>37</u>	<u>211,200</u>	<u>273,300</u>	<u>307,000</u>	<u>380,700</u>	

<u>38</u>	<u>236,700</u>	<u>288,200</u>	<u>320,300</u>	<u>389,600</u>	
<u>39</u>	<u>237,800</u>	<u>289,500</u>	<u>322,200</u>	<u>391,900</u>	
<u>40</u>	<u>238,900</u>	<u>290,900</u>	<u>324,200</u>	<u>394,300</u>	
<u>41</u>	<u>240,100</u>	<u>292,300</u>	<u>326,200</u>	<u>396,700</u>	
<u>42</u>	<u>241,100</u>	<u>293,700</u>	<u>328,100</u>	<u>399,000</u>	
<u>43</u>	<u>242,200</u>	<u>295,000</u>	<u>330,100</u>	<u>401,300</u>	
<u>44</u>	<u>243,300</u>	<u>296,300</u>	<u>332,100</u>	<u>403,600</u>	
<u>45</u>	<u>244,500</u>	<u>297,600</u>	<u>334,100</u>	<u>406,000</u>	
<u>46</u>	<u>245,500</u>	<u>298,900</u>	<u>336,100</u>	<u>408,300</u>	
<u>47</u>	<u>246,600</u>	<u>300,200</u>	<u>338,100</u>	<u>410,500</u>	
<u>48</u>	<u>247,700</u>	<u>301,500</u>	<u>340,100</u>	<u>412,700</u>	
<u>49</u>	<u>248,900</u>	<u>302,800</u>	<u>342,200</u>	<u>415,000</u>	
<u>50</u>	<u>250,000</u>	<u>304,100</u>	<u>344,700</u>	<u>417,300</u>	
<u>51</u>	<u>251,100</u>	<u>305,400</u>	<u>347,200</u>	<u>419,500</u>	
<u>52</u>	<u>252,100</u>	<u>306,700</u>	<u>349,700</u>	<u>421,700</u>	
<u>53</u>	<u>253,200</u>	<u>308,000</u>	<u>352,200</u>	<u>423,700</u>	
<u>54</u>	<u>254,200</u>	<u>309,300</u>	<u>354,500</u>	<u>425,600</u>	
<u>55</u>	<u>255,300</u>	<u>310,600</u>	<u>356,700</u>	<u>427,600</u>	
<u>56</u>	<u>256,400</u>	<u>311,800</u>	<u>358,800</u>	<u>429,500</u>	
<u>57</u>	<u>257,500</u>	<u>313,100</u>	<u>360,800</u>	<u>431,300</u>	
<u>58</u>	<u>258,500</u>	<u>314,300</u>	<u>362,800</u>	<u>433,100</u>	
<u>59</u>	<u>259,600</u>	<u>315,500</u>	<u>364,700</u>	<u>434,800</u>	
<u>60</u>	<u>260,700</u>	<u>316,800</u>	<u>366,500</u>	<u>436,600</u>	
<u>61</u>	<u>261,800</u>	<u>318,100</u>	<u>368,400</u>	<u>438,400</u>	
<u>62</u>	<u>262,800</u>	<u>319,400</u>	<u>370,300</u>	<u>439,900</u>	
<u>63</u>	<u>263,900</u>	<u>320,600</u>	<u>372,200</u>	<u>441,000</u>	
<u>64</u>	<u>265,000</u>	<u>321,900</u>	<u>374,000</u>	<u>441,900</u>	
<u>65</u>	<u>266,100</u>	<u>323,100</u>	<u>375,800</u>	<u>442,800</u>	

<u>38</u>	<u>212,800</u>	<u>274,900</u>	<u>309,300</u>	<u>383,200</u>	
<u>39</u>	<u>214,300</u>	<u>276,600</u>	<u>311,600</u>	<u>385,500</u>	
<u>40</u>	<u>215,800</u>	<u>278,400</u>	<u>313,900</u>	<u>387,900</u>	
<u>41</u>	<u>217,300</u>	<u>280,100</u>	<u>316,200</u>	<u>390,300</u>	
<u>42</u>	<u>218,800</u>	<u>281,800</u>	<u>318,500</u>	<u>392,600</u>	
<u>43</u>	<u>220,300</u>	<u>283,400</u>	<u>320,900</u>	<u>394,900</u>	
<u>44</u>	<u>221,800</u>	<u>285,100</u>	<u>323,200</u>	<u>397,200</u>	
<u>45</u>	<u>223,300</u>	<u>286,800</u>	<u>325,600</u>	<u>399,600</u>	
<u>46</u>	<u>224,800</u>	<u>288,500</u>	<u>328,000</u>	<u>401,900</u>	
<u>47</u>	<u>226,300</u>	<u>290,100</u>	<u>330,400</u>	<u>404,100</u>	
<u>48</u>	<u>227,800</u>	<u>291,800</u>	<u>332,900</u>	<u>406,300</u>	
<u>49</u>	<u>229,300</u>	<u>293,500</u>	<u>335,400</u>	<u>408,600</u>	
<u>50</u>	<u>230,800</u>	<u>295,100</u>	<u>338,100</u>	<u>410,900</u>	
<u>51</u>	<u>232,300</u>	<u>296,800</u>	<u>340,800</u>	<u>413,100</u>	
<u>52</u>	<u>233,800</u>	<u>298,500</u>	<u>343,500</u>	<u>415,300</u>	
<u>53</u>	<u>235,200</u>	<u>300,200</u>	<u>346,200</u>	<u>417,300</u>	
<u>54</u>	<u>236,700</u>	<u>301,900</u>	<u>348,800</u>	<u>419,200</u>	
<u>55</u>	<u>238,200</u>	<u>303,600</u>	<u>351,300</u>	<u>421,200</u>	
<u>56</u>	<u>239,700</u>	<u>305,200</u>	<u>353,700</u>	<u>423,100</u>	
<u>57</u>	<u>241,100</u>	<u>306,800</u>	<u>356,000</u>	<u>424,900</u>	
<u>58</u>	<u>242,500</u>	<u>308,400</u>	<u>358,200</u>	<u>426,700</u>	
<u>59</u>	<u>244,000</u>	<u>310,000</u>	<u>360,300</u>	<u>428,400</u>	
<u>60</u>	<u>245,500</u>	<u>311,600</u>	<u>362,300</u>	<u>430,200</u>	
<u>61</u>	<u>247,000</u>	<u>313,200</u>	<u>364,200</u>	<u>432,000</u>	
<u>62</u>	<u>248,400</u>	<u>314,800</u>	<u>366,200</u>	<u>433,500</u>	
<u>63</u>	<u>249,900</u>	<u>316,400</u>	<u>368,100</u>	<u>434,600</u>	
<u>64</u>	<u>251,400</u>	<u>318,000</u>	<u>369,900</u>	<u>435,500</u>	
<u>65</u>	<u>252,900</u>	<u>319,500</u>	<u>371,700</u>	<u>436,400</u>	

<u>66</u>	<u>267, 100</u>	<u>324, 300</u>	<u>377, 500</u>	<u>443, 600</u>	
<u>67</u>	<u>268, 200</u>	<u>325, 500</u>	<u>379, 100</u>	<u>444, 300</u>	
<u>68</u>	<u>269, 300</u>	<u>326, 800</u>	<u>380, 500</u>	<u>445, 000</u>	
<u>69</u>	<u>270, 300</u>	<u>328, 000</u>	<u>382, 000</u>	<u>445, 700</u>	
<u>70</u>	<u>271, 300</u>	<u>329, 200</u>	<u>383, 000</u>	<u>446, 400</u>	
<u>71</u>	<u>272, 400</u>	<u>330, 400</u>	<u>383, 900</u>	<u>447, 100</u>	
<u>72</u>	<u>273, 400</u>	<u>331, 600</u>	<u>384, 700</u>	<u>447, 800</u>	
<u>73</u>	<u>274, 500</u>	<u>332, 900</u>	<u>385, 500</u>	<u>448, 500</u>	
<u>74</u>	<u>275, 500</u>	<u>334, 000</u>	<u>386, 300</u>	<u>449, 200</u>	
<u>75</u>	<u>276, 600</u>	<u>335, 200</u>	<u>387, 000</u>	<u>449, 900</u>	
<u>76</u>	<u>277, 600</u>	<u>336, 300</u>	<u>387, 700</u>	<u>450, 500</u>	
<u>77</u>	<u>278, 700</u>	<u>337, 500</u>	<u>388, 500</u>	<u>451, 100</u>	
<u>78</u>	<u>279, 700</u>	<u>338, 600</u>	<u>389, 200</u>	<u>451, 800</u>	
<u>79</u>	<u>280, 700</u>	<u>339, 600</u>	<u>389, 900</u>	<u>452, 400</u>	
<u>80</u>	<u>281, 800</u>	<u>340, 500</u>	<u>390, 600</u>	<u>453, 000</u>	
<u>81</u>	<u>282, 900</u>	<u>341, 300</u>	<u>391, 300</u>	<u>453, 600</u>	
<u>82</u>	<u>283, 900</u>	<u>342, 100</u>	<u>391, 900</u>	<u>454, 200</u>	
<u>83</u>	<u>285, 000</u>	<u>342, 900</u>	<u>392, 500</u>	<u>454, 800</u>	
<u>84</u>	<u>286, 000</u>	<u>343, 600</u>	<u>393, 000</u>	<u>455, 400</u>	
<u>85</u>	<u>287, 100</u>	<u>344, 300</u>	<u>393, 500</u>	<u>456, 000</u>	
<u>86</u>	<u>288, 100</u>	<u>345, 100</u>	<u>394, 000</u>	<u>456, 600</u>	
<u>87</u>	<u>289, 100</u>	<u>345, 700</u>	<u>394, 500</u>	<u>457, 200</u>	
<u>88</u>	<u>290, 100</u>	<u>346, 400</u>	<u>395, 100</u>	<u>457, 700</u>	
<u>89</u>	<u>291, 200</u>	<u>347, 100</u>	<u>395, 700</u>	<u>458, 200</u>	
<u>90</u>	<u>292, 200</u>	<u>347, 700</u>	<u>396, 300</u>	<u>458, 800</u>	
<u>91</u>	<u>293, 300</u>	<u>348, 200</u>	<u>396, 900</u>	<u>459, 300</u>	
<u>92</u>	<u>294, 300</u>	<u>348, 600</u>	<u>397, 400</u>	<u>459, 800</u>	
<u>93</u>	<u>295, 300</u>	<u>349, 100</u>	<u>397, 900</u>	<u>460, 300</u>	

<u>66</u>	<u>254, 400</u>	<u>321, 100</u>	<u>373, 400</u>	<u>437, 200</u>	
<u>67</u>	<u>255, 900</u>	<u>322, 600</u>	<u>375, 000</u>	<u>437, 900</u>	
<u>68</u>	<u>257, 300</u>	<u>324, 200</u>	<u>376, 500</u>	<u>438, 600</u>	
<u>69</u>	<u>258, 800</u>	<u>325, 700</u>	<u>378, 000</u>	<u>439, 300</u>	
<u>70</u>	<u>260, 300</u>	<u>327, 100</u>	<u>379, 000</u>	<u>440, 000</u>	
<u>71</u>	<u>261, 700</u>	<u>328, 400</u>	<u>380, 100</u>	<u>440, 700</u>	
<u>72</u>	<u>263, 100</u>	<u>329, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>441, 400</u>	
<u>73</u>	<u>264, 600</u>	<u>331, 200</u>	<u>381, 900</u>	<u>442, 100</u>	
<u>74</u>	<u>266, 000</u>	<u>332, 600</u>	<u>382, 700</u>	<u>442, 800</u>	
<u>75</u>	<u>267, 500</u>	<u>333, 900</u>	<u>383, 500</u>	<u>443, 500</u>	
<u>76</u>	<u>269, 000</u>	<u>335, 300</u>	<u>384, 200</u>	<u>444, 100</u>	
<u>77</u>	<u>270, 400</u>	<u>336, 500</u>	<u>385, 000</u>	<u>444, 700</u>	
<u>78</u>	<u>271, 900</u>	<u>337, 600</u>	<u>385, 700</u>	<u>445, 400</u>	
<u>79</u>	<u>273, 400</u>	<u>338, 600</u>	<u>386, 400</u>	<u>446, 000</u>	
<u>80</u>	<u>274, 800</u>	<u>339, 500</u>	<u>387, 100</u>	<u>446, 600</u>	
<u>81</u>	<u>276, 200</u>	<u>340, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>447, 200</u>	
<u>82</u>	<u>277, 600</u>	<u>341, 100</u>	<u>388, 400</u>	<u>447, 800</u>	
<u>83</u>	<u>278, 900</u>	<u>341, 900</u>	<u>389, 000</u>	<u>448, 400</u>	
<u>84</u>	<u>280, 300</u>	<u>342, 600</u>	<u>389, 500</u>	<u>449, 000</u>	
<u>85</u>	<u>281, 600</u>	<u>343, 300</u>	<u>390, 000</u>	<u>449, 600</u>	
<u>86</u>	<u>283, 000</u>	<u>344, 100</u>	<u>390, 500</u>	<u>450, 200</u>	
<u>87</u>	<u>284, 300</u>	<u>344, 700</u>	<u>391, 000</u>	<u>450, 800</u>	
<u>88</u>	<u>285, 600</u>	<u>345, 400</u>	<u>391, 600</u>	<u>451, 300</u>	
<u>89</u>	<u>287, 000</u>	<u>346, 100</u>	<u>392, 200</u>	<u>451, 800</u>	
<u>90</u>	<u>288, 200</u>	<u>346, 700</u>	<u>392, 800</u>	<u>452, 400</u>	
<u>91</u>	<u>289, 500</u>	<u>347, 200</u>	<u>393, 400</u>	<u>452, 900</u>	
<u>92</u>	<u>290, 900</u>	<u>347, 600</u>	<u>393, 900</u>	<u>453, 400</u>	
<u>93</u>	<u>292, 100</u>	<u>348, 100</u>	<u>394, 400</u>	<u>453, 900</u>	

94	293, 300	348, 600	395, 000	454, 400
95	294, 500	349, 100	395, 500	454, 900
96	295, 700	349, 600	396, 000	455, 400
97	297, 000	350, 000	396, 500	455, 800
98	298, 200	350, 500	397, 000	
99	299, 400	350, 900	397, 500	
100	300, 700	351, 400	398, 000	
101	301, 900	351, 900	398, 500	
102	303, 100	352, 300	399, 000	
103	304, 300	352, 800	399, 500	
104	305, 400	353, 300	400, 000	
105	306, 500	353, 700	400, 400	
106	307, 400	354, 100	400, 900	
107	308, 300	354, 500	401, 400	
108	309, 200	354, 900	401, 800	
109	310, 000	355, 300	402, 200	
110	310, 700	355, 700	402, 700	
111	311, 400	356, 100	403, 200	
112	312, 100	356, 500	403, 600	
113	312, 800	356, 900	404, 000	
114	313, 200	357, 300	404, 500	
115	313, 700	357, 700	405, 000	
116	314, 200	358, 100	405, 400	
117	314, 600	358, 500	405, 800	
118	315, 000	358, 900	406, 300	
119	315, 300	359, 300	406, 700	
120	315, 600	359, 700	407, 100	
121	315, 900	360, 100	407, 500	

94	296, 300	349, 600	398, 500	460, 800
95	297, 300	350, 100	399, 000	461, 300
96	298, 300	350, 600	399, 500	461, 800
97	299, 400	351, 000	400, 000	462, 200
98	300, 400	351, 500	400, 500	
99	301, 400	351, 900	401, 000	
100	302, 400	352, 400	401, 500	
101	303, 500	352, 900	402, 000	
102	304, 600	353, 300	402, 500	
103	305, 600	353, 800	403, 000	
104	306, 600	354, 300	403, 500	
105	307, 500	354, 700	403, 900	
106	308, 400	355, 100	404, 400	
107	309, 300	355, 500	404, 900	
108	310, 200	355, 900	405, 300	
109	311, 000	356, 300	405, 700	
110	311, 700	356, 700	406, 200	
111	312, 400	357, 100	406, 700	
112	313, 100	357, 500	407, 100	
113	313, 800	357, 900	407, 500	
114	314, 200	358, 300	408, 000	
115	314, 700	358, 700	408, 500	
116	315, 200	359, 100	408, 900	
117	315, 600	359, 500	409, 300	
118	316, 000	359, 900	409, 800	
119	316, 300	360, 300	410, 200	
120	316, 600	360, 700	410, 600	
121	316, 900	361, 100	411, 000	

<u>122</u>	<u>317, 300</u>	<u>361, 400</u>	<u>411, 500</u>		
<u>123</u>	<u>317, 600</u>	<u>361, 800</u>	<u>411, 900</u>		
<u>124</u>	<u>317, 900</u>	<u>362, 200</u>	<u>412, 300</u>		
<u>125</u>	<u>318, 200</u>	<u>362, 600</u>	<u>412, 700</u>		
<u>126</u>	<u>318, 600</u>	<u>362, 900</u>	<u>413, 200</u>		
<u>127</u>	<u>318, 900</u>	<u>363, 300</u>	<u>413, 600</u>		
<u>128</u>	<u>319, 200</u>	<u>363, 700</u>	<u>414, 000</u>		
<u>129</u>	<u>319, 500</u>	<u>364, 100</u>	<u>414, 400</u>		
<u>130</u>	<u>319, 900</u>		<u>414, 900</u>		
<u>131</u>	<u>320, 200</u>		<u>415, 300</u>		
<u>132</u>	<u>320, 500</u>		<u>415, 700</u>		
<u>133</u>	<u>320, 800</u>		<u>416, 100</u>		
<u>134</u>	<u>321, 200</u>		<u>416, 500</u>		
<u>135</u>	<u>321, 500</u>		<u>416, 900</u>		
<u>136</u>	<u>321, 800</u>		<u>417, 300</u>		
<u>137</u>	<u>322, 100</u>		<u>417, 700</u>		
<u>138</u>	<u>322, 400</u>		<u>418, 100</u>		
<u>139</u>	<u>322, 800</u>		<u>418, 500</u>		
<u>140</u>	<u>323, 100</u>		<u>418, 900</u>		
<u>141</u>	<u>323, 400</u>		<u>419, 300</u>		
<u>142</u>	<u>323, 700</u>				
<u>143</u>	<u>324, 000</u>				
<u>144</u>	<u>324, 300</u>				
<u>145</u>	<u>324, 600</u>				
<u>146</u>	<u>324, 900</u>				
<u>147</u>	<u>325, 200</u>				
<u>148</u>	<u>325, 500</u>				
<u>149</u>	<u>325, 800</u>				

<u>122</u>	<u>316, 300</u>	<u>360, 400</u>	<u>408, 000</u>		
<u>123</u>	<u>316, 600</u>	<u>360, 800</u>	<u>408, 400</u>		
<u>124</u>	<u>316, 900</u>	<u>361, 200</u>	<u>408, 800</u>		
<u>125</u>	<u>317, 200</u>	<u>361, 600</u>	<u>409, 200</u>		
<u>126</u>	<u>317, 600</u>	<u>361, 900</u>	<u>409, 700</u>		
<u>127</u>	<u>317, 900</u>	<u>362, 300</u>	<u>410, 100</u>		
<u>128</u>	<u>318, 200</u>	<u>362, 700</u>	<u>410, 500</u>		
<u>129</u>	<u>318, 500</u>	<u>363, 100</u>	<u>410, 900</u>		
<u>130</u>	<u>318, 900</u>		<u>411, 400</u>		
<u>131</u>	<u>319, 200</u>		<u>411, 800</u>		
<u>132</u>	<u>319, 500</u>		<u>412, 200</u>		
<u>133</u>	<u>319, 800</u>		<u>412, 600</u>		
<u>134</u>	<u>320, 200</u>		<u>413, 000</u>		
<u>135</u>	<u>320, 500</u>		<u>413, 400</u>		
<u>136</u>	<u>320, 800</u>		<u>413, 800</u>		
<u>137</u>	<u>321, 100</u>		<u>414, 200</u>		
<u>138</u>	<u>321, 400</u>		<u>414, 600</u>		
<u>139</u>	<u>321, 800</u>		<u>415, 000</u>		
<u>140</u>	<u>322, 100</u>		<u>415, 400</u>		
<u>141</u>	<u>322, 400</u>		<u>415, 800</u>		
<u>142</u>	<u>322, 700</u>				
<u>143</u>	<u>323, 000</u>				
<u>144</u>	<u>323, 300</u>				
<u>145</u>	<u>323, 600</u>				
<u>146</u>	<u>323, 900</u>				
<u>147</u>	<u>324, 200</u>				
<u>148</u>	<u>324, 500</u>				
<u>149</u>	<u>324, 800</u>				

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	201,200	233,700	274,800	318,400	436,800

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず199,700円とする。

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級 号級	1級		2級		3級		4級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	175,700	245,000	276,300	307,200				
	2	176,200	246,500	277,900	309,300				
	3	176,700	248,000	279,600	311,400				
	4	177,200	249,500	281,300	313,400				
	5	177,700	250,900	283,000	315,500				
	6	178,200	252,200	284,700	317,600				
	7	178,700	253,400	286,400	319,700				
	8	179,300	254,600	288,100	321,800				
	9	179,900	255,800	289,800	323,800				
	10	180,400	257,000	291,500	325,800				
	11	181,100	258,300	293,300	327,700				
	12	181,700	259,600	295,000	329,700				
	13	182,300	260,900	296,700	331,600				
	14	183,000	262,200	298,400	333,600				

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	198,800	230,900	271,600	313,700	430,000

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員の給料月額は、この表にかかわらず170,400円とする。

別表第1の2 (第3条、第4条、第17条関係)

行政職給料表(2)

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級 号級	1級		2級		3級		4級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	147,800	231,400	268,900	300,300				
	2	148,300	233,300	270,700	302,400				
	3	148,800	235,000	272,400	304,500				
	4	149,300	236,800	274,200	306,600				
	5	149,800	238,500	276,000	308,700				
	6	150,300	240,100	277,800	310,800				
	7	150,800	241,600	279,600	312,900				
	8	151,400	243,100	281,400	315,000				
	9	152,000	244,500	283,200	317,000				
	10	152,500	246,000	285,000	319,000				
	11	153,200	247,500	286,800	321,000				
	12	153,800	249,000	288,600	323,000				
	13	154,400	250,500	290,400	324,900				
	14	155,100	252,000	292,100	326,900				

<u>15</u>	<u>183,800</u>	<u>263,500</u>	<u>300,100</u>	<u>335,500</u>
<u>16</u>	<u>184,600</u>	<u>264,900</u>	<u>301,700</u>	<u>337,400</u>
<u>17</u>	<u>185,400</u>	<u>266,200</u>	<u>303,300</u>	<u>339,300</u>
<u>18</u>	<u>186,500</u>	<u>267,500</u>	<u>304,900</u>	<u>341,200</u>
<u>19</u>	<u>187,600</u>	<u>268,900</u>	<u>306,500</u>	<u>343,100</u>
<u>20</u>	<u>188,800</u>	<u>270,300</u>	<u>308,200</u>	<u>345,000</u>
<u>21</u>	<u>190,100</u>	<u>271,600</u>	<u>309,800</u>	<u>346,800</u>
<u>22</u>	<u>191,400</u>	<u>273,000</u>	<u>311,400</u>	<u>348,700</u>
<u>23</u>	<u>192,600</u>	<u>274,400</u>	<u>313,000</u>	<u>350,500</u>
<u>24</u>	<u>193,900</u>	<u>275,800</u>	<u>314,600</u>	<u>352,300</u>
<u>25</u>	<u>195,200</u>	<u>277,200</u>	<u>316,100</u>	<u>354,000</u>
<u>26</u>	<u>196,600</u>	<u>278,600</u>	<u>317,600</u>	<u>355,700</u>
<u>27</u>	<u>198,000</u>	<u>280,000</u>	<u>319,000</u>	<u>357,300</u>
<u>28</u>	<u>199,500</u>	<u>281,400</u>	<u>320,400</u>	<u>358,900</u>
<u>29</u>	<u>201,000</u>	<u>282,800</u>	<u>321,800</u>	<u>360,400</u>
<u>30</u>	<u>202,500</u>	<u>284,200</u>	<u>323,200</u>	<u>361,600</u>
<u>31</u>	<u>204,000</u>	<u>285,600</u>	<u>324,600</u>	<u>362,800</u>
<u>32</u>	<u>205,500</u>	<u>286,900</u>	<u>326,000</u>	<u>364,000</u>
<u>33</u>	<u>207,100</u>	<u>288,200</u>	<u>327,400</u>	<u>365,200</u>
<u>34</u>	<u>208,600</u>	<u>289,500</u>	<u>328,800</u>	<u>366,300</u>
<u>35</u>	<u>210,200</u>	<u>290,800</u>	<u>330,100</u>	<u>367,300</u>
<u>36</u>	<u>211,800</u>	<u>292,100</u>	<u>331,400</u>	<u>368,400</u>
<u>37</u>	<u>213,400</u>	<u>293,300</u>	<u>332,600</u>	<u>369,400</u>
<u>38</u>	<u>214,900</u>	<u>294,500</u>	<u>333,800</u>	<u>370,300</u>
<u>39</u>	<u>216,500</u>	<u>295,700</u>	<u>334,900</u>	<u>371,200</u>
<u>40</u>	<u>218,100</u>	<u>296,900</u>	<u>336,000</u>	<u>372,100</u>
<u>41</u>	<u>219,600</u>	<u>298,100</u>	<u>337,100</u>	<u>372,900</u>
<u>42</u>	<u>220,400</u>	<u>299,200</u>	<u>338,100</u>	<u>373,700</u>

<u>15</u>	<u>155,900</u>	<u>253,500</u>	<u>293,800</u>	<u>328,800</u>
<u>16</u>	<u>156,700</u>	<u>255,000</u>	<u>295,500</u>	<u>330,700</u>
<u>17</u>	<u>157,500</u>	<u>256,400</u>	<u>297,200</u>	<u>332,600</u>
<u>18</u>	<u>158,500</u>	<u>257,900</u>	<u>298,900</u>	<u>334,500</u>
<u>19</u>	<u>159,600</u>	<u>259,400</u>	<u>300,500</u>	<u>336,400</u>
<u>20</u>	<u>160,700</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>338,400</u>
<u>21</u>	<u>161,800</u>	<u>262,400</u>	<u>303,900</u>	<u>340,200</u>
<u>22</u>	<u>162,900</u>	<u>263,900</u>	<u>305,500</u>	<u>342,100</u>
<u>23</u>	<u>164,000</u>	<u>265,400</u>	<u>307,100</u>	<u>343,900</u>
<u>24</u>	<u>165,100</u>	<u>266,900</u>	<u>308,700</u>	<u>345,700</u>
<u>25</u>	<u>166,200</u>	<u>268,400</u>	<u>310,300</u>	<u>347,500</u>
<u>26</u>	<u>167,500</u>	<u>269,900</u>	<u>311,800</u>	<u>349,200</u>
<u>27</u>	<u>168,900</u>	<u>271,400</u>	<u>313,300</u>	<u>350,800</u>
<u>28</u>	<u>170,300</u>	<u>272,900</u>	<u>314,700</u>	<u>352,400</u>
<u>29</u>	<u>171,700</u>	<u>274,400</u>	<u>316,100</u>	<u>354,000</u>
<u>30</u>	<u>173,200</u>	<u>276,000</u>	<u>317,600</u>	<u>355,200</u>
<u>31</u>	<u>174,700</u>	<u>277,500</u>	<u>319,000</u>	<u>356,400</u>
<u>32</u>	<u>176,200</u>	<u>278,900</u>	<u>320,400</u>	<u>357,600</u>
<u>33</u>	<u>177,800</u>	<u>280,400</u>	<u>321,800</u>	<u>358,800</u>
<u>34</u>	<u>179,300</u>	<u>281,900</u>	<u>323,200</u>	<u>359,900</u>
<u>35</u>	<u>180,900</u>	<u>283,200</u>	<u>324,600</u>	<u>360,900</u>
<u>36</u>	<u>182,500</u>	<u>284,600</u>	<u>325,900</u>	<u>362,000</u>
<u>37</u>	<u>184,100</u>	<u>285,900</u>	<u>327,200</u>	<u>363,000</u>
<u>38</u>	<u>185,600</u>	<u>287,300</u>	<u>328,400</u>	<u>364,000</u>
<u>39</u>	<u>187,200</u>	<u>288,700</u>	<u>329,600</u>	<u>364,900</u>
<u>40</u>	<u>188,800</u>	<u>289,900</u>	<u>330,700</u>	<u>365,800</u>
<u>41</u>	<u>190,300</u>	<u>291,200</u>	<u>331,800</u>	<u>366,700</u>
<u>42</u>	<u>191,700</u>	<u>292,400</u>	<u>332,800</u>	<u>367,500</u>

<u>43</u>	<u>221, 200</u>	<u>300, 300</u>	<u>339, 000</u>	<u>374, 500</u>
<u>44</u>	<u>222, 000</u>	<u>301, 300</u>	<u>339, 900</u>	<u>375, 200</u>
<u>45</u>	<u>222, 700</u>	<u>302, 300</u>	<u>340, 800</u>	<u>375, 800</u>
<u>46</u>	<u>223, 200</u>	<u>303, 200</u>	<u>341, 600</u>	<u>376, 400</u>
<u>47</u>	<u>223, 700</u>	<u>304, 100</u>	<u>342, 400</u>	<u>377, 000</u>
<u>48</u>	<u>224, 200</u>	<u>305, 000</u>	<u>343, 200</u>	<u>377, 500</u>
<u>49</u>	<u>224, 600</u>	<u>305, 900</u>	<u>344, 000</u>	<u>377, 900</u>
<u>50</u>	<u>225, 100</u>	<u>306, 800</u>	<u>344, 700</u>	<u>378, 400</u>
<u>51</u>	<u>225, 600</u>	<u>307, 600</u>	<u>345, 400</u>	<u>378, 800</u>
<u>52</u>	<u>226, 200</u>	<u>308, 400</u>	<u>346, 100</u>	<u>379, 200</u>
<u>53</u>	<u>226, 800</u>	<u>309, 200</u>	<u>346, 800</u>	<u>379, 600</u>
<u>54</u>	<u>227, 500</u>	<u>310, 000</u>	<u>347, 500</u>	<u>380, 000</u>
<u>55</u>	<u>228, 200</u>	<u>310, 800</u>	<u>348, 100</u>	<u>380, 400</u>
<u>56</u>	<u>229, 000</u>	<u>311, 500</u>	<u>348, 700</u>	<u>380, 800</u>
<u>57</u>	<u>229, 900</u>	<u>312, 200</u>	<u>349, 200</u>	<u>381, 100</u>
<u>58</u>	<u>230, 700</u>	<u>312, 900</u>	<u>349, 700</u>	<u>381, 400</u>
<u>59</u>	<u>231, 500</u>	<u>313, 600</u>	<u>350, 200</u>	<u>381, 800</u>
<u>60</u>	<u>232, 400</u>	<u>314, 300</u>	<u>350, 600</u>	<u>382, 100</u>
<u>61</u>	<u>233, 400</u>	<u>315, 000</u>	<u>351, 000</u>	<u>382, 400</u>
<u>62</u>	<u>234, 300</u>	<u>315, 600</u>	<u>351, 400</u>	<u>382, 700</u>
<u>63</u>	<u>235, 200</u>	<u>316, 200</u>	<u>351, 800</u>	<u>383, 100</u>
<u>64</u>	<u>236, 000</u>	<u>316, 800</u>	<u>352, 200</u>	<u>383, 400</u>
<u>65</u>	<u>236, 900</u>	<u>317, 400</u>	<u>352, 600</u>	<u>383, 700</u>
<u>66</u>	<u>237, 700</u>	<u>318, 000</u>	<u>353, 000</u>	<u>384, 100</u>
<u>67</u>	<u>238, 600</u>	<u>318, 500</u>	<u>353, 400</u>	<u>384, 400</u>
<u>68</u>	<u>239, 500</u>	<u>319, 000</u>	<u>353, 800</u>	<u>384, 700</u>
<u>69</u>	<u>240, 400</u>	<u>319, 500</u>	<u>354, 100</u>	<u>385, 000</u>
<u>70</u>	<u>241, 300</u>	<u>320, 000</u>	<u>354, 400</u>	<u>385, 300</u>

<u>43</u>	<u>193, 100</u>	<u>293, 600</u>	<u>333, 700</u>	<u>368, 300</u>
<u>44</u>	<u>194, 500</u>	<u>294, 700</u>	<u>334, 600</u>	<u>369, 100</u>
<u>45</u>	<u>195, 800</u>	<u>295, 800</u>	<u>335, 500</u>	<u>369, 800</u>
<u>46</u>	<u>196, 900</u>	<u>296, 800</u>	<u>336, 400</u>	<u>370, 400</u>
<u>47</u>	<u>198, 000</u>	<u>297, 800</u>	<u>337, 200</u>	<u>371, 000</u>
<u>48</u>	<u>199, 100</u>	<u>298, 800</u>	<u>338, 000</u>	<u>371, 600</u>
<u>49</u>	<u>200, 100</u>	<u>299, 800</u>	<u>338, 800</u>	<u>372, 100</u>
<u>50</u>	<u>201, 100</u>	<u>300, 800</u>	<u>339, 600</u>	<u>372, 600</u>
<u>51</u>	<u>202, 100</u>	<u>301, 700</u>	<u>340, 300</u>	<u>373, 000</u>
<u>52</u>	<u>203, 000</u>	<u>302, 600</u>	<u>341, 000</u>	<u>373, 400</u>
<u>53</u>	<u>204, 000</u>	<u>303, 500</u>	<u>341, 700</u>	<u>373, 800</u>
<u>54</u>	<u>205, 100</u>	<u>304, 400</u>	<u>342, 400</u>	<u>374, 200</u>
<u>55</u>	<u>206, 200</u>	<u>305, 300</u>	<u>343, 000</u>	<u>374, 600</u>
<u>56</u>	<u>207, 400</u>	<u>306, 100</u>	<u>343, 600</u>	<u>375, 000</u>
<u>57</u>	<u>208, 700</u>	<u>306, 900</u>	<u>344, 200</u>	<u>375, 300</u>
<u>58</u>	<u>209, 900</u>	<u>307, 700</u>	<u>344, 700</u>	<u>375, 700</u>
<u>59</u>	<u>211, 200</u>	<u>308, 500</u>	<u>345, 200</u>	<u>376, 100</u>
<u>60</u>	<u>212, 500</u>	<u>309, 300</u>	<u>345, 700</u>	<u>376, 400</u>
<u>61</u>	<u>213, 800</u>	<u>310, 100</u>	<u>346, 100</u>	<u>376, 700</u>
<u>62</u>	<u>215, 100</u>	<u>310, 700</u>	<u>346, 500</u>	<u>377, 100</u>
<u>63</u>	<u>216, 400</u>	<u>311, 300</u>	<u>346, 900</u>	<u>377, 500</u>
<u>64</u>	<u>217, 700</u>	<u>311, 900</u>	<u>347, 300</u>	<u>377, 800</u>
<u>65</u>	<u>218, 900</u>	<u>312, 500</u>	<u>347, 700</u>	<u>378, 100</u>
<u>66</u>	<u>220, 200</u>	<u>313, 100</u>	<u>348, 100</u>	<u>378, 500</u>
<u>67</u>	<u>221, 500</u>	<u>313, 700</u>	<u>348, 500</u>	<u>378, 900</u>
<u>68</u>	<u>222, 800</u>	<u>314, 300</u>	<u>348, 900</u>	<u>379, 200</u>
<u>69</u>	<u>224, 000</u>	<u>314, 800</u>	<u>349, 200</u>	<u>379, 500</u>
<u>70</u>	<u>225, 300</u>	<u>315, 400</u>	<u>349, 600</u>	<u>379, 800</u>

<u>71</u>	<u>242,200</u>	<u>320,500</u>	<u>354,700</u>	<u>385,600</u>
<u>72</u>	<u>243,100</u>	<u>321,000</u>	<u>355,000</u>	<u>385,900</u>
<u>73</u>	<u>244,000</u>	<u>321,500</u>	<u>355,300</u>	<u>386,200</u>
<u>74</u>	<u>244,900</u>	<u>322,000</u>	<u>355,600</u>	<u>386,500</u>
<u>75</u>	<u>245,800</u>	<u>322,500</u>	<u>355,900</u>	<u>386,800</u>
<u>76</u>	<u>246,700</u>	<u>322,900</u>	<u>356,200</u>	<u>387,100</u>
<u>77</u>	<u>247,500</u>	<u>323,300</u>	<u>356,500</u>	<u>387,400</u>
<u>78</u>	<u>248,300</u>	<u>323,700</u>	<u>356,800</u>	<u>387,700</u>
<u>79</u>	<u>249,200</u>	<u>324,100</u>	<u>357,100</u>	<u>388,000</u>
<u>80</u>	<u>250,100</u>	<u>324,400</u>	<u>357,400</u>	<u>388,300</u>
<u>81</u>	<u>250,900</u>	<u>324,700</u>	<u>357,700</u>	<u>388,600</u>
<u>82</u>	<u>251,800</u>	<u>325,100</u>	<u>358,000</u>	<u>388,900</u>
<u>83</u>	<u>252,700</u>	<u>325,500</u>	<u>358,300</u>	<u>389,200</u>
<u>84</u>	<u>253,500</u>	<u>325,800</u>	<u>358,600</u>	<u>389,500</u>
<u>85</u>	<u>254,400</u>	<u>326,100</u>	<u>358,900</u>	<u>389,700</u>
<u>86</u>	<u>255,300</u>	<u>326,400</u>	<u>359,200</u>	<u>390,000</u>
<u>87</u>	<u>256,200</u>	<u>326,700</u>	<u>359,500</u>	<u>390,300</u>
<u>88</u>	<u>257,000</u>	<u>327,000</u>	<u>359,800</u>	<u>390,600</u>
<u>89</u>	<u>257,800</u>	<u>327,300</u>	<u>360,100</u>	<u>390,900</u>
<u>90</u>	<u>258,700</u>	<u>327,600</u>	<u>360,400</u>	<u>391,200</u>
<u>91</u>	<u>259,600</u>	<u>327,900</u>	<u>360,700</u>	<u>391,500</u>
<u>92</u>	<u>260,500</u>	<u>328,200</u>	<u>361,000</u>	<u>391,800</u>
<u>93</u>	<u>261,500</u>	<u>328,500</u>	<u>361,300</u>	<u>392,100</u>
<u>94</u>	<u>262,500</u>	<u>328,800</u>	<u>361,600</u>	<u>392,400</u>
<u>95</u>	<u>263,400</u>	<u>329,100</u>	<u>361,900</u>	<u>392,700</u>
<u>96</u>	<u>264,300</u>	<u>329,300</u>	<u>362,200</u>	<u>393,000</u>
<u>97</u>	<u>265,100</u>	<u>329,600</u>	<u>362,500</u>	<u>393,300</u>
<u>98</u>	<u>265,900</u>	<u>329,900</u>	<u>362,800</u>	<u>393,600</u>

<u>71</u>	<u>226,600</u>	<u>315,900</u>	<u>350,000</u>	<u>380,100</u>
<u>72</u>	<u>227,900</u>	<u>316,400</u>	<u>350,300</u>	<u>380,400</u>
<u>73</u>	<u>229,200</u>	<u>316,900</u>	<u>350,600</u>	<u>380,700</u>
<u>74</u>	<u>230,500</u>	<u>317,400</u>	<u>351,000</u>	<u>381,000</u>
<u>75</u>	<u>231,800</u>	<u>317,900</u>	<u>351,300</u>	<u>381,300</u>
<u>76</u>	<u>233,100</u>	<u>318,400</u>	<u>351,600</u>	<u>381,600</u>
<u>77</u>	<u>234,400</u>	<u>318,800</u>	<u>351,900</u>	<u>381,900</u>
<u>78</u>	<u>235,600</u>	<u>319,300</u>	<u>352,300</u>	<u>382,200</u>
<u>79</u>	<u>236,900</u>	<u>319,700</u>	<u>352,600</u>	<u>382,500</u>
<u>80</u>	<u>238,200</u>	<u>320,100</u>	<u>352,900</u>	<u>382,800</u>
<u>81</u>	<u>239,400</u>	<u>320,500</u>	<u>353,200</u>	<u>383,100</u>
<u>82</u>	<u>240,700</u>	<u>320,900</u>	<u>353,500</u>	<u>383,400</u>
<u>83</u>	<u>242,000</u>	<u>321,300</u>	<u>353,800</u>	<u>383,700</u>
<u>84</u>	<u>243,200</u>	<u>321,600</u>	<u>354,100</u>	<u>384,000</u>
<u>85</u>	<u>244,500</u>	<u>321,900</u>	<u>354,400</u>	<u>384,200</u>
<u>86</u>	<u>245,800</u>	<u>322,300</u>	<u>354,700</u>	<u>384,500</u>
<u>87</u>	<u>247,100</u>	<u>322,700</u>	<u>355,000</u>	<u>384,800</u>
<u>88</u>	<u>248,400</u>	<u>323,000</u>	<u>355,300</u>	<u>385,100</u>
<u>89</u>	<u>249,600</u>	<u>323,300</u>	<u>355,600</u>	<u>385,400</u>
<u>90</u>	<u>250,900</u>	<u>323,700</u>	<u>355,900</u>	<u>385,700</u>
<u>91</u>	<u>252,200</u>	<u>324,000</u>	<u>356,200</u>	<u>386,000</u>
<u>92</u>	<u>253,500</u>	<u>324,300</u>	<u>356,500</u>	<u>386,300</u>
<u>93</u>	<u>254,800</u>	<u>324,600</u>	<u>356,800</u>	<u>386,600</u>
<u>94</u>	<u>256,100</u>	<u>325,000</u>	<u>357,100</u>	<u>386,900</u>
<u>95</u>	<u>257,300</u>	<u>325,300</u>	<u>357,400</u>	<u>387,200</u>
<u>96</u>	<u>258,500</u>	<u>325,600</u>	<u>357,700</u>	<u>387,500</u>
<u>97</u>	<u>259,600</u>	<u>325,900</u>	<u>358,000</u>	<u>387,800</u>
<u>98</u>	<u>260,800</u>	<u>326,300</u>	<u>358,300</u>	<u>388,100</u>

<u>99</u>	<u>266,800</u>	<u>330,200</u>	<u>363,100</u>	<u>393,900</u>
<u>100</u>	<u>267,600</u>	<u>330,500</u>	<u>363,400</u>	<u>394,200</u>
<u>101</u>	<u>268,400</u>	<u>330,700</u>	<u>363,700</u>	<u>394,500</u>
<u>102</u>	<u>269,300</u>	<u>331,000</u>	<u>364,000</u>	<u>394,800</u>
<u>103</u>	<u>270,300</u>	<u>331,300</u>	<u>364,300</u>	<u>395,100</u>
<u>104</u>	<u>271,300</u>	<u>331,600</u>	<u>364,600</u>	<u>395,400</u>
<u>105</u>	<u>272,200</u>	<u>331,900</u>	<u>364,800</u>	<u>395,700</u>
<u>106</u>	<u>273,100</u>	<u>332,200</u>	<u>365,100</u>	<u>396,000</u>
<u>107</u>	<u>274,000</u>	<u>332,500</u>	<u>365,400</u>	<u>396,300</u>
<u>108</u>	<u>274,900</u>	<u>332,700</u>	<u>365,700</u>	<u>396,600</u>
<u>109</u>	<u>275,800</u>	<u>333,000</u>	<u>366,000</u>	<u>396,900</u>
<u>110</u>	<u>276,800</u>	<u>333,300</u>	<u>366,300</u>	<u>397,200</u>
<u>111</u>	<u>277,700</u>	<u>333,600</u>	<u>366,600</u>	<u>397,500</u>
<u>112</u>	<u>278,400</u>	<u>333,900</u>	<u>366,900</u>	<u>397,800</u>
<u>113</u>	<u>279,200</u>	<u>334,200</u>	<u>367,200</u>	<u>398,100</u>
<u>114</u>	<u>280,000</u>	<u>334,500</u>	<u>367,500</u>	<u>398,400</u>
<u>115</u>	<u>280,700</u>	<u>334,800</u>	<u>367,800</u>	<u>398,700</u>
<u>116</u>	<u>281,500</u>	<u>335,100</u>	<u>368,100</u>	<u>399,000</u>
<u>117</u>	<u>282,200</u>	<u>335,400</u>	<u>368,400</u>	<u>399,300</u>
<u>118</u>	<u>282,800</u>	<u>335,700</u>	<u>368,700</u>	<u>399,600</u>
<u>119</u>	<u>283,300</u>	<u>336,000</u>	<u>369,000</u>	<u>399,900</u>
<u>120</u>	<u>283,800</u>	<u>336,300</u>	<u>369,300</u>	<u>400,200</u>
<u>121</u>	<u>284,200</u>	<u>336,600</u>	<u>369,600</u>	<u>400,500</u>
<u>122</u>	<u>284,600</u>	<u>336,900</u>	<u>369,900</u>	<u>400,800</u>
<u>123</u>	<u>285,000</u>	<u>337,200</u>	<u>370,200</u>	<u>401,100</u>
<u>124</u>	<u>285,400</u>	<u>337,500</u>	<u>370,500</u>	<u>401,400</u>
<u>125</u>	<u>285,700</u>	<u>337,800</u>	<u>370,800</u>	<u>401,700</u>
<u>126</u>	<u>286,100</u>	<u>338,100</u>	<u>371,100</u>	<u>402,000</u>

<u>99</u>	<u>262,000</u>	<u>326,600</u>	<u>358,600</u>	<u>388,400</u>
<u>100</u>	<u>263,100</u>	<u>326,900</u>	<u>358,900</u>	<u>388,700</u>
<u>101</u>	<u>264,100</u>	<u>327,100</u>	<u>359,200</u>	<u>389,000</u>
<u>102</u>	<u>265,200</u>	<u>327,400</u>	<u>359,500</u>	<u>389,300</u>
<u>103</u>	<u>266,300</u>	<u>327,700</u>	<u>359,800</u>	<u>389,600</u>
<u>104</u>	<u>267,400</u>	<u>328,000</u>	<u>360,100</u>	<u>389,900</u>
<u>105</u>	<u>268,400</u>	<u>328,300</u>	<u>360,300</u>	<u>390,200</u>
<u>106</u>	<u>269,400</u>	<u>328,700</u>	<u>360,600</u>	<u>390,500</u>
<u>107</u>	<u>270,400</u>	<u>329,000</u>	<u>360,900</u>	<u>390,800</u>
<u>108</u>	<u>271,400</u>	<u>329,200</u>	<u>361,200</u>	<u>391,100</u>
<u>109</u>	<u>272,400</u>	<u>329,500</u>	<u>361,500</u>	<u>391,400</u>
<u>110</u>	<u>273,400</u>	<u>329,800</u>	<u>361,800</u>	<u>391,700</u>
<u>111</u>	<u>274,400</u>	<u>330,100</u>	<u>362,100</u>	<u>392,000</u>
<u>112</u>	<u>275,100</u>	<u>330,400</u>	<u>362,400</u>	<u>392,300</u>
<u>113</u>	<u>276,000</u>	<u>330,700</u>	<u>362,700</u>	<u>392,600</u>
<u>114</u>	<u>276,800</u>	<u>331,000</u>	<u>363,000</u>	<u>392,900</u>
<u>115</u>	<u>277,600</u>	<u>331,300</u>	<u>363,300</u>	<u>393,200</u>
<u>116</u>	<u>278,400</u>	<u>331,600</u>	<u>363,600</u>	<u>393,500</u>
<u>117</u>	<u>279,100</u>	<u>331,900</u>	<u>363,900</u>	<u>393,800</u>
<u>118</u>	<u>279,700</u>	<u>332,200</u>	<u>364,200</u>	<u>394,100</u>
<u>119</u>	<u>280,300</u>	<u>332,500</u>	<u>364,500</u>	<u>394,400</u>
<u>120</u>	<u>280,800</u>	<u>332,800</u>	<u>364,800</u>	<u>394,700</u>
<u>121</u>	<u>281,300</u>	<u>333,100</u>	<u>365,100</u>	<u>395,000</u>
<u>122</u>	<u>281,800</u>	<u>333,400</u>	<u>365,400</u>	<u>395,300</u>
<u>123</u>	<u>282,200</u>	<u>333,700</u>	<u>365,700</u>	<u>395,600</u>
<u>124</u>	<u>282,600</u>	<u>334,000</u>	<u>366,000</u>	<u>395,900</u>
<u>125</u>	<u>283,000</u>	<u>334,300</u>	<u>366,300</u>	<u>396,200</u>
<u>126</u>	<u>283,400</u>	<u>334,600</u>	<u>366,600</u>	<u>396,500</u>

<u>127</u>	<u>286,400</u>	<u>338,400</u>	<u>371,400</u>	<u>402,300</u>
<u>128</u>	<u>286,800</u>	<u>338,700</u>	<u>371,700</u>	<u>402,600</u>
<u>129</u>	<u>287,100</u>	<u>339,000</u>	<u>372,000</u>	<u>402,900</u>
<u>130</u>	<u>287,500</u>	<u>339,300</u>	<u>372,300</u>	<u>403,200</u>
<u>131</u>	<u>287,900</u>	<u>339,600</u>	<u>372,600</u>	<u>403,500</u>
<u>132</u>	<u>288,200</u>	<u>339,900</u>	<u>372,900</u>	<u>403,800</u>
<u>133</u>	<u>288,500</u>	<u>340,200</u>	<u>373,200</u>	<u>404,100</u>
<u>134</u>	<u>288,800</u>	<u>340,500</u>	<u>373,500</u>	<u>404,400</u>
<u>135</u>	<u>289,100</u>	<u>340,800</u>	<u>373,800</u>	<u>404,700</u>
<u>136</u>	<u>289,400</u>	<u>341,100</u>	<u>374,100</u>	<u>405,000</u>
<u>137</u>	<u>289,700</u>	<u>341,400</u>	<u>374,400</u>	<u>405,300</u>
<u>138</u>	<u>290,000</u>	<u>341,700</u>	<u>374,700</u>	<u>405,600</u>
<u>139</u>	<u>290,300</u>	<u>342,000</u>	<u>375,000</u>	<u>405,900</u>
<u>140</u>	<u>290,600</u>	<u>342,300</u>	<u>375,300</u>	<u>406,200</u>
<u>141</u>	<u>290,900</u>	<u>342,600</u>	<u>375,600</u>	<u>406,500</u>
<u>142</u>	<u>291,200</u>	<u>342,900</u>	<u>375,900</u>	<u>406,800</u>
<u>143</u>	<u>291,500</u>	<u>343,200</u>	<u>376,200</u>	<u>407,100</u>
<u>144</u>	<u>291,800</u>	<u>343,500</u>	<u>376,500</u>	<u>407,400</u>
<u>145</u>	<u>292,100</u>	<u>343,800</u>	<u>376,800</u>	<u>407,700</u>
<u>146</u>	<u>292,300</u>	<u>344,100</u>	<u>377,100</u>	<u>408,000</u>
<u>147</u>	<u>292,600</u>	<u>344,400</u>	<u>377,400</u>	<u>408,300</u>
<u>148</u>	<u>292,900</u>	<u>344,700</u>	<u>377,700</u>	<u>408,600</u>
<u>149</u>	<u>293,200</u>	<u>345,000</u>	<u>378,000</u>	<u>408,900</u>
<u>150</u>	<u>293,500</u>	<u>345,300</u>	<u>378,300</u>	
<u>151</u>	<u>293,800</u>	<u>345,600</u>	<u>378,600</u>	
<u>152</u>	<u>294,100</u>	<u>345,900</u>	<u>378,900</u>	
<u>153</u>	<u>294,400</u>	<u>346,200</u>	<u>379,200</u>	
<u>154</u>	<u>294,700</u>	<u>346,500</u>	<u>379,500</u>	

<u>127</u>	<u>283,800</u>	<u>334,900</u>	<u>366,900</u>	<u>396,800</u>
<u>128</u>	<u>284,200</u>	<u>335,200</u>	<u>367,200</u>	<u>397,100</u>
<u>129</u>	<u>284,500</u>	<u>335,500</u>	<u>367,500</u>	<u>397,400</u>
<u>130</u>	<u>284,900</u>	<u>335,800</u>	<u>367,800</u>	<u>397,700</u>
<u>131</u>	<u>285,300</u>	<u>336,100</u>	<u>368,100</u>	<u>398,000</u>
<u>132</u>	<u>285,700</u>	<u>336,400</u>	<u>368,400</u>	<u>398,300</u>
<u>133</u>	<u>286,000</u>	<u>336,700</u>	<u>368,700</u>	<u>398,600</u>
<u>134</u>	<u>286,300</u>	<u>337,000</u>	<u>369,000</u>	<u>398,900</u>
<u>135</u>	<u>286,600</u>	<u>337,300</u>	<u>369,300</u>	<u>399,200</u>
<u>136</u>	<u>286,900</u>	<u>337,600</u>	<u>369,600</u>	<u>399,500</u>
<u>137</u>	<u>287,200</u>	<u>337,900</u>	<u>369,900</u>	<u>399,800</u>
<u>138</u>	<u>287,500</u>	<u>338,200</u>	<u>370,200</u>	<u>400,100</u>
<u>139</u>	<u>287,800</u>	<u>338,500</u>	<u>370,500</u>	<u>400,400</u>
<u>140</u>	<u>288,100</u>	<u>338,800</u>	<u>370,800</u>	<u>400,700</u>
<u>141</u>	<u>288,400</u>	<u>339,100</u>	<u>371,100</u>	<u>401,000</u>
<u>142</u>	<u>288,700</u>	<u>339,400</u>	<u>371,400</u>	<u>401,300</u>
<u>143</u>	<u>289,000</u>	<u>339,700</u>	<u>371,700</u>	<u>401,600</u>
<u>144</u>	<u>289,300</u>	<u>340,000</u>	<u>372,000</u>	<u>401,900</u>
<u>145</u>	<u>289,600</u>	<u>340,300</u>	<u>372,300</u>	<u>402,200</u>
<u>146</u>	<u>289,800</u>	<u>340,600</u>	<u>372,600</u>	<u>402,500</u>
<u>147</u>	<u>290,100</u>	<u>340,900</u>	<u>372,900</u>	<u>402,800</u>
<u>148</u>	<u>290,400</u>	<u>341,200</u>	<u>373,200</u>	<u>403,100</u>
<u>149</u>	<u>290,700</u>	<u>341,500</u>	<u>373,500</u>	<u>403,400</u>
<u>150</u>	<u>291,000</u>	<u>341,800</u>	<u>373,800</u>	
<u>151</u>	<u>291,300</u>	<u>342,100</u>	<u>374,100</u>	
<u>152</u>	<u>291,600</u>	<u>342,400</u>	<u>374,400</u>	
<u>153</u>	<u>291,900</u>	<u>342,700</u>	<u>374,700</u>	
<u>154</u>	<u>292,200</u>	<u>343,000</u>	<u>375,000</u>	

<u>155</u>	<u>292,500</u>	<u>343,300</u>	<u>375,300</u>
<u>156</u>	<u>292,800</u>	<u>343,600</u>	<u>375,600</u>
<u>157</u>	<u>293,100</u>	<u>343,900</u>	<u>375,900</u>
<u>158</u>	<u>293,400</u>	<u>344,200</u>	<u>376,200</u>
<u>159</u>	<u>293,700</u>	<u>344,500</u>	<u>376,500</u>
<u>160</u>	<u>294,000</u>	<u>344,800</u>	<u>376,800</u>
<u>161</u>	<u>294,300</u>	<u>345,100</u>	<u>377,100</u>
<u>162</u>	<u>294,600</u>	<u>345,400</u>	<u>377,400</u>
<u>163</u>	<u>294,900</u>	<u>345,700</u>	<u>377,700</u>
<u>164</u>	<u>295,200</u>	<u>346,000</u>	<u>378,000</u>
<u>165</u>	<u>295,500</u>	<u>346,300</u>	<u>378,300</u>
<u>166</u>	<u>295,800</u>	<u>346,600</u>	<u>378,600</u>
<u>167</u>	<u>296,100</u>	<u>346,900</u>	<u>378,900</u>
<u>168</u>	<u>296,400</u>	<u>347,200</u>	<u>379,200</u>
<u>169</u>	<u>296,700</u>	<u>347,500</u>	<u>379,500</u>
<u>170</u>	<u>297,000</u>	<u>347,800</u>	<u>379,800</u>
<u>171</u>	<u>297,300</u>	<u>348,100</u>	<u>380,100</u>
<u>172</u>	<u>297,600</u>	<u>348,400</u>	<u>380,400</u>
<u>173</u>	<u>297,900</u>	<u>348,700</u>	<u>380,700</u>
<u>174</u>	<u>298,200</u>	<u>349,000</u>	<u>381,000</u>
<u>175</u>	<u>298,500</u>	<u>349,300</u>	<u>381,300</u>
<u>176</u>	<u>298,800</u>	<u>349,600</u>	<u>381,600</u>
<u>177</u>	<u>299,100</u>	<u>349,900</u>	<u>381,900</u>
<u>178</u>	<u>299,400</u>	<u>350,200</u>	<u>382,200</u>
<u>179</u>	<u>299,700</u>	<u>350,500</u>	<u>382,500</u>
<u>180</u>	<u>300,000</u>	<u>350,800</u>	<u>382,800</u>
<u>181</u>	<u>300,300</u>	<u>351,100</u>	<u>383,100</u>
<u>182</u>	<u>300,600</u>	<u>351,400</u>	<u>383,400</u>

<u>155</u>	<u>295,000</u>	<u>346,800</u>	<u>379,800</u>
<u>156</u>	<u>295,300</u>	<u>347,100</u>	<u>380,100</u>
<u>157</u>	<u>295,600</u>	<u>347,400</u>	<u>380,400</u>
<u>158</u>	<u>295,900</u>	<u>347,700</u>	<u>380,700</u>
<u>159</u>	<u>296,200</u>	<u>348,000</u>	<u>381,000</u>
<u>160</u>	<u>296,500</u>	<u>348,300</u>	<u>381,300</u>
<u>161</u>	<u>296,800</u>	<u>348,600</u>	<u>381,600</u>
<u>162</u>	<u>297,100</u>	<u>348,900</u>	<u>381,900</u>
<u>163</u>	<u>297,400</u>	<u>349,200</u>	<u>382,200</u>
<u>164</u>	<u>297,700</u>	<u>349,500</u>	<u>382,500</u>
<u>165</u>	<u>298,000</u>	<u>349,800</u>	<u>382,800</u>
<u>166</u>	<u>298,300</u>	<u>350,100</u>	<u>383,100</u>
<u>167</u>	<u>298,600</u>	<u>350,400</u>	<u>383,400</u>
<u>168</u>	<u>298,900</u>	<u>350,700</u>	<u>383,700</u>
<u>169</u>	<u>299,200</u>	<u>351,000</u>	<u>384,000</u>
<u>170</u>	<u>299,500</u>	<u>351,300</u>	<u>384,300</u>
<u>171</u>	<u>299,800</u>	<u>351,600</u>	<u>384,600</u>
<u>172</u>	<u>300,100</u>	<u>351,900</u>	<u>384,900</u>
<u>173</u>	<u>300,400</u>	<u>352,200</u>	<u>385,200</u>
<u>174</u>	<u>300,700</u>	<u>352,500</u>	<u>385,500</u>
<u>175</u>	<u>301,000</u>	<u>352,800</u>	<u>385,800</u>
<u>176</u>	<u>301,300</u>	<u>353,100</u>	<u>386,100</u>
<u>177</u>	<u>301,600</u>	<u>353,400</u>	<u>386,400</u>
<u>178</u>	<u>301,900</u>	<u>353,700</u>	<u>386,700</u>
<u>179</u>	<u>302,200</u>	<u>354,000</u>	<u>387,000</u>
<u>180</u>	<u>302,500</u>	<u>354,300</u>	<u>387,300</u>
<u>181</u>	<u>302,800</u>	<u>354,600</u>	<u>387,600</u>
<u>182</u>	<u>303,100</u>	<u>354,900</u>	<u>387,900</u>

<u>183</u>	<u>303,400</u>	<u>355,200</u>	<u>388,200</u>	
<u>184</u>	<u>303,700</u>	<u>355,500</u>	<u>388,500</u>	
<u>185</u>	<u>304,000</u>	<u>355,800</u>	<u>388,800</u>	
<u>186</u>	<u>304,300</u>	<u>356,100</u>	<u>389,100</u>	
<u>187</u>	<u>304,600</u>	<u>356,400</u>	<u>389,400</u>	
<u>188</u>	<u>304,900</u>	<u>356,700</u>	<u>389,700</u>	
<u>189</u>	<u>305,200</u>	<u>357,000</u>	<u>390,000</u>	
<u>190</u>	<u>305,500</u>	<u>357,300</u>	<u>390,300</u>	
<u>191</u>	<u>305,800</u>	<u>357,600</u>	<u>390,600</u>	
<u>192</u>	<u>306,100</u>	<u>357,900</u>	<u>390,900</u>	
<u>193</u>	<u>306,400</u>	<u>358,200</u>	<u>391,200</u>	
<u>194</u>	<u>306,700</u>	<u>358,500</u>		
<u>195</u>	<u>307,000</u>	<u>358,800</u>		
<u>196</u>	<u>307,300</u>	<u>359,100</u>		
<u>197</u>	<u>307,600</u>	<u>359,400</u>		
<u>198</u>	<u>307,900</u>	<u>359,700</u>		
<u>199</u>	<u>308,200</u>	<u>360,000</u>		
<u>200</u>	<u>308,500</u>	<u>360,300</u>		
<u>201</u>	<u>308,800</u>	<u>360,600</u>		
<u>202</u>	<u>309,100</u>	<u>360,900</u>		
<u>203</u>	<u>309,400</u>	<u>361,200</u>		
<u>204</u>	<u>309,700</u>	<u>361,500</u>		
<u>205</u>	<u>310,000</u>	<u>361,800</u>		
<u>206</u>	<u>310,300</u>	<u>362,100</u>		
<u>207</u>	<u>310,600</u>	<u>362,400</u>		
<u>208</u>	<u>310,900</u>	<u>362,700</u>		
<u>209</u>	<u>311,200</u>	<u>363,000</u>		
<u>210</u>	<u>311,500</u>	<u>363,300</u>		

<u>183</u>	<u>300,900</u>	<u>351,700</u>	<u>383,700</u>	
<u>184</u>	<u>301,200</u>	<u>352,000</u>	<u>384,000</u>	
<u>185</u>	<u>301,500</u>	<u>352,300</u>	<u>384,300</u>	
<u>186</u>	<u>301,800</u>	<u>352,600</u>	<u>384,600</u>	
<u>187</u>	<u>302,100</u>	<u>352,900</u>	<u>384,900</u>	
<u>188</u>	<u>302,400</u>	<u>353,200</u>	<u>385,200</u>	
<u>189</u>	<u>302,700</u>	<u>353,500</u>	<u>385,500</u>	
<u>190</u>	<u>303,000</u>	<u>353,800</u>	<u>385,800</u>	
<u>191</u>	<u>303,300</u>	<u>354,100</u>	<u>386,100</u>	
<u>192</u>	<u>303,600</u>	<u>354,400</u>	<u>386,400</u>	
<u>193</u>	<u>303,900</u>	<u>354,700</u>	<u>386,700</u>	
<u>194</u>	<u>304,200</u>	<u>355,000</u>		
<u>195</u>	<u>304,500</u>	<u>355,300</u>		
<u>196</u>	<u>304,800</u>	<u>355,600</u>		
<u>197</u>	<u>305,100</u>	<u>355,900</u>		
<u>198</u>	<u>305,400</u>	<u>356,200</u>		
<u>199</u>	<u>305,700</u>	<u>356,500</u>		
<u>200</u>	<u>306,000</u>	<u>356,800</u>		
<u>201</u>	<u>306,300</u>	<u>357,100</u>		
<u>202</u>	<u>306,600</u>	<u>357,400</u>		
<u>203</u>	<u>306,900</u>	<u>357,700</u>		
<u>204</u>	<u>307,200</u>	<u>358,000</u>		
<u>205</u>	<u>307,500</u>	<u>358,300</u>		
<u>206</u>	<u>307,800</u>	<u>358,600</u>		
<u>207</u>	<u>308,100</u>	<u>358,900</u>		
<u>208</u>	<u>308,400</u>	<u>359,200</u>		
<u>209</u>	<u>308,700</u>	<u>359,500</u>		
<u>210</u>	<u>309,000</u>	<u>359,800</u>		

<u>211</u>	<u>311, 800</u>	<u>363, 600</u>		
<u>212</u>	<u>312, 100</u>	<u>363, 900</u>		
<u>213</u>	<u>312, 400</u>	<u>364, 200</u>		
<u>214</u>	<u>312, 700</u>	<u>364, 500</u>		
<u>215</u>	<u>313, 000</u>	<u>364, 800</u>		
<u>216</u>	<u>313, 300</u>	<u>365, 100</u>		
<u>217</u>	<u>313, 600</u>	<u>365, 400</u>		
<u>218</u>	<u>313, 900</u>	<u>365, 700</u>		
<u>219</u>	<u>314, 200</u>	<u>366, 000</u>		
<u>220</u>	<u>314, 500</u>	<u>366, 300</u>		
<u>221</u>	<u>314, 800</u>	<u>366, 600</u>		
<u>222</u>	<u>315, 100</u>	<u>366, 900</u>		
<u>223</u>	<u>315, 400</u>	<u>367, 200</u>		
<u>224</u>	<u>315, 700</u>	<u>367, 500</u>		
<u>225</u>	<u>316, 000</u>	<u>367, 800</u>		
<u>226</u>	<u>316, 300</u>			
<u>227</u>	<u>316, 600</u>			
<u>228</u>	<u>316, 900</u>			
<u>229</u>	<u>317, 200</u>			
<u>230</u>	<u>317, 500</u>			
<u>231</u>	<u>317, 800</u>			
<u>232</u>	<u>318, 100</u>			
<u>233</u>	<u>318, 400</u>			
<u>234</u>	<u>318, 700</u>			
<u>235</u>	<u>319, 000</u>			
<u>236</u>	<u>319, 300</u>			
<u>237</u>	<u>319, 600</u>			
<u>238</u>	<u>319, 900</u>			

<u>211</u>	<u>309, 300</u>	<u>360, 100</u>		
<u>212</u>	<u>309, 600</u>	<u>360, 400</u>		
<u>213</u>	<u>309, 900</u>	<u>360, 700</u>		
<u>214</u>	<u>310, 200</u>	<u>361, 000</u>		
<u>215</u>	<u>310, 500</u>	<u>361, 300</u>		
<u>216</u>	<u>310, 800</u>	<u>361, 600</u>		
<u>217</u>	<u>311, 100</u>	<u>361, 900</u>		
<u>218</u>	<u>311, 400</u>	<u>362, 200</u>		
<u>219</u>	<u>311, 700</u>	<u>362, 500</u>		
<u>220</u>	<u>312, 000</u>	<u>362, 800</u>		
<u>221</u>	<u>312, 300</u>	<u>363, 100</u>		
<u>222</u>	<u>312, 600</u>	<u>363, 400</u>		
<u>223</u>	<u>312, 900</u>	<u>363, 700</u>		
<u>224</u>	<u>313, 200</u>	<u>364, 000</u>		
<u>225</u>	<u>313, 500</u>	<u>364, 300</u>		
<u>226</u>	<u>313, 800</u>			
<u>227</u>	<u>314, 100</u>			
<u>228</u>	<u>314, 400</u>			
<u>229</u>	<u>314, 700</u>			
<u>230</u>	<u>315, 000</u>			
<u>231</u>	<u>315, 300</u>			
<u>232</u>	<u>315, 600</u>			
<u>233</u>	<u>315, 900</u>			
<u>234</u>	<u>316, 200</u>			
<u>235</u>	<u>316, 500</u>			
<u>236</u>	<u>316, 800</u>			
<u>237</u>	<u>317, 100</u>			
<u>238</u>	<u>317, 400</u>			

239	317,700				
240	318,000				
241	318,300				
242	318,600				
243	318,900				
244	319,200				
245	319,500				
246	319,800				
247	320,100				
248	320,400				
249	320,700				
250	321,000				
251	321,300				
252	321,600				
253	321,900				
254	322,200				
255	322,500				
256	322,800				
257	323,100				
258	323,400				
259	323,700				
260	324,000				
261	324,300				
定年前再任用短時間勤務職員					
				基準給料 月額	基準給料 月額
				208,600	243,100
				222,900	274,600

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

239	320,200				
240	320,500				
241	320,800				
242	321,100				
243	321,400				
244	321,700				
245	322,000				
246	322,300				
247	322,600				
248	322,900				
249	323,200				
250	323,500				
251	323,800				
252	324,100				
253	324,400				
254	324,700				
255	325,000				
256	325,300				
257	325,600				
258	325,900				
259	326,200				
260	326,500				
261	326,800				
定年前再任用短時間勤務職員					
				基準給料 月額	基準給料 月額
				211,500	278,400
				226,000	246,500

備考 この表は、技能職の職員に適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第1の2の規定は令和6年4月1日から、改正後の条例第17条第2項及び第3項、第17条の2第2項及び第3項並びに付則第4項から第7項までの規定は同年12月1日から適用する。（令和6年4月1日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整）
- 2 令和6年4月1日からの条例の施行の日の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。（扶養手当に係る経過措置）
- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の条例第7条の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明もしくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの」
と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とす」とあるのは「とし、同項第6号に掲げる扶養親族（行(1)4級職員の扶養親族を除く。）については3,000円とす」とする。

- (令和6年12月の期末手当の特例)
- 4 令和6年12月の期末手当に限り、改正後の条例第17条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の95」とあるのは「100分の100」とし、同条第3項中「同項」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）付則第4項及び第5項の規定により読み替えて適用される同項」と、「100分の125」とあるのは「100分の130」と、「100分の70」とあるのは「100分の72.5」とする。
 - 5 令和6年12月の期末手当における改正後の条例第17条第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日」とする。
(令和6年12月の勤勉手当の特例)
 - 6 令和6年12月の勤勉手当に限り、改正後の条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の117.5」とあるのは「100分の122.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の142.5」と、「100分の147.5」とあるのは「100分の152.5」とし、同条第3項中「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。
 - 7 令和6年12月の勤勉手当における改正後の条例第17条の2第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日」とする。
(給与の内払)
 - 8 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
 - 9 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関

し必要な事項は、市長が定める。

議案第 1 4 号資料 2

行政職給料表(1) 給料月額表 (令和 6 年 4 月 1 日適用) 新旧対照表

職員の区分	号給	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			号給
		改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	
	1	184,100	156,200	27,900	235,800	210,100	25,700	254,800	233,800	21,000	303,400	289,700	13,700	502,700	495,000	7,700	1
	2	185,000	157,100	27,900	237,000	211,800	25,200	256,200	235,500	20,700	305,400	292,000	13,400				2
	3	186,000	158,100	27,900	238,200	213,400	24,800	257,600	237,200	20,400	307,400	294,300	13,100				3
	4	187,000	159,100	27,900	239,400	215,100	24,300	259,000	238,900	20,100	309,300	296,500	12,800				4
	5	188,000	160,100	27,900	240,600	216,700	23,900	260,500	240,700	19,800	311,200	298,700	12,500				5
	6	189,000	161,100	27,900	241,800	218,300	23,500	261,900	242,400	19,500	313,100	300,900	12,200				6
	7	190,100	162,100	28,000	243,000	219,900	23,100	263,300	244,100	19,200	315,200	303,100	12,100				7
	8	191,200	163,100	28,100	244,200	221,600	22,600	264,700	245,900	18,800	317,200	305,400	11,800				8
	9	192,300	164,000	28,300	245,400	223,300	22,100	266,200	247,700	18,500	319,100	307,700	11,400				9
	10	193,400	164,900	28,500	246,600	224,900	21,700	267,600	249,500	18,100	321,100	310,000	11,100				10
	11	194,500	165,900	28,600	247,800	226,600	21,200	269,100	251,300	17,800	323,100	312,300	10,800				11
	12	195,700	166,900	28,800	249,100	228,300	20,800	270,700	253,100	17,600	325,100	314,600	10,500				12
	13	196,900	167,900	29,000	250,400	230,100	20,300	272,300	255,000	17,300	327,100	316,900	10,200				13
	14	198,100	169,100	29,000	251,700	231,800	19,900	274,000	257,100	16,900	329,200	319,300	9,900				14
	15	199,400	170,300	29,100	252,900	233,400	19,500	275,700	259,200	16,500	331,300	321,700	9,600				15
	16	200,700	171,500	29,200	254,300	235,100	19,200	277,400	261,200	16,200	333,300	324,000	9,300				16
定年前再任用	17	202,100	172,800	29,300	255,800	236,900	18,900	279,200	263,300	15,900	335,400	326,400	9,000				17
短時間勤務職 員以外の職員	18	204,200	174,900	29,300	257,200	238,600	18,600	281,200	265,400	15,800	337,500	328,900	8,600				18
	19	206,300	177,000	29,300	258,400	240,200	18,200	283,100	267,600	15,500	339,700	331,500	8,200				19
	20	208,500	179,200	29,300	259,800	241,900	17,900	285,100	269,800	15,300	341,900	334,000	7,900				20
	21	210,700	181,400	29,300	261,300	243,700	17,600	287,000	272,000	15,000	344,100	336,500	7,600				21
	22	212,500	183,200	29,300	262,700	245,400	17,300	289,000	274,200	14,800	346,600	339,200	7,400				22
	23	214,300	185,000	29,300	264,000	247,000	17,000	291,000	276,300	14,700	349,100	341,900	7,200				23
	24	216,100	186,800	29,300	265,400	248,700	16,700	292,900	278,500	14,400	351,600	344,600	7,000				24
	25	217,900	188,600	29,300	266,900	250,600	16,300	294,800	280,700	14,100	354,100	347,300	6,800				25
	26	219,800	190,500	29,300	268,500	252,500	16,000	296,800	282,900	13,900	356,600	350,000	6,600				26
	27	221,700	192,400	29,300	270,000	254,300	15,700	298,800	285,100	13,700	359,100	352,700	6,400				27
	28	223,600	194,300	29,300	271,500	256,100	15,400	300,700	287,300	13,400	361,900	355,500	6,400				28
	29	225,500	196,200	29,300	273,100	258,000	15,100	302,600	289,400	13,200	364,600	358,200	6,400				29
	30	226,800	198,100	28,700	275,100	260,100	15,000	304,600	291,600	13,000	367,600	361,200	6,400				30
	31	228,200	200,100	28,100	277,000	262,100	14,900	306,600	293,800	12,800	370,500	364,100	6,400				31
	32	229,600	202,100	27,500	279,000	264,200	14,800	308,500	296,000	12,500	373,400	367,000	6,400				32
	33	231,200	204,300	26,900	280,900	266,200	14,700	310,400	298,200	12,200	376,400	370,000	6,400				33
	34	232,400	206,100	26,300	282,500	268,000	14,500	312,300	300,400	11,900	379,200	372,800	6,400				34
	35	233,500	207,800	25,700	284,100	269,800	14,300	314,400	302,600	11,800	381,900	375,500	6,400				35
	36	234,600	209,500	25,100	285,600	271,600	14,000	316,400	304,800	11,600	384,600	378,200	6,400				36
	37	235,700	211,200	24,500	286,900	273,300	13,600	318,300	307,000	11,300	387,100	380,700	6,400				37
	38	236,700	212,800	23,900	288,200	274,900	13,300	320,300	309,300	11,000	389,600	383,200	6,400				38
	39	237,800	214,300	23,500	289,500	276,600	12,900	322,200	311,600	10,600	391,900	385,500	6,400				39
	40	238,900	215,800	23,100	290,900	278,400	12,500	324,200	313,900	10,300	394,300	387,900	6,400				40
	41	240,100	217,300	22,800	292,300	280,100	12,200	326,200	316,200	10,000	396,700	390,300	6,400				41
	42	241,100	218,800	22,300	293,700	281,800	11,900	328,100	318,500	9,600	399,000	392,600	6,400				42

(単位：円)

43	242,300	220,300	21,900	295,000	283,400	11,600	330,100	320,900	9,200	401,300	394,900	6,400	43
44	243,300	221,800	21,500	296,300	285,100	11,200	332,100	323,200	8,900	403,600	397,200	6,400	44
45	244,500	223,300	21,200	297,600	286,800	10,800	334,100	325,600	8,500	406,000	399,600	6,400	45
46	245,500	224,800	20,700	298,900	288,500	10,400	336,100	328,000	8,100	408,300	401,900	6,400	46
47	246,600	226,300	20,300	300,200	290,100	10,100	338,100	330,400	7,700	410,500	404,100	6,400	47
48	247,700	227,800	19,900	301,500	291,800	9,700	340,100	332,900	7,200	412,700	406,300	6,400	48
49	248,900	229,300	19,600	302,800	293,500	9,300	342,200	335,400	6,800	415,000	408,600	6,400	49
50	250,000	230,800	19,200	304,100	295,100	9,000	344,700	338,100	6,600	417,300	410,900	6,400	50
51	251,100	232,300	18,800	305,400	296,800	8,600	347,200	340,800	6,400	419,500	413,100	6,400	51
52	252,100	233,800	18,300	306,700	298,500	8,200	349,700	343,500	6,200	421,700	415,300	6,400	52
53	253,200	235,200	18,000	308,000	300,200	7,800	352,200	346,200	6,000	423,700	417,300	6,400	53
54	254,200	236,700	17,500	309,300	301,900	7,400	354,500	348,800	5,700	425,600	419,200	6,400	54
55	255,300	238,200	17,100	310,600	303,600	7,000	356,700	351,300	5,400	427,600	421,200	6,400	55
56	256,400	239,700	16,700	311,800	305,200	6,600	358,800	353,700	5,100	429,500	423,100	6,400	56
57	257,500	241,100	16,400	313,100	306,800	6,300	360,800	356,000	4,800	431,300	424,900	6,400	57
58	258,500	242,500	16,000	314,300	308,400	5,900	362,800	358,200	4,600	433,100	426,700	6,400	58
59	259,600	244,000	15,600	315,500	310,000	5,500	364,700	360,300	4,400	434,800	428,400	6,400	59
60	260,700	245,500	15,200	316,800	311,600	5,200	366,500	362,300	4,200	436,600	430,200	6,400	60
61	261,800	247,000	14,800	318,100	313,200	4,900	368,400	364,200	4,000	438,400	432,000	6,400	61
62	262,800	248,400	14,400	319,400	314,800	4,600	370,300	366,200	4,100	439,900	433,500	6,400	62
63	263,900	249,900	14,000	320,600	316,400	4,200	372,200	368,100	4,100	441,000	434,600	6,400	63
64	265,000	251,400	13,600	321,900	318,000	3,900	374,000	369,900	4,100	441,900	435,500	6,400	64
65	266,100	252,900	13,200	323,100	319,500	3,600	375,800	371,700	4,100	442,800	436,400	6,400	65
66	267,100	254,400	12,700	324,300	321,100	3,200	377,500	373,400	4,100	443,600	437,200	6,400	66
67	268,200	255,900	12,300	325,500	322,600	2,900	379,100	375,000	4,100	444,300	437,900	6,400	67
68	269,300	257,300	12,000	326,800	324,200	2,600	380,500	376,500	4,000	445,000	438,600	6,400	68
69	270,300	258,800	11,500	328,000	325,700	2,300	382,000	378,000	4,000	445,700	439,300	6,400	69
70	271,300	260,300	11,000	329,200	327,100	2,100	383,000	379,000	4,000	446,400	440,000	6,400	70
71	272,400	261,700	10,700	331,600	329,800	1,800	384,700	381,000	3,800	447,100	440,700	6,400	71
72	273,400	263,100	10,300	333,900	331,200	1,700	385,500	381,900	3,600	447,800	441,400	6,400	72
73	274,500	264,600	9,900	334,000	332,600	1,400	386,300	382,700	3,600	448,500	442,100	6,400	73
74	275,500	266,000	9,500	335,200	333,900	1,300	387,000	383,500	3,500	449,200	442,800	6,400	74
75	276,600	267,500	9,100	336,300	335,300	1,000	387,700	384,200	3,500	449,900	443,500	6,400	75
76	277,600	269,000	8,600	337,500	336,500	1,000	388,500	385,000	3,500	450,500	444,100	6,400	76
77	278,700	270,400	8,300	338,600	337,600	1,000	389,200	385,700	3,500	451,100	444,700	6,400	77
78	279,700	271,900	7,800	339,600	338,600	1,000	389,900	386,400	3,500	451,800	445,400	6,400	78
79	280,700	273,400	7,300	340,500	339,500	1,000	390,600	387,100	3,500	452,400	446,000	6,400	79
80	281,800	274,800	7,000	341,300	340,300	1,000	391,300	387,800	3,500	453,000	446,600	6,400	80
81	282,900	276,200	6,700	342,100	341,100	1,000	391,900	388,400	3,500	453,600	447,200	6,400	81
82	283,900	277,600	6,300	342,900	341,900	1,000	392,500	389,000	3,500	454,200	447,800	6,400	82
83	285,000	278,900	6,100	343,600	342,600	1,000	393,000	389,500	3,500	454,800	448,400	6,400	83
84	286,000	280,300	5,700	344,300	343,300	1,000	393,500	389,900	3,500	455,400	449,000	6,400	84
85	287,100	281,600	5,500	345,100	344,100	1,000	394,000	390,000	3,500	456,000	449,600	6,400	85
86	288,100	283,000	5,100	345,700	344,700	1,000	394,500	390,500	3,500	456,600	450,200	6,400	86
87	289,100	284,300	4,800	346,400	345,400	1,000	395,100	391,000	3,500	457,200	450,800	6,400	87
88	290,100	285,600	4,500	347,100	346,100	1,000	395,700	392,200	3,500	457,700	451,300	6,400	88
89	291,200	287,000	4,200	347,700	346,700	1,000	396,300	392,800	3,500	458,300	451,800	6,400	89
90	292,200	288,200	4,000	348,200	347,200	1,000	396,900	393,400	3,500	458,900	452,400	6,400	90
91	293,300	289,500	3,800	348,200	347,200	1,000	396,900	393,400	3,500	459,300	452,900	6,400	91

92	294,300	290,900	3,400	348,600	347,600	1,000	397,400	393,900	3,500	459,800	453,400	6,400	92
93	295,300	292,100	3,200	349,100	348,100	1,000	397,900	394,400	3,500	460,300	453,900	6,400	93
94	296,300	293,300	3,000	349,600	348,600	1,000	398,500	395,000	3,500	460,800	454,400	6,400	94
95	297,300	294,500	2,800	350,100	349,100	1,000	399,000	395,500	3,500	461,300	454,900	6,400	95
96	298,300	295,700	2,600	350,600	349,600	1,000	399,500	396,000	3,500	461,800	455,400	6,400	96
97	299,400	297,000	2,400	351,000	350,000	1,000	400,000	396,500	3,500	462,200	455,800	6,400	97
98	300,400	298,200	2,200	351,500	350,500	1,000	400,500	397,000	3,500				98
99	301,400	299,400	2,000	351,900	350,900	1,000	401,000	397,500	3,500				99
100	302,400	300,700	1,700	352,400	351,400	1,000	401,500	398,000	3,500				100
101	303,500	301,900	1,600	352,900	351,900	1,000	402,000	398,500	3,500				101
102	304,600	303,100	1,500	353,300	352,300	1,000	402,500	399,000	3,500				102
103	305,600	304,300	1,300	353,800	352,800	1,000	403,000	399,500	3,500				103
104	306,600	305,400	1,200	354,300	353,300	1,000	403,500	400,000	3,500				104
105	307,500	306,500	1,000	354,700	353,700	1,000	403,900	400,400	3,500				105
106	308,400	307,400	1,000	355,100	354,100	1,000	404,400	400,900	3,500				106
107	309,300	308,300	1,000	355,500	354,500	1,000	404,900	401,400	3,500				107
108	310,200	309,200	1,000	355,900	354,900	1,000	405,300	401,800	3,500				108
109	311,000	310,000	1,000	356,300	355,300	1,000	405,700	402,200	3,500				109
110	311,700	310,700	1,000	356,700	355,700	1,000	406,200	402,700	3,500				110
111	312,400	311,400	1,000	357,100	356,100	1,000	406,700	403,200	3,500				111
112	313,100	312,100	1,000	357,500	356,500	1,000	407,100	403,600	3,500				112
113	313,800	312,800	1,000	357,900	356,900	1,000	407,500	404,000	3,500				113
114	314,200	313,200	1,000	358,300	357,300	1,000	408,000	404,500	3,500				114
115	314,700	313,700	1,000	358,700	357,700	1,000	408,500	405,000	3,500				115
116	315,200	314,200	1,000	359,100	358,100	1,000	408,900	405,400	3,500				116
117	315,600	314,600	1,000	359,500	358,500	1,000	409,300	405,800	3,500				117
118	316,000	315,000	1,000	359,900	358,900	1,000	409,800	406,300	3,500				118
119	316,300	315,300	1,000	360,300	359,300	1,000	410,200	406,700	3,500				119
120	316,600	315,600	1,000	360,700	359,700	1,000	410,600	407,100	3,500				120
121	316,900	315,900	1,000	361,100	360,100	1,000	411,000	407,500	3,500				121
122	317,300	316,300	1,000	361,400	360,400	1,000	411,500	408,000	3,500				122
123	317,600	316,600	1,000	361,800	360,800	1,000	411,900	408,400	3,500				123
124	317,900	316,900	1,000	362,200	361,200	1,000	412,300	408,800	3,500				124
125	318,200	317,200	1,000	362,600	361,600	1,000	412,700	409,200	3,500				125
126	318,600	317,600	1,000	362,900	361,900	1,000	413,200	409,700	3,500				126
127	318,900	317,900	1,000	363,300	362,300	1,000	413,600	410,100	3,500				127
128	319,200	318,200	1,000	363,700	362,700	1,000	414,000	410,500	3,500				128
129	319,500	318,500	1,000	364,100	363,100	1,000	414,400	410,900	3,500				129
130	319,900	318,900	1,000				414,900	411,400	3,500				130
131	320,200	319,200	1,000				415,300	411,800	3,500				131
132	320,500	319,500	1,000				415,700	412,200	3,500				132
133	320,800	319,800	1,000				416,100	412,600	3,500				133
134	321,200	320,200	1,000				416,500	413,000	3,500				134
135	321,500	320,500	1,000				416,900	413,400	3,500				135
136	321,800	320,800	1,000				417,300	413,800	3,500				136
137	322,100	321,100	1,000				417,700	414,200	3,500				137
138	322,400	321,400	1,000				418,100	414,600	3,500				138
139	322,800	321,800	1,000				418,500	415,000	3,500				139
140	323,100	322,100	1,000				418,900	415,400	3,500				140

141	323,400	322,400	1,000	233,700	230,900	2,800	419,300	415,800	3,500						141
142	323,700	322,700	1,000												142
143	324,000	323,000	1,000												143
144	324,300	323,300	1,000												144
145	324,600	323,600	1,000												145
146	324,900	323,900	1,000												146
147	325,200	324,200	1,000												147
148	325,500	324,500	1,000												148
149	325,800	324,800	1,000												149
定年補再用臨時 勤務職員	201,200	198,800	2,400	233,700	230,900	2,800	274,800	271,500	3,200	318,400	313,700	4,700	436,800	430,000	6,800

行政職給料表(2) 給料月額表 (令和6年4月1日適用) 新旧対照表

(単位:円)

号給	1 級			2 級			3 級			4 級			号給
	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	改正	現行	改定額	
1	175,700	147,800	27,900	245,000	231,400	13,600	276,300	268,900	7,400	307,200	300,300	6,900	1
2	176,200	148,300	27,900	246,500	233,300	13,200	277,900	270,700	7,200	309,300	302,400	6,900	2
3	176,700	148,800	27,900	248,000	235,000	13,000	279,600	272,400	7,200	311,400	304,500	6,900	3
4	177,200	149,300	27,900	249,500	236,800	12,700	281,300	274,200	7,100	313,400	306,600	6,800	4
5	177,700	149,800	27,900	250,900	238,500	12,400	283,000	276,000	7,000	315,500	308,700	6,800	5
6	178,200	150,300	27,900	252,200	240,100	12,100	284,700	277,800	6,900	317,600	310,800	6,800	6
7	178,700	150,800	27,900	253,400	241,600	11,800	286,400	279,600	6,800	319,700	312,900	6,800	7
8	179,300	151,400	27,900	254,600	243,100	11,500	288,100	281,400	6,700	321,800	315,000	6,800	8
9	179,900	152,000	27,900	255,800	244,500	11,300	289,800	283,200	6,600	323,800	317,000	6,800	9
10	180,400	152,500	27,900	257,000	246,000	11,000	291,500	285,000	6,500	325,800	319,000	6,800	10
11	181,100	153,200	27,900	258,300	247,500	10,800	293,300	286,800	6,500	327,700	321,000	6,700	11
12	181,700	153,800	27,900	259,600	249,000	10,600	295,000	288,600	6,400	329,700	323,000	6,700	12
13	182,300	154,400	27,900	260,900	250,500	10,400	296,700	290,400	6,300	331,600	324,900	6,700	13
14	183,000	155,100	27,900	262,200	252,000	10,200	298,400	292,100	6,300	333,600	326,900	6,700	14
15	183,800	155,900	27,900	263,500	253,500	10,000	300,100	293,800	6,300	335,500	328,800	6,700	15
16	184,600	156,700	27,900	264,900	255,000	9,900	301,700	295,500	6,200	337,400	330,700	6,700	16
17	185,400	157,500	27,900	266,200	256,400	9,800	303,300	297,200	6,100	339,300	332,600	6,700	17
18	186,500	158,500	28,000	267,500	257,900	9,600	304,900	298,900	6,000	341,200	334,500	6,700	18
19	187,600	159,600	28,000	268,900	259,400	9,500	306,500	300,500	6,000	343,100	336,400	6,700	19
20	188,800	160,700	28,100	270,300	260,900	9,400	308,200	302,200	6,000	345,000	338,400	6,600	20
21	190,100	161,800	28,300	271,600	262,400	9,200	309,800	303,900	5,900	346,800	340,200	6,600	21
22	191,400	162,900	28,500	273,000	263,900	9,100	311,400	305,500	5,900	348,700	342,100	6,600	22
23	192,600	164,000	28,600	274,400	265,400	9,000	313,000	307,100	5,900	350,500	343,900	6,600	23
24	193,900	165,100	28,800	275,800	266,900	8,900	314,600	308,700	5,900	352,300	345,700	6,600	24
25	195,200	166,200	29,000	277,200	268,400	8,800	316,100	310,300	5,800	354,000	347,500	6,500	25
26	196,600	167,500	29,100	278,600	269,900	8,700	317,600	311,800	5,800	355,700	349,200	6,500	26
27	198,000	168,900	29,100	280,000	271,400	8,600	319,000	313,300	5,700	357,300	350,800	6,500	27
28	199,500	170,300	29,200	281,400	272,900	8,500	320,400	314,700	5,700	358,900	352,400	6,500	28
29	201,000	171,700	29,300	282,800	274,400	8,400	321,800	316,100	5,700	360,400	354,000	6,400	29
30	202,500	173,200	29,300	284,200	276,000	8,200	323,200	317,600	5,600	361,600	355,200	6,400	30
31	204,000	174,700	29,300	285,600	277,500	8,100	324,600	319,000	5,600	362,800	356,400	6,400	31
32	205,500	176,200	29,300	286,900	278,900	8,000	326,000	320,400	5,600	364,000	357,600	6,400	32
33	207,100	177,800	29,300	288,200	280,400	7,800	327,400	321,800	5,600	365,200	358,800	6,400	33
34	208,600	179,300	29,300	289,500	281,900	7,600	328,800	323,200	5,600	366,300	359,900	6,400	34
35	210,200	180,900	29,300	290,800	283,200	7,600	330,100	324,600	5,500	367,300	360,900	6,400	35
36	211,800	182,500	29,300	292,100	284,600	7,500	331,400	325,900	5,500	368,400	362,000	6,400	36
37	213,400	184,100	29,300	293,300	285,900	7,400	332,600	327,200	5,400	369,400	363,000	6,400	37
38	214,900	185,600	29,300	294,500	287,300	7,200	333,800	328,400	5,400	370,300	364,000	6,300	38
39	216,500	187,200	29,300	295,700	288,700	7,000	334,900	329,600	5,300	371,200	364,900	6,300	39
40	218,100	188,800	29,300	296,900	289,900	7,000	336,000	330,700	5,300	372,100	365,800	6,300	40
41	219,600	190,300	29,300	298,100	291,200	6,900	337,100	331,800	5,300	372,900	366,700	6,200	41
42	220,400	191,700	28,700	299,200	292,400	6,800	338,100	332,800	5,300	373,700	367,500	6,200	42

43	221,200	193,100	28,100	300,300	293,600	6,700	339,000	333,700	5,300	374,500	368,300	6,200
44	222,000	194,500	27,500	301,300	294,700	6,600	339,900	334,600	5,300	375,200	369,100	6,100
45	222,700	195,800	26,900	302,300	295,800	6,500	340,800	335,500	5,300	375,800	369,800	6,000
46	223,200	196,900	26,300	303,200	296,800	6,400	341,600	336,400	5,200	376,400	370,400	6,000
47	223,700	198,000	25,700	304,100	297,800	6,300	342,400	337,200	5,200	377,000	371,000	6,000
48	224,200	199,100	25,100	305,000	298,800	6,200	343,200	338,000	5,200	377,500	371,600	5,900
49	224,600	200,100	24,500	305,900	299,800	6,100	344,000	338,800	5,200	377,900	372,100	5,800
50	225,100	201,100	24,000	306,800	300,800	6,000	344,700	339,600	5,100	378,400	372,600	5,800
51	225,600	202,100	23,500	307,600	301,700	5,900	345,400	340,300	5,100	378,800	373,000	5,800
52	226,200	203,000	23,200	308,400	302,600	5,800	346,100	341,000	5,100	379,200	373,400	5,800
53	226,800	204,000	22,800	309,200	303,500	5,700	346,800	341,700	5,100	379,600	373,800	5,800
54	227,500	205,100	22,400	310,000	304,400	5,600	347,500	342,400	5,100	380,000	374,200	5,800
55	228,200	206,200	22,000	310,800	305,300	5,500	348,100	343,000	5,100	380,400	374,600	5,800
56	229,000	207,400	21,600	311,500	306,100	5,400	348,700	343,600	5,100	380,800	375,000	5,800
57	229,900	208,700	21,200	312,200	306,900	5,300	349,200	344,200	5,000	381,100	375,300	5,800
58	230,700	209,900	20,800	312,900	307,700	5,200	349,700	344,700	5,000	381,400	375,700	5,700
59	231,500	211,200	20,300	313,600	308,500	5,100	350,200	345,200	5,000	381,800	376,100	5,700
60	232,400	212,500	19,900	314,300	309,300	5,000	350,600	345,700	4,900	382,100	376,400	5,700
61	233,400	213,800	19,600	315,000	310,100	4,900	351,000	346,100	4,900	382,400	376,700	5,700
62	234,300	215,100	19,200	315,600	310,700	4,900	351,400	346,500	4,900	382,700	377,100	5,600
63	235,200	216,400	18,800	316,200	311,300	4,900	351,800	346,900	4,900	383,100	377,500	5,600
64	236,000	217,700	18,300	316,800	311,900	4,900	352,200	347,300	4,900	383,400	377,800	5,600
65	236,900	218,900	18,000	317,400	312,500	4,900	352,600	347,700	4,900	383,700	378,100	5,600
66	237,700	220,200	17,500	318,000	313,100	4,900	353,000	348,100	4,900	384,100	378,500	5,600
67	238,600	221,500	17,100	318,500	313,700	4,800	353,400	348,500	4,900	384,400	378,900	5,500
68	239,500	222,800	16,700	319,000	314,300	4,700	353,800	348,900	4,900	384,700	379,200	5,500
69	240,400	224,000	16,400	319,500	314,800	4,700	354,100	349,200	4,900	385,000	379,500	5,500
70	241,300	225,300	16,000	320,000	315,400	4,600	354,400	349,600	4,800	385,300	379,800	5,500
71	242,200	226,600	15,600	320,500	315,900	4,600	354,700	350,000	4,700	385,600	380,100	5,500
72	243,100	227,900	15,200	321,000	316,400	4,600	355,000	350,300	4,700	385,900	380,400	5,500
73	244,000	229,200	14,800	321,500	316,900	4,600	355,300	350,600	4,700	386,200	380,700	5,500
74	244,900	230,500	14,400	322,000	317,400	4,600	355,600	351,000	4,600	386,500	381,000	5,500
75	245,800	231,800	14,000	322,500	317,900	4,600	355,900	351,300	4,600	386,800	381,300	5,500
76	246,700	233,100	13,600	322,900	318,400	4,500	356,200	351,600	4,600	387,100	381,600	5,500
77	247,500	234,400	13,100	323,300	318,800	4,500	356,500	351,900	4,600	387,400	381,900	5,500
78	248,300	235,600	12,700	323,700	319,300	4,400	356,800	352,300	4,500	387,700	382,200	5,500
79	249,200	236,900	12,300	324,100	319,700	4,400	357,100	352,600	4,500	388,000	382,500	5,500
80	250,100	238,200	11,900	324,500	320,100	4,300	357,400	352,900	4,500	388,300	382,800	5,500
81	250,900	239,400	11,500	324,700	320,500	4,200	357,700	353,200	4,500	388,600	383,100	5,500
82	251,800	240,700	11,100	325,100	320,900	4,200	358,000	353,500	4,500	388,900	383,400	5,500
83	252,700	242,000	10,700	325,500	321,300	4,200	358,300	353,800	4,500	389,200	383,700	5,500
84	253,500	243,200	10,300	325,800	321,600	4,200	358,600	354,100	4,500	389,500	384,000	5,500
85	254,400	244,500	9,900	326,100	321,900	4,200	358,900	354,400	4,500	389,700	384,200	5,500
86	255,300	245,800	9,500	326,400	322,300	4,100	359,200	354,700	4,500	390,000	384,500	5,500
87	256,200	247,100	9,100	326,700	322,700	4,000	359,500	355,000	4,500	390,300	384,800	5,500
88	257,000	248,400	8,600	327,000	323,000	4,000	359,800	355,300	4,500	390,600	385,100	5,500
89	257,800	249,600	8,200	327,300	323,300	4,000	360,100	355,600	4,500	390,900	385,400	5,500
90	258,700	250,900	7,800	327,600	323,700	3,900	360,400	355,900	4,500	391,200	385,700	5,500
91	259,600	252,200	7,400	327,900	324,000	3,900	360,700	356,200	4,500	391,500	386,000	5,500

92	260,500	253,500	7,000	328,200	324,300	3,900	361,000	356,500	4,500	391,800	386,300	5,500	92
93	261,500	254,800	6,700	328,500	324,600	3,900	361,300	356,800	4,500	392,100	386,600	5,500	93
94	262,500	256,100	6,400	328,800	325,000	3,800	361,600	357,100	4,500	392,400	386,900	5,500	94
95	263,400	257,300	6,100	329,100	325,300	3,800	361,900	357,400	4,500	392,700	387,200	5,500	95
96	264,300	258,500	5,800	329,300	325,600	3,700	362,200	357,700	4,500	393,000	387,500	5,500	96
97	265,100	259,600	5,500	329,600	325,900	3,700	362,500	358,000	4,500	393,300	387,800	5,500	97
98	265,900	260,800	5,100	329,900	326,300	3,600	362,800	358,300	4,500	393,600	388,100	5,500	98
99	266,800	262,000	4,800	330,200	326,600	3,600	363,100	358,600	4,500	393,900	388,400	5,500	99
100	267,600	263,100	4,500	330,500	326,900	3,600	363,400	358,900	4,500	394,200	388,700	5,500	100
101	268,400	264,100	4,300	330,700	327,100	3,600	363,700	359,200	4,500	394,500	389,000	5,500	101
102	269,300	265,200	4,100	331,000	327,400	3,600	364,000	359,500	4,500	394,800	389,300	5,500	102
103	270,300	266,300	4,000	331,300	327,700	3,600	364,300	359,800	4,500	395,100	389,600	5,500	103
104	271,300	267,400	3,900	331,600	328,000	3,600	364,600	360,100	4,500	395,400	389,900	5,500	104
105	272,200	268,400	3,800	331,900	328,300	3,600	364,800	360,300	4,500	395,700	390,200	5,500	105
106	273,100	269,400	3,700	332,200	328,700	3,500	365,100	360,600	4,500	396,000	390,500	5,500	106
107	274,000	270,400	3,600	332,500	329,000	3,500	365,400	360,900	4,500	396,300	390,800	5,500	107
108	274,900	271,400	3,500	332,700	329,200	3,500	365,700	361,200	4,500	396,600	391,100	5,500	108
109	275,800	272,400	3,400	333,000	329,500	3,500	366,000	361,500	4,500	396,900	391,400	5,500	109
110	276,800	273,400	3,400	333,300	329,800	3,500	366,300	361,800	4,500	397,200	391,700	5,500	110
111	277,700	274,400	3,300	333,600	330,100	3,500	366,600	362,100	4,500	397,500	392,000	5,500	111
112	278,400	275,100	3,300	333,900	330,400	3,500	366,900	362,400	4,500	397,800	392,300	5,500	112
113	279,200	276,000	3,200	334,200	330,700	3,500	367,200	362,700	4,500	398,100	392,600	5,500	113
114	280,000	276,800	3,200	334,500	331,000	3,500	367,500	363,000	4,500	398,400	392,900	5,500	114
115	280,700	277,600	3,100	334,800	331,300	3,500	367,800	363,300	4,500	398,700	393,200	5,500	115
116	281,500	278,400	3,100	335,100	331,600	3,500	368,100	363,600	4,500	399,000	393,500	5,500	116
117	282,200	279,100	3,100	335,400	331,900	3,500	368,400	363,900	4,500	399,300	393,800	5,500	117
118	282,800	279,700	3,100	335,700	332,200	3,500	368,700	364,200	4,500	399,600	394,100	5,500	118
119	283,300	280,300	3,000	336,000	332,500	3,500	369,000	364,500	4,500	399,900	394,400	5,500	119
120	283,800	280,800	3,000	336,300	332,800	3,500	369,300	364,800	4,500	400,200	394,700	5,500	120
121	284,200	281,300	2,900	336,600	333,100	3,500	369,600	365,100	4,500	400,500	395,000	5,500	121
122	284,600	281,800	2,800	336,900	333,400	3,500	369,900	365,400	4,500	400,800	395,300	5,500	122
123	285,000	282,200	2,800	337,200	333,700	3,500	370,200	365,700	4,500	401,100	395,600	5,500	123
124	285,400	282,600	2,800	337,500	334,000	3,500	370,500	366,000	4,500	401,400	395,900	5,500	124
125	285,700	283,000	2,700	337,800	334,300	3,500	370,800	366,300	4,500	401,700	396,200	5,500	125
126	286,100	283,400	2,700	338,100	334,600	3,500	371,100	366,600	4,500	402,000	396,500	5,500	126
127	286,400	283,800	2,600	338,400	334,900	3,500	371,400	366,900	4,500	402,300	396,800	5,500	127
128	286,800	284,200	2,600	338,700	335,200	3,500	371,700	367,200	4,500	402,600	397,100	5,500	128
129	287,100	284,500	2,600	339,000	335,500	3,500	372,000	367,500	4,500	402,900	397,400	5,500	129
130	287,500	284,900	2,600	339,300	335,800	3,500	372,300	367,800	4,500	403,200	397,700	5,500	130
131	287,900	285,300	2,600	339,600	336,100	3,500	372,600	368,100	4,500	403,500	398,000	5,500	131
132	288,200	285,700	2,500	339,900	336,400	3,500	372,900	368,400	4,500	403,800	398,300	5,500	132
133	288,500	286,000	2,500	340,200	336,700	3,500	373,200	368,700	4,500	404,100	398,600	5,500	133
134	288,800	286,300	2,500	340,500	337,000	3,500	373,500	369,000	4,500	404,400	398,900	5,500	134
135	289,100	286,600	2,500	340,800	337,300	3,500	373,800	369,300	4,500	404,700	399,200	5,500	135
136	289,400	286,900	2,500	341,100	337,600	3,500	374,100	369,600	4,500	405,000	399,500	5,500	136
137	289,700	287,200	2,500	341,400	337,900	3,500	374,400	369,900	4,500	405,300	399,800	5,500	137
138	290,000	287,500	2,500	341,700	338,200	3,500	374,700	370,200	4,500	405,600	400,100	5,500	138
139	290,300	287,800	2,500	342,000	338,500	3,500	375,000	370,500	4,500	405,900	400,400	5,500	139
140	290,600	288,100	2,500	342,300	338,800	3,500	375,300	370,800	4,500	406,200	400,700	5,500	140

141	290,900	288,400	2,500	342,600	339,100	3,500	375,600	371,100	4,500	406,500	401,000	5,500	141
142	291,200	288,700	2,500	342,900	339,400	3,500	375,900	371,400	4,500	406,800	401,300	5,500	142
143	291,500	289,000	2,500	343,200	339,700	3,500	376,200	371,700	4,500	407,100	401,600	5,500	143
144	291,800	289,300	2,500	343,500	340,000	3,500	376,500	372,000	4,500	407,400	401,900	5,500	144
145	292,100	289,600	2,500	343,800	340,300	3,500	376,800	372,300	4,500	407,700	402,200	5,500	145
146	292,300	289,800	2,500	344,100	340,600	3,500	377,100	372,600	4,500	408,000	402,500	5,500	146
147	292,600	290,100	2,500	344,400	340,900	3,500	377,400	372,900	4,500	408,300	402,800	5,500	147
148	292,900	290,400	2,500	344,700	341,200	3,500	377,700	373,200	4,500	408,600	403,100	5,500	148
149	293,200	290,700	2,500	345,000	341,500	3,500	378,000	373,500	4,500	408,900	403,400	5,500	149
150	293,500	291,000	2,500	345,300	341,800	3,500	378,300	373,800	4,500				150
151	293,800	291,300	2,500	345,600	342,100	3,500	378,600	374,100	4,500				151
152	294,100	291,600	2,500	345,900	342,400	3,500	378,900	374,400	4,500				152
153	294,400	291,900	2,500	346,200	342,700	3,500	379,200	374,700	4,500				153
154	294,700	292,200	2,500	346,500	343,000	3,500	379,500	375,000	4,500				154
155	295,000	292,500	2,500	346,800	343,300	3,500	379,800	375,300	4,500				155
156	295,300	292,800	2,500	347,100	343,600	3,500	380,100	375,600	4,500				156
157	295,600	293,100	2,500	347,400	343,900	3,500	380,400	375,900	4,500				157
158	295,900	293,400	2,500	347,700	344,200	3,500	380,700	376,200	4,500				158
159	296,200	293,700	2,500	348,000	344,500	3,500	381,000	376,500	4,500				159
160	296,500	294,000	2,500	348,300	344,800	3,500	381,300	376,800	4,500				160
161	296,800	294,300	2,500	348,600	345,100	3,500	381,600	377,100	4,500				161
162	297,100	294,600	2,500	348,900	345,400	3,500	381,900	377,400	4,500				162
163	297,400	294,900	2,500	349,200	345,700	3,500	382,200	377,700	4,500				163
164	297,700	295,200	2,500	349,500	346,000	3,500	382,500	378,000	4,500				164
165	298,000	295,500	2,500	349,800	346,300	3,500	382,800	378,300	4,500				165
166	298,300	295,800	2,500	350,100	346,600	3,500	383,100	378,600	4,500				166
167	298,600	296,100	2,500	350,400	346,900	3,500	383,400	378,900	4,500				167
168	298,900	296,400	2,500	350,700	347,200	3,500	383,700	379,200	4,500				168
169	299,200	296,700	2,500	351,000	347,500	3,500	384,000	379,500	4,500				169
170	299,500	297,000	2,500	351,300	347,800	3,500	384,300	379,800	4,500				170
171	299,800	297,300	2,500	351,600	348,100	3,500	384,600	380,100	4,500				171
172	300,100	297,600	2,500	351,900	348,400	3,500	384,900	380,400	4,500				172
173	300,400	297,900	2,500	352,200	348,700	3,500	385,200	380,700	4,500				173
174	300,700	298,200	2,500	352,500	349,000	3,500	385,500	381,000	4,500				174
175	301,000	298,500	2,500	352,800	349,300	3,500	385,800	381,300	4,500				175
176	301,300	298,800	2,500	353,100	349,600	3,500	386,100	381,600	4,500				176
177	301,600	299,100	2,500	353,400	349,900	3,500	386,400	381,900	4,500				177
178	301,900	299,400	2,500	353,700	350,200	3,500	386,700	382,200	4,500				178
179	302,200	299,700	2,500	354,000	350,500	3,500	387,000	382,500	4,500				179
180	302,500	300,000	2,500	354,300	350,800	3,500	387,300	382,800	4,500				180
181	302,800	300,300	2,500	354,600	351,100	3,500	387,600	383,100	4,500				181
182	303,100	300,600	2,500	354,900	351,400	3,500	387,900	383,400	4,500				182
183	303,400	300,900	2,500	355,200	351,700	3,500	388,200	383,700	4,500				183
184	303,700	301,200	2,500	355,500	352,000	3,500	388,500	384,000	4,500				184
185	304,000	301,500	2,500	355,800	352,300	3,500	388,800	384,300	4,500				185
186	304,300	301,800	2,500	356,100	352,600	3,500	389,100	384,600	4,500				186
187	304,600	302,100	2,500	356,400	352,900	3,500	389,400	384,900	4,500				187
188	304,900	302,400	2,500	356,700	353,200	3,500	389,700	385,200	4,500				188
189	305,200	302,700	2,500	357,000	353,500	3,500	390,000	385,500	4,500				189

190	305,500	303,000	2,500	357,300	353,800	3,500	390,300	385,800	4,500	190
191	305,800	303,300	2,500	357,600	354,100	3,500	390,600	386,100	4,500	191
192	306,100	303,600	2,500	357,900	354,400	3,500	390,900	386,400	4,500	192
193	306,400	303,900	2,500	358,200	354,700	3,500	391,200	386,700	4,500	193
194	306,700	304,200	2,500	358,500	355,000	3,500				194
195	307,000	304,500	2,500	358,800	355,300	3,500				195
196	307,300	304,800	2,500	359,100	355,600	3,500				196
197	307,600	305,100	2,500	359,400	355,900	3,500				197
198	307,900	305,400	2,500	359,700	356,200	3,500				198
199	308,200	305,700	2,500	360,000	356,500	3,500				199
200	308,500	306,000	2,500	360,300	356,800	3,500				200
201	308,800	306,300	2,500	360,600	357,100	3,500				201
202	309,100	306,600	2,500	360,900	357,400	3,500				202
203	309,400	306,900	2,500	361,200	357,700	3,500				203
204	309,700	307,200	2,500	361,500	358,000	3,500				204
205	310,000	307,500	2,500	361,800	358,300	3,500				205
206	310,300	307,800	2,500	362,100	358,600	3,500				206
207	310,600	308,100	2,500	362,400	358,900	3,500				207
208	310,900	308,400	2,500	362,700	359,200	3,500				208
209	311,200	308,700	2,500	363,000	359,500	3,500				209
210	311,500	309,000	2,500	363,300	359,800	3,500				210
211	311,800	309,300	2,500	363,600	360,100	3,500				211
212	312,100	309,600	2,500	363,900	360,400	3,500				212
213	312,400	309,900	2,500	364,200	360,700	3,500				213
214	312,700	310,200	2,500	364,500	361,000	3,500				214
215	313,000	310,500	2,500	364,800	361,300	3,500				215
216	313,300	310,800	2,500	365,100	361,600	3,500				216
217	313,600	311,100	2,500	365,400	361,900	3,500				217
218	313,900	311,400	2,500	365,700	362,200	3,500				218
219	314,200	311,700	2,500	366,000	362,500	3,500				219
220	314,500	312,000	2,500	366,300	362,800	3,500				220
221	314,800	312,300	2,500	366,600	363,100	3,500				221
222	315,100	312,600	2,500	366,900	363,400	3,500				222
223	315,400	312,900	2,500	367,200	363,700	3,500				223
224	315,700	313,200	2,500	367,500	364,000	3,500				224
225	316,000	313,500	2,500	367,800	364,300	3,500				225
226	316,300	313,800	2,500							226
227	316,600	314,100	2,500							227
228	316,900	314,400	2,500							228
229	317,200	314,700	2,500							229
230	317,500	315,000	2,500							230
231	317,800	315,300	2,500							231
232	318,100	315,600	2,500							232
233	318,400	315,900	2,500							233
234	318,700	316,200	2,500							234
235	319,000	316,500	2,500							235
236	319,300	316,800	2,500							236
237	319,600	317,100	2,500							237
238	319,900	317,400	2,500							238

239	320,200	317,700	2,500	226,000	222,900	3,100	246,500	243,100	3,400	278,400	274,600	3,800	239
240	320,500	318,000	2,500										240
241	320,800	318,300	2,500										241
242	321,100	318,600	2,500										242
243	321,400	318,900	2,500										243
244	321,700	319,200	2,500										244
245	322,000	319,500	2,500										245
246	322,300	319,800	2,500										246
247	322,600	320,100	2,500										247
248	322,900	320,400	2,500										248
249	323,200	320,700	2,500										249
250	323,500	321,000	2,500										250
251	323,800	321,300	2,500										251
252	324,100	321,600	2,500										252
253	324,400	321,900	2,500										253
254	324,700	322,200	2,500										254
255	325,000	322,500	2,500										255
256	325,300	322,800	2,500										256
257	325,600	323,100	2,500										257
258	325,900	323,400	2,500										258
259	326,200	323,700	2,500										259
260	326,500	324,000	2,500										260
261	326,800	324,300	2,500										261
	211,500	208,600	2,900	226,000	222,900	3,100	246,500	243,100	3,400	278,400	274,600	3,800	
在年前再任用短時間 勤務職員													

議案第 1 4 号資料 3

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な改正概要

1 初任給（令和 6 年度から実施）

初任給を引き上げ、上級職を 225,500 円に、中級職を 199,700 円に、初級職を 188,000 円に改定する。

2 給料表（令和 6 年度から実施）

人材確保等の観点から初任層に重点を置きつつ、全級全号給の給料について引上げ改定する。

3 期末・勤勉手当（令和 6 年 1 2 月期から実施）

年間支給月数を 0.2 月（再任用職員については、0.1 月）引き上げ、4.8 5 月（再任用職員については、2.5 5 月）に改定する。引上げについては、期末・勤勉手当で実施する。

4 地域手当（令和 7 年度から実施）

地域手当の支給割合を 1% 引上げ、16% に改定する。

5 扶養手当（令和 7 年度から実施）

次のとおり、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を 13,000 円に引上げ改定する。

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	係長職以下	6,000 円	3,000 円	0 円
	課長職	3,000 円	0 円	0 円
子		9,000 円	11,500 円	13,000 円
	特定期間	13,000 円	15,500 円	17,000 円

6 通勤手当（令和 7 年度から実施）

通勤手当の支給限度額を 1 か月当たり 55,000 円から 150,000 円に引上げ改定する。

7 影響額

(単位:千円)

年度	給料	期末・勤勉手当	地域手当	扶養手当	計
令和6年度	64,751	81,174	9,713	0	155,638
令和7年度	64,751	93,504	37,002	7,008	202,265

※ 影響額は、令和6年4月1日現在の人数に基づき算出

議案第14号資料4

令和6年 国及び東京都の勧告状況並びに小金井市の給与改定状況

区分	国	東京都	小金井市
改定率(引上げ額)	2.76% (11,183円)	全級全号給の給料を改定 (1,000円～29,300円)	全級全号給の給料を改定 (1,000円～29,300円)
初任給	230,000円(29,300円) 220,000円(23,800円) 188,000円(21,400円)	225,500円(29,300円) 199,700円(29,300円) 188,000円(27,900円)	225,500円(29,300円) 199,700円(29,300円) 188,000円(27,900円)
期末・勤勉手当の引上げ支給月数	0.10月 (4.60月)	0.20月 (4.85月)	0.20月 (4.85月)
地域手当の支給率	0%～20%	20%	16%
実施時期	令和6年4月に遡及して実施 令和6年12月支給の期末・勤勉手当から実施	令和6年4月に遡及して実施 令和6年12月支給の期末・勤勉手当から実施	令和6年4月に遡及して実施 令和6年12月支給の期末・勤勉手当に遡及して実施

※ 期末・勤勉手当の引上げ支給月数()は、期末・勤勉手当の年間支給月数

多摩26市における給与改定の状況

令和6年12月23日現在

自治体名	給与改定	給料表	改定後 期末・勤勉手当 年間支給月数	期末・勤勉手当 引上月数
小金井市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
八王子市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
立川市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
武蔵野市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
三鷹市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
青梅市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
府中市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
昭島市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
調布市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
町田市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
小平市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
日野市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
東村山市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
国分寺市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
国立市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
福生市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
狛江市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
東大和市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
清瀬市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
東久留米市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
武蔵村山市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
多摩市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
稲城市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
羽村市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
あきる野市	有り	都準拠	4.85月	0.20月
西東京市	有り	都準拠	4.85月	0.20月

※ 改定予定の自治体を含む。

多摩26市における地域手当改定の状況

令和6年12月23日現在

自治体名	改定前		改定後		
	国基準	支給割合	国基準	経過措置 (令和7年度 国基準)※2	令和7年度 支給割合
小金井市	15%	15%	16%	15%	16%
八王子市	15%	15%	16%	15%	16%
立川市	12%	12%	16%	14%	14%
武蔵野市※1	16%	16%	16%	16%	18%
三鷹市※1	10%	15%	16%	14%	16%
青梅市	15%	15%	16%	15%	16%
府中市※1	15%	15%	16%	15%	16%
昭島市	15%	15%	16%	15%	16%
調布市※1	16%	16%	16%	16%	16%
町田市	16%	16%	16%	16%	16%
小平市※1	16%	16%	16%	16%	16%
日野市	16%	16%	16%	16%	16%
東村山市	15%	15%	16%	15%	15%
国分寺市※1	16%	16%	16%	16%	16%
国立市	15%	15%	16%	15%	16%
福生市	15%	15%	16%	15%	15%
狛江市	16%	16%	16%	16%	16%
東大和市	12%	12%	16%	14%	12%
清瀬市	16%	16%	16%	16%	16%
東久留米市	6%	10%	16%	10%	未定
武蔵村山市	3%	10%	16%	7%	13%
多摩市	16%	16%	16%	16%	16%
稲城市	15%	15%	16%	15%	15%
羽村市	6%	8.8%	16%	10%	10%
あきる野市	10%	10%	16%	14%	14%
西東京市※1	15%	15%	16%	15%	未定

※1 近隣市

※2 人事院勧告において、地域手当の見直しは段階的に行うこととされている。

※3 改定予定の自治体を含む。

議案第15号

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による雇用保険法の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第4条（見出しを含む。）中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（小金井市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員のうち退職したものをいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 } 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>10 } 省略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) } 省略</p> <p>(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用について</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 } 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>10 } 省略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(2) } 省略</p> <p>(3) } 省略</p> <p>(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用について</p>	<p>雇用保険法の改正に伴う規定の整備</p>

ては、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

15 } 省略
{
17 }

付 則

(令和9年3月31日以前に退職した職員の特例)
第4条 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは
「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者

ては、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

- (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
- (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15 } 省略
{
17 }

付 則

同上

(令和7年3月31日以前に退職した職員の特例)
第4条 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは
「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者

として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（小金井市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員のうち退職したものをいう。以下同じ。）であつて施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

議案第16号

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を別紙のように廃止する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る法律上の位置付けが5類感染症へ移行し、感染防止対策が個人の自主的な取組を基本とされたことに伴い、基金の設置目的は達成したものと判断し、本条例を廃止するため、本案を提出するものであります。

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年条例第21号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年3月31日から施行する。

（基金に属する現金の取扱い）

2 この条例の施行の際、この条例による廃止前の小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の規定により設置された基金に属する現金は、小金井市一般会計に帰属するものとする。

議案第16号資料

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金について

1 基金創設の経緯

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、同感染症によって深刻な影響を受けている市民及び市内の事業者を支援することを目的とし、新型コロナウイルス感染症対策のための事業に必要な資金を確保するため、令和2年第2回市議会定例会において議員提案の条例が可決され、小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置した。

2 基金の主な活用事業

年度	主な事業	繰入額
令和2年度	保健センター発熱外来整備工事	10,000千円
	発熱診療医療機関助成金	21,000千円
	総合体育館指定管理委託損失補償金	13,400千円
令和3年度	市民交流センター指定管理委託損失補償金	17,100千円
	住居確保給付金	7,600千円
	民間保育所等の感染症対策事業補助金	13,000千円
令和4年度	民間保育所等の感染症対策事業補助金	13,800千円
	インフルエンザ個別接種委託料	17,200千円
	教育振興備品(小・中学校)	31,700千円
令和5年度	PCR検査受検者搬送委託料	2,000千円
	小児インフルエンザ個別接種委託料	10,400千円
	小規模事業者持続化サポート補助金	2,900千円
令和6年度	新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料	55,700千円

※ 令和2年度から令和5年度までは決算額、令和6年度は予算額

3 基金の推移

年度	前年度末 現在高	積立額	取崩額	決算年度末 現在高
令和2年度	—	221,086,512円	82,500,000円	138,586,512円
令和3年度	138,586,512円	281,173,515円	51,084,000円	368,676,027円
令和4年度	368,676,027円	131,162,077円	139,019,000円	360,819,104円
令和5年度	360,819,104円	200,159,618円	15,700,000円	545,278,722円

4 令和6年度末現在高見込み

令和5年度末 現在高	積立予定額	取崩予定額	令和6年度末 現在高
545,279千円	372千円	55,964千円	489,687千円

※ 令和6年度末現在高は、一般会計へ繰り入れる前の現在高見込額

5 条例廃止後の基金残高の取扱い

令和7年3月31日に本条例を廃止し、基金残高は一般会計に繰り入れる。

議案第17号

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第29条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(小金井市都市計画税条例の一部改正)

第2条 小金井市都市計画税条例(平成20年条例第27号)の一部を次のように改正する。

付則第1条の4第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(市民税の申告) 第29条 省略 2 } 省略 7 }</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を申告することができる。</p> <p>付 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(市民税の申告) 第29条 省略 2 } 省略 7 }</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を申告することができる。</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

小金井市都市計画法条例（第2条関係）

備考	現行条例	改正条例
	<p>付 則</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画法の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第1条の4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) } 省略 ? } (6)</p>	<p>付 則</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画法の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第1条の4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) } 省略 ? } (6)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>

法改正に伴う規定の整備

議案第18号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.04」を「100分の6.54」に改める。

第5条中「2万6,000円」を「3万円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「1万8,200円」を「2万1,000円」に改め、同項第2号ア中「1万3,000円」を「1万5,000円」に改め、同項第3号ア中「5,200円」を「6,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,900円」を「4,500円」に改め、同号イ中「6,500円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「1万400円」を「1万2,000円」に改め、同号エ中「1万3,000円」を「1万5,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第18号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額の改定を行うものである（以下「条例」とはこの改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

2 改正内容

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の改定

ア 所得割額のおん分率の改定

100分の6.04を100分の6.54に改める（条例第3条第1項）。

イ 被保険者均等割額の改定

2万6,000円を3万円に改める（条例第5条）。

(2) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額の減額金額の改定

ア 7割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

1万8,200円を2万1,000円に改める（条例第22条第1項第1号ア）。

イ 5割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

1万3,000円を1万5,000円に改める（条例第22条第1項第2号ア）。

ウ 2割減額対象世帯に係る被保険者均等割額の減額金額

5,200円を6,000円に改める（条例第22条第1項第3号ア）。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の未就学児の被保険者均等割額の減額金額の改定

ア 7割減額対象世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

3,900円を4,500円に改める（条例第22条第2項第1号ア）。

イ 5割減額対象世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

6,500円を7,500円に改める（条例第22条第2項第1号イ）。

ウ 2割減額対象世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

1万400円を1万2,000円に改める(条例第22条第2項第1号ウ)。

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯に係る未就学児の被保険者均等割額の減額金額

1万3,000円を1万5,000円に改める(条例第22条第2項第1号エ)。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する(付則第1項)。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による(付則第2項)。

議案第18号資料2

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に$\frac{1.00}{6.54}$を乗じて算定する。</p> <p>2 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に$\frac{1.00}{6.04}$を乗じて算定する。</p> <p>2 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万6,000円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該</p>	<p>基礎課税額の所得割額のあん分率の改定</p> <p>基礎課税額の均等割額の改定</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に$\frac{1.00}{6.54}$を乗じて算定する。</p> <p>2 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に$\frac{1.00}{6.04}$を乗じて算定する。</p> <p>2 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万6,000円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該</p>	<p>基礎課税額の所得割額のあん分率の改定</p> <p>基礎課税額の均等割額の改定</p>

減額して得た額が万65円を超える場合には、65万円、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの）をいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者）に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者）であっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者）であっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者）に限る。）を

減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの）をいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者）に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者）であっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者）であっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者）に限る。）を

いい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2万1,000円

イ 省略
ウ 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯

いい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1万8,200円

イ 省略
ウ 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯

基礎課税額
の均等割額
の改定に伴
う7割減額
対象世帯に
係る減額金
額の改定

主を除く。) 1人について15,000円

主を除く。) 1人について13,000円

イ 省略
ウ 省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,000円

イ 省略
ウ 省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,200円

基礎課税額
の均等割額
の改定に伴
う5割減額
対象世帯に
係る減額金
額の改定

基礎課税額
の均等割額
の改定に伴
う2割減額
対象世帯に
係る減額金
額の改定

イ 省略
ウ 省略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,
500円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,
500円

イ 省略
ウ 省略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,
900円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,
500円

基礎課税額
の均等割額
の改定に伴
う7割減額
対象世帯に
おける未就
学児の均等
割額の減額
金額に係る
改定
基礎課税額
の均等割額
の改定に伴

う 5 割減額 対象世帯に おける未就 学児の均等 割額の減額 金額に係る 改定	ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万</u> <u>2,000円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万5,0</u> <u>00円</u>	ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万</u> <u>400円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万3,0</u> <u>00円</u>
基礎課税額 の均等割額 の改定に伴 う 2 割減額 対象世帯に おける未就 学児の均等 割額の減額 金額に係る 改定		

<p>(2) 省略 3 省略</p>	<p>(2) 省略 3 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>
------------------------	--

議案第19号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のよ
うに制定する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある
ことから本案を提出するものであります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市功労者褒賞条例の一部改正)

第1条 小金井市功労者褒賞条例（昭和30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「または」を「又は」に、「足る者」を「足るもの」に、「経た者」を「経たもの」に改め、同条第3号中「足る者」を「足るもの」に、「認める者」を「認めるもの」に改める。

第6条第2号中「および」を「及び」に改める。

第8条中「および」を「及び」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第2条 小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に、「3万円」を「50万円」に改める。

(小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に、「3万円」を「50万円」に改める。

(小金井市行政不服審査法の施行に関する条例の一部改正)

第4条 小金井市行政不服審査法の施行に関する条例（平成28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第3号及び第4号並びに第17条の4第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(小金井市職員退職手当支給条例の一部改正)

第6条 小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号及び第5項第2号、第16条の見出し及び同条第1項第1

号、第17条第1項第1号並びに第19条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(小金井市消防団条例の一部改正)

第7条 小金井市消防団条例（平成14年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有するとされ又は改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、第5

条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第17条の4（同条第1項第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

（小金井市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）に定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の小金井市職員退職手当支給条例第15条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

小金井市功労者褒賞条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(功労者)</p> <p>第2条 この条例でいう功労者とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公益上功労顕著な者又は善行者にして他の模範とするに足るもので、市議会の議決を経たもの</p> <p>(3) 一般職の職員で10年以上勤続し、他の模範とするに足るもので、市長が功績顕著と認めるもの</p> <p>(前職待遇)</p> <p>第6条 満8年以上特別職の職にあつた者には、次の各号に定める事項について前職の待遇をする。ただし市長の職にあつた者は8年未満においてもこの限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 死亡の際における弔詞及び香華料等の贈呈</p> <p>(特例)</p> <p>第8条 功労者が次の各号の一に該当したときは、褒賞及び前職待遇は行わない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>付 則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。</p>	<p>(功労者)</p> <p>第2条 この条例でいう功労者とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公益上功労顕著な者または善行者にして他の模範とするに足る者で、市議会の議決を経た者</p> <p>(3) 一般職の職員で10年以上勤続し、他の模範とするに足る者で、市長が功績顕著と認める者</p> <p>(前職待遇)</p> <p>第6条 満8年以上特別職の職にあつた者には、次の各号に定める事項について前職の待遇をする。ただし市長の職にあつた者は8年未満においてもこの限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 死亡の際における弔詞および香華料等の贈呈</p> <p>(特例)</p> <p>第8条 功労者が次の各号の一に該当したときは、褒賞および前職待遇は行わない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>用語の整備</p> <p>同上</p> <p>用語の整備及び拘禁刑の創設</p>

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 省略

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例その他の定めの場合によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5 省略

6 省略

小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例（第2条関係）

改正条例		現行条例	備考
<p>(罰則)</p> <p>第9条 前条の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は<u>50万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>付 則 (抄) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</p> <p>3 } 省略 6 }</p>	<p>(罰則)</p> <p>第9条 前条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は<u>3万円</u>以下の罰金に処する。</p>	<p>拘禁刑の創設及び規定の整備</p>	

小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例（第3条関係）

改正条例		現行条例	備考
<p>(罰則)</p> <p>第8条 前条の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は<u>50万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>付 則 (抄) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従</p>	<p>(罰則)</p> <p>第8条 前条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は<u>3万円</u>以下の罰金に処する。</p>	<p>拘禁刑の創設及び規定の整備</p>	

<p>前の例による。</p> <p>3 } く } 省略 6 }</p>	
--	--

小金井市行政不服審査法の施行に関する条例（第4条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(罰則)</p> <p>第13条 前条の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>付 則(抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。</p> <p>(罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</p> <p>3 } く } 省略 6 }</p>	<p>(罰則)</p> <p>第13条 前条の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>拘禁刑の創設</p>

職員の給与に関する条例（第5条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(期末手当の不支給)</p> <p>第17条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、第17条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>(期末手当の不支給)</p> <p>第17条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、第17条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p>	

(2) 省略

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止め）

第17条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 省略

2 省略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に

(2) 省略

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止め）

第17条の4 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 省略

2 省略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に

明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 省略

(3) 省略

4

} 省略

6

付 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 省略

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)(が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)

明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 省略

(3) 省略

4

} 省略

6

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例その他の定めによることとされ、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪についてされた起訴は、第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第17条の4(同条第1項第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

6 省略

小金井市職員退職手当支給条例(第6条関係)

改正条例		現行条例	備考
(退職手当の支払の差止め) 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事		(退職手当の支払の差止め) 第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事	拘禁刑の創

訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 省略

2 }
? } 省略
4 }

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過したとき。

(3) 省略

6 }
? } 省略
10 }

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 省略

2 }
? } 省略
4 }

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過したとき。

(3) 省略

6 }
? } 省略
10 }

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 同上

拘禁刑の創設

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項の事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

- (2) 省略
- (3) 省略

2 } 省略
? }
6 }

（退職をした者の退職手当の返納）

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出され

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項の事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 省略
- (3) 省略

2 } 省略
? }
6 }

（退職をした者の退職手当の返納）

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第14条第1項の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出され

る金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 省略
(3) 省略

2 }
? } 省略
6 }

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第19条 省略

2 省略

3 省略

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内において基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に拘禁刑以上の刑に処せられた後において、当該刑事事件に拘禁刑以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 }
? } 省略
8 }

る金額（次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 省略
(3) 省略

2 }
? } 省略
6 }

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第19条 省略

2 省略

3 省略

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内において基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に禁錮以上の刑に処せられた後において、当該刑事事件に禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者退職手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 }
? } 省略
8 }

付 則 (抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 省略
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例その他の定め例によることとされ人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は長期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は長期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

<p>5 省略 (小金井市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>6 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)に定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の小金井市職員退職手当支給条例第15条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。</p>	
---	--

小金井市消防団条例 (第7条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 省略</p> <p>付 則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。</p> <p>(罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有するとされ又は改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 省略</p>	<p>拘禁刑の創設</p>

定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例その他の定めの場合によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5 省略

6 省略

議案第20号

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙
のように改正する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第20号資料

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、<u>献立等</u>について<u>栄養</u>の観点からの<u>指導</u>が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) } 省略 ? } (5) } 2 省略</p> <p>付 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<u>栄養士</u>により、<u>献立等</u>について<u>栄養</u>の観点からの<u>指導</u>が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) } 省略 ? } (5) } 2 省略</p>	<p>管理栄養士・ 栄養士制度 の変更</p>

議案第21号

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を別紙のよう
に改正する。

令和7年1月24日提出

小金井市長 白井 亨

(提案理由)

武蔵小金井駅北口地区地区計画を都市計画決定したことに伴い、本条例の適用区域
に加える必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

7	令和6年小金井市告示第262号に定める小金井都市計画武蔵小金井駅北口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画に定められた区域（以下次表において「武蔵小金井駅北口地区整備計画」という。）
---	---

別表第2に次のように加える。

7	武蔵小金井駅北口地区整備計画	駅前街区 地区A	次に掲げる用途に供するための建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 工場（法別表第2の(に)欄に定めるもの） 3 倉庫業を営む倉庫 4 前3項に附属するもの	10分の68 ただし、都市計画法第8条第3号高第1項規定する高度利用地区に計画する都市計画に規定する建築物は、上記の記載にかかわらず、当該高度利用地区で定めるところによる。	10分の20	500平方メートル ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 公共用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類するもの 2 広場、道路その他これらに類するもの 3 公共用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類するもの 4 防火上及び衛生上支障がないもの	都市計画図書による。	次に掲げる建築物 1 地上2階以上に設けられる専ら通行の用に供する渡り廊下、階段等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 落下被害防止等のために設けられる建築物の部分で、歩行者等の通行の妨げとならないもの	130メートル
		ムサコ通り沿道地区A	区画道路1号及び計画図に示す道路A（ムサコ通り）に接する敷地で、次に掲げる用途に供するための建築物 1 3階以下の部分のうち、区画道路1号及び計画図に示す道路A（ムサコ通り）に面する建築物の部分住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用（出入口は除く。）に供する建築物（自家用のものを除く。） 2 自動車庫（建築物に附属するものを除く。） 3 倉庫（延べ面積が200平方メートルを超えるものに限る。）、畜舎（床面積の合計が15平方	10分の15	10分の5	500平方メートル ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 公共用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類するもの 2 広場、道路その他これらに類するもの 3 公共用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類するもの 4 防火上及び衛生上支障がないもの	都市計画図書による。	次に掲げる建築物 1 地上2階以上に設けられる専ら通行の用に供する渡り廊下、階段等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 落下被害防止等のために設けられる建築物の部分で、歩行者等の通行の妨げとならないもの	21メートル、かつ地上5階以下

<p>ムサコ通り沿道地区B</p>	<p>メートルを超えるものに限り、及び工場（洋服店、畳屋、建具屋、電気器具店その他これらに類するもの並に自家販売のため食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のもに限る。）で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>4 1階の部分で風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第26条第6項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供する建築物</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>都市計画図による。</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 地上2階以上に設けられる専ら通行の用に供する渡り廊下、階段等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの</p> <p>2 落下被害防止等のために設けられる建築物の部分で、歩行者等の通行の妨げとならないもの</p>	<p>2.1メートル、かつ地上5階以下</p>	<p>—</p>
-------------------	--	----------	----------	------------------	--	-------------------------	----------

除く。)

3 倉庫（延べ面積が200平方メートル以上のもに限る。）、畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。）及び工場（洋服店、畳屋、建具屋、電気器具店その他これらに類するもの並びに自家販売のため食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のもに限る。）で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。)

4 1階の部分を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供する建築物

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号資料 小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考			
別表第1 (第2条関係)	区域	区域	区域				
6	省 略	省 略	省 略				
7	令和6年小金井市告示第262号に定める小金井都市計画武蔵小金井駅北口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画に定められた区域（以下次表において「武蔵小金井駅北口地区整備計画」という。）	省 略	省 略	武蔵小金井駅北口地区に定める規定の追加			
別表第2 (第3条～第8条関係)							
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
区域	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の敷地面積に対する割合の最高限度	敷地面積の最低限度	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度
別表第2 (第3条～第8条関係)							
6	武蔵小金井駅北口地区整備計画	10分の6	二	50.0メートル	都市計画図による。	130メートル	二
7	武蔵小金井駅北口地区整備計画	10分の8	二	50.0メートル	都市計画図による。	130メートル	二
<p>次に掲げる用途に供するための建築物</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第6項各号に掲げる店舗用特種営業の用に供するもの</p> <p>2 工場（法別表第2（に）欄に定めるもの）</p> <p>3 倉庫業を営む倉庫</p> <p>4 前3項に附属するもの</p> <p>次に掲げる建築物</p> <p>1 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>2 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>3 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>4 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>5 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>6 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>7 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>8 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>9 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>10 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>11 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>12 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>13 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>14 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>15 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>16 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>17 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>18 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>19 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>20 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>21 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>22 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>23 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>24 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>25 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>26 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>27 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>28 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>29 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>30 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>31 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>32 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>33 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>34 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>35 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>36 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>37 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>38 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>39 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>40 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>41 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>42 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>43 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>44 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>45 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>46 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>47 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>48 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>49 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>50 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>51 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>52 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>53 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>54 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>55 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>56 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>57 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>58 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>59 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>60 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>61 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>62 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>63 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>64 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>65 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>66 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>67 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>68 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>69 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>70 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>71 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>72 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>73 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>74 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>75 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>76 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>77 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>78 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>79 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>80 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>81 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>82 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>83 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>84 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>85 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>86 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>87 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>88 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>89 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>90 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>91 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>92 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>93 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>94 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>95 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>96 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>97 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>98 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>99 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p> <p>100 敷地面積が、敷地面積の10%以上を占めるもの</p>							

<p>△サ 通 り 道 地 区A</p>	<p>区画道路1号及び計画図に示す道路A(△サコ通り)に接する敷地で、次に掲げる用途に供するための建築物 1. 3階以下の部分のうち、区画道路1号及び計画図に示す道路A(△サコ通り)に面する建築物の部分 2. 住宅、寄宿舎及び下宿の用(出入口は除く)に供する建築物(自家用のものを除く) 3. 自動車庫(建築物に附属するものを除く) 4. 倉庫(延べ面積が200平方メートル以上のもの)</p>	<p>1.0 分 1.5</p>	<p>1.0 分 5</p>	<p>二</p>	<p>5.0.0 平方メートル ただし、次のいずれに該当する場合は、この限りでない。 1. 非歩道、バス停留所、その他これら類するもの 2. 塙路その他これら類するもの</p>	<p>市 画 書 に よ る。</p>	<p>根、柱、壁その他これら類するもの 2. 下管防止のために設けられる建築物の壁 3. 通行者の通行妨げとならないもの</p>	<p>2.1.メ 二 つ 地 上 5 階 以 下</p>	<p>二</p>
--	---	--------------------------	------------------------	----------	--	---	--	--	----------

根、柱、壁その他これら類するもの
 2. 下管防止のために設けられる建築物の壁
 3. 通行者の通行妨げとならないもの

市
画
書
に
よ
る。

5.0.0
平方メートル
ただし、次のいずれに該当する場合は、この限りでない。
 1. 非歩道、バス停留所、その他これら類するもの
 2. 塙路その他これら類するもの

1.0
分
5

1.0
分
1.5

区画道路1号及び計画図に示す道路A(△サコ通り)に接する敷地で、次に掲げる用途に供するための建築物
 1. 3階以下の部分のうち、区画道路1号及び計画図に示す道路A(△サコ通り)に面する建築物の部分
 2. 住宅、寄宿舎及び下宿の用(出入口は除く)に供する建築物(自家用のものを除く)
 3. 自動車庫(建築物に附属するものを除く)
 4. 倉庫(延べ面積が200平方メートル以上のもの)

△サ
通
り
道
地
区A

ものに限り、査査
(床面積の
合計が15
平方メートル
を超える
もの)及び工
場(洋服店、
畳屋、建具
屋、電気器具
店その他こ
れらに類す
るもの並び
に自家販売
のために査
品製造業を
営むパン屋、
米屋、豆腐
屋、菓子屋そ
の他これら
に類するも
の(原動機を
使用する場
合には、原動
機の出力の
合計が0.7
5キロワッ
ト以下のも
のに限る。)
で、作業場の
床面積の合
計が50平方
メートル
以内のもの
を除く。)
4. 1階の部分
を風俗営業等
の規制及び業
務の適正化等
に関する法律
第2条第6項
各号に掲げ
る店舗型風俗
営業の用に
供する建
物

類するもの
 内に
 ある
 建物
 安全
 防火
 及び
 衛生
 上
 障が
 ない
 もの

類するもの
 の
 2. 被
 害防
 止等
 のた
 めに
 設け
 られ
 る建
 物の
 部分
 又は
 通行
 の妨
 げとな
 らない
 もの

A サ コ リ コ 道 道 地 区B		二	二	都 市 画 区 に よ る。	次に掲 げらる る建 物の 1. 上 階以 上 に 設け られ る 通行 の用 に 供す る	2. 1メ ートル かつ地 上5階 以上 以下	二
--	--	---	---	----------------------------------	---	--	---

を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用(出入口は除く。)に供する建築物(自家用のものを除く。)

2 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)

3 倉庫(延べ面積が200平方メートル以上に、ものに限る。)倉庫(床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。)及び工場(海陸空一併、器具屋、電気器具店その他これらに並ぶるもの並びに自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のもものに限る。)で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。)

4 1階の部分(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型風俗営業の用に供する建築物)

り歴下階並にこれに設けられる柱、壁その他これらに類するもの、蓋被下階止のため設けられる建築物の部分で、非通行等の通行の妨げとならないもの

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

令和7年 第1回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

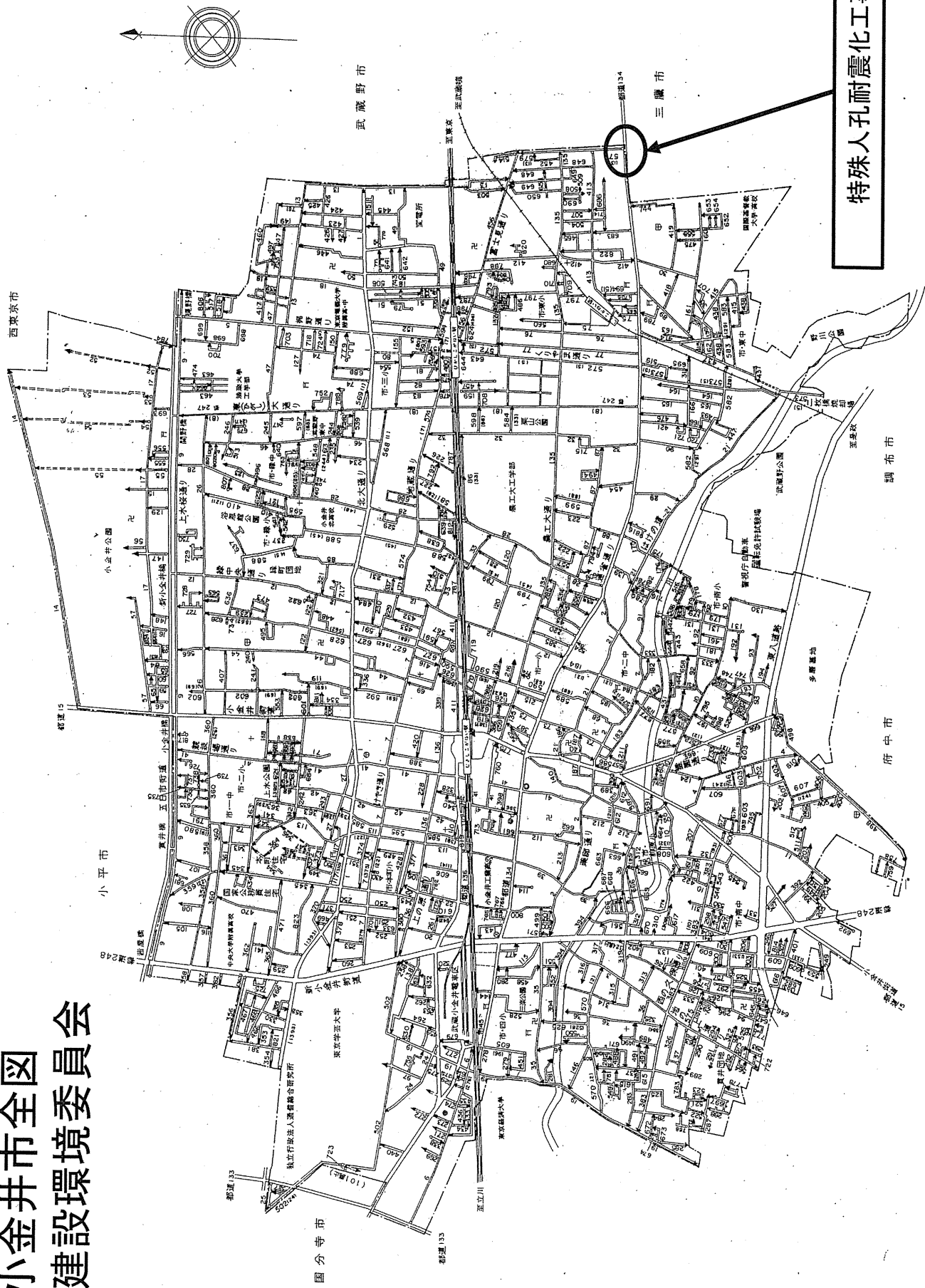
建設環境委員会

令和6年11月 1日から
令和6年12月31日まで

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	6446	令和6年11月13日	特殊人孔耐震化工事 金澤建設(株)	21,120,000	令和6年11月14日から 令和7年3月27日まで	特殊人孔耐震化工 1式	制限付一般競争入札1者	10

進捗率は、令和7年1月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会



特殊人孔耐震化工事